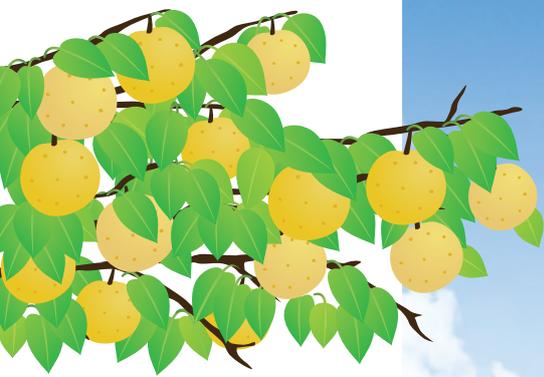


第五次稲城市 長期総合計画

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城

- みんなでつくる 笑顔と未来 -

 稲城市



「みんなで作る 笑顔と未来」へ

稲城のまちは、明治22年（1889年）に6ヵ村が合併して稲城村が誕生してから平成31年で130周年を迎え、令和3年11月には町から市となって50周年という節目の年を迎えることとなります。

これまで稲城市では、四次にわたる長期総合計画に基づき、豊かな自然環境を活かしながら土地区画整理事業、多摩ニュータウン開発等の都市基盤整備に取り組むとともに、新たな市民ニーズを捉え、計画外の事業にも柔軟に対応することで市民サービスの向上を図ってきました。我が国の総人口が平成20年をピークに減少し続ける中であっても、稲城市の人口が増加すると見込まれているのは、こうした取り組みの成果であり、安心・安全で住みやすいまち、主婦が選んだ幸せに暮らせるまち等の評価をいただいています。



長期総合計画の基本的な理念にあたる基本構想については、地方自治法により市議会の議決を経て策定することが義務付けられていました。平成23年の地方自治法改正によりその義務はなくなりましたが、稲城市長期総合計画条例を制定することで、長期総合計画の策定について明確に位置付け、基本構想の議決や策定への市民参加についても定めました。

第五次稲城市長期総合計画の策定にあたっては、非常に多くの市民の皆様にご参加いただきました。市民公募で設置した「2030年の稲城を描く市民会議」をはじめ、市内全10地区での地区別懇談会、13のグループ等との団体別懇談会、無作為抽出で実施の市民意識調査、2030年に向けた提案の募集のほか、計画策定の進捗に合わせて、基本構想案や基本計画案への市民意見公募も実施しました。

「2030年の稲城を描く市民会議」では、小・中学生を対象に「みんなの稲城2030年アンケート」を実施し、4,000人を超える児童・生徒の意見も踏まえ、大変熱のこもった議論がなされました。このまちの目指すべき方向として「市民の力が活躍するまち」「コミュニティが活きるまち」「ほどよく田舎ほどよく都会なまち」という3つの大きな柱にまとめ、その根底には人がいて「シビックプライド」がある、そうしたすばらしい提言をいただきました。

条例の規定により設置した稲城市長期総合計画審議会では、市民公募の委員や各分野の専門的識見を有する委員が、「2030年の稲城を描く市民会議」の提言も踏まえ、多面的な視点から基本構想案を審議し、その結果を答申していただきました。

こうして第五次稲城市長期総合計画では、第一次の長期総合計画から変わらずに将来都市像として掲げてきた「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」を継承しつつ、2030年代を見据えて「みんなで作る 笑顔と未来」を加えました。これを実現するために5つのまちづくりの基本目標を定め、特に必要な基本的視点として「市民の力が活きるまち」「SDGs（持続可能な開発目標）」「中間点としての2030年」の3つを挙げています。

今後は、自らが住むこのまちに関わりこのまちを良くしていこうという思い、この「シビックプライド」を持って活動する市民の皆様が活きているまち、市民が世代交代しながら定住できるほどよく田舎ほどよく都会なまちを目指して、持続可能なまちづくりを進めるべく、市民の総力で創り上げた第五次稲城市長期総合計画を推進してまいります。

結びに、「2030年の稲城を描く市民会議」の参加者の皆様、地区別・団体別懇談会に参加してくださった皆様、アンケートへの回答を含め様々なご意見を寄せてくださった児童・生徒や市民の皆様、稲城市長期総合計画審議会委員、稲城市議会並びに多くの本計画策定に関わってくださった皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 稲城市長

高橋 勝浩

稲城市民憲章

（昭和五十六年十一月一日 制定）

縄文の昔から緑豊かな多摩の横山と多摩川の清流にはぐくまれた私たちのまち稲城。私たちは、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市を作るために、市民憲章を定めました。市民ひとりひとりがこの憲章を心の道しるべとして、より豊かなまちとなるよう協力しましょう。

- 一、太陽と緑をたいせつにし、土の香りのあるまちを作りましょう。
- 一、市民としての自覚をもち、助け合って住みよいまちを作りましょう。
- 一、年よりや子どもをいたわり、若い力を育てるまちをつくりましょう。
- 一、心身ともに健やかに笑顔で働けるまちをつくりましょう。
- 一、伝統を尊び、文化を高め、未来に展望がもてるまちをつくりましょう。

稲城市平和都市宣言

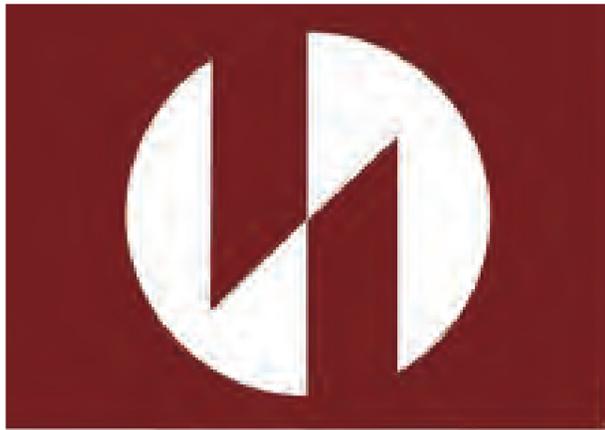
（平成三年三月七日 制定）

かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は共通のものであります。

現行憲法に貫かれた平和の精神をもとに、非核三原則を遵守し、世界の人々と手を携えて、人類永遠の平和を築くことが私たちの責務です。

市民憲章の心を基本理念として、私たちは真の平和と幸せを望み、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと稲城をつくるために努力しています。

ここに稲城市制定二十周年の年を迎え、平和への誓いを新たに決意し、稲城市が平和都市であることを宣言します。



稲城市章

(昭和 42 年 10 月 14 日制定)
いなぎの「い」を図案化したもので、円満な市政と、将来に向かって限らない発展を象徴しています。

市の木 イチョウ

(昭和 48 年 11 月 1 日制定)
苗木も入手しやすく植栽も簡単です。公害に強く、街路樹に適しており、品位もあることから市の木に選定されました。



市の花 梨

(昭和 48 年 11 月 1 日制定)
梨は、江戸時代・元禄期から栽培され始めたといわれており、現在も稲城市の特産物となっています。春には白い花が咲きます。



市の鳥 チョウゲンボウ

(平成 28 年 11 月 1 日制定)
チョウゲンボウは、市街地でも見られる、ハトほどの大きさのハヤブサの仲間です。自然が多い稲城市の生態系の豊かさを示すシンボリックな鳥です。

ロゴタイプ

(平成 29 年 11 月 1 日制定)
市制施行 45 周年記念事業の一環で、漢字表記「稲城市」と英語表記「INAGI CITY」のロゴタイプ（文字デザイン）を制定しました。



稲城市イメージキャラクター 稲城なしのすけ

(平成 23 年 10 月 13 日誕生)
市制施行 40 周年を記念して、メカニックデザイナーの大河原邦男氏とマルチクリエイターの井上ジェット氏により、稲城市イメージキャラクターが作成されました。

CI シンボルマーク・ロゴ

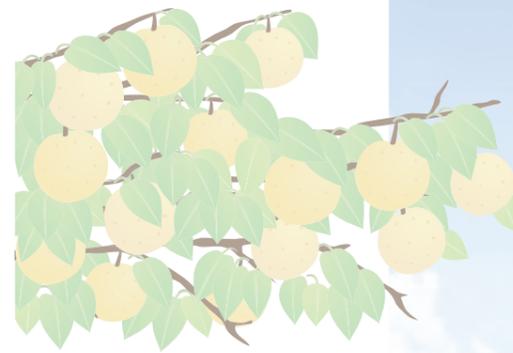
(平成 8 年 7 月 19 日制定)
稲城市の CI 活動推進のシンボルマーク。稲城の「i」を形象化し、楕円は梨に代表される豊かな実りを、曲線は稲城の自然を、全体で未来に向かって発展する力を表現しています。



稲城市制施行 50 周年記念 記念ロゴマーク

(令和 2 年 12 月)
市制施行 50 周年を記念したロゴマーク。50 の「0」の中に、市の形と特産品の梨を配置し、「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち」にふさわしく、全体を緑でまとめ、笑顔を盛り込んでいます。

第五次稻城市長期総合計画



目次

第1編 総論	1	1 義務教育の内容の充実	50
1 計画について	3	2 教育環境の充実	52
(1) 計画の根拠及び位置付け	3	第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興	54
(2) 計画の名称	3	1 生涯学習の推進	54
(3) 計画の構成及び期間	3	2 歴史・文化・芸術の振興	56
2 時代の潮流	4	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～黑板アート	58
(1) 人口減少と少子高齢化	4	第2章 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	61
(2) インフラ等の老朽化	4	第1節 健やかな暮らしと医療の充実	64
(3) 大規模災害等発生の可能性	4	1 健康づくりの推進	64
(4) Society5.0 の実現	5	2 地域医療体制の充実	66
(5) 共助社会の拡大	5	3 市立病院の充実	68
3 新たな長期総合計画策定に向けて	6	第2節 安心して暮らせる地域福祉	70
第2編 基本構想	7	1 地域福祉の展開	70
1 基本構想の趣旨	8	2 高齢者福祉の充実	72
2 将来都市像	8	3 障害者（児）福祉の充実	74
3 目標年次	9	4 生活の安定と自立への支援の充実	76
4 想定人口	9	第3節 公的医療保険と年金制度の推進	78
5 基本的な視点	10	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～高齢者等食事サービス	80
6 ほどよく田舎 ほどよく都会なまち	12	第3章 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	83
7 まちづくりの基本目標	14	第1節 地域循環共生圏形成の推進	86
8 施策の大綱	15	1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進	86
I 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城	15	2 循環型社会づくり	88
II 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	18	3 良好な生活環境の保持・増進	90
III 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	20	4 生物多様性の保全	92
IV 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城	24	第2節 豊かな水と緑のあるまちづくり	94
V 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城	28	1 自然環境の保全と緑の創出	94
第3編 基本計画	31	2 水と緑・公園の魅力の向上	96
第1部 基本計画 総論	32	第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信	98
1 基本計画の趣旨	32	1 持続可能な都市農業の振興	98
2 計画の期間	32	2 商工業の活性化	100
3 人口推計	33	3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	102
4 財政推計	34	4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進	104
第2部 基本計画 各論	36	《コラム》市民の力が生きるまちを目指して ～カレースタンプラリー	106
第1章 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城	41	第4章 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城	109
第1節 育ち育てる力の充実	44	第1節 安心して暮らせるまちづくり	114
1 育ち育てる環境の充実	44	1 計画的で適切な土地利用の推進	114
2 育ち育てる相談・支援体制の充実	46	2 市街地の整備	116
3 青少年の健全育成	48	3 市街地の再生	118
第2節 生きぬく力の育成	50	第2節 便利で快適な生活環境の整備	120
		1 道路環境の向上	120

2 交通環境（モビリティ）の向上	122
3 衛生環境の向上	124
4 総合的な水害対策の推進	126
第3節 安全で安心な暮らしを守る対策	128
1 消防体制の充実	128
2 救急医療体制の充実	130
3 地域防災活動の推進	132
4 防犯活動の推進	134
5 安全で安心な消費生活の推進	136
《コラム》市民の力が活きるまちを目指して ～稲城市女性防火クラブ	138
第5章 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城	141
第1節 互いに尊重し合う意識の醸成	144
第2節 コミュニティの充実と交流の推進	146
1 コミュニティの育成支援	146
2 都市間交流・多文化交流の推進	148
第3節 市民が参加するまちづくり	150
1 市民と行政の情報の共有	150
2 市民協働の推進	152
第4節 持続可能な自治体経営	154
1 健全な行財政運営	154
2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置	156
3 情報システムを活用した行政サービスの向上	158
《コラム》市民の力が活きるまちを目指して ～稲城お弁当プロジェクト	160
資料編	161

第1編 総論



1 計画について

(1) 計画の根拠及び位置付け

本計画は、稲城市長期総合計画条例（平成30年稲城市条例第14号）第3条第1項を根拠とします。また、同条例第4条第1項に「市の最上位計画とする」と規定されています。

(2) 計画の名称

この計画の名称は、「第五次稲城市長期総合計画」とします。

(3) 計画の構成及び期間

長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造とします。

① 基本構想

基本構想の期間は、2030年代初頭までの概ね10年間とします。

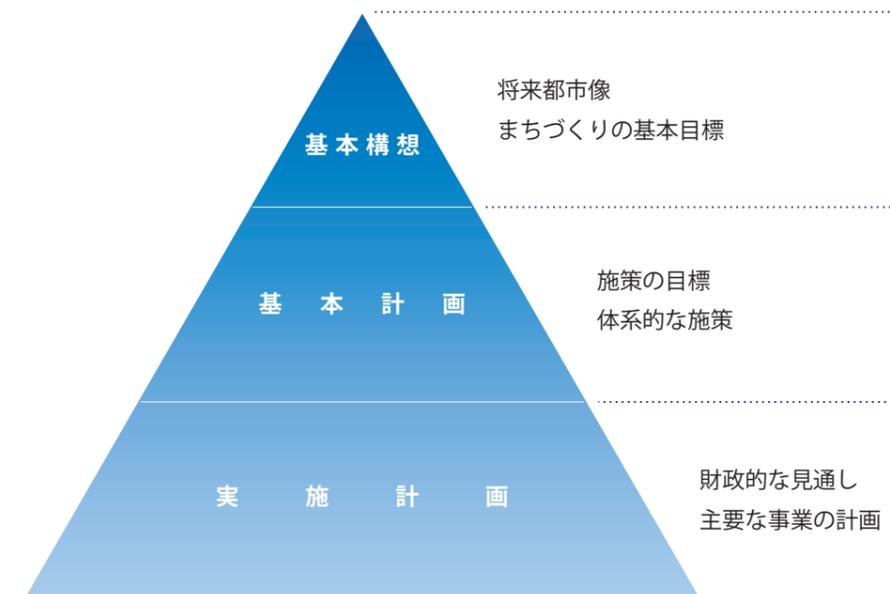
② 基本計画

基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

③ 実施計画

実施計画は、前期と後期に分けて策定し、前期実施計画期間を令和3（2021）年度からの5年間、後期実施計画期間を令和8（2026）年度からの5年間とします。

【第五次稲城市長期総合計画の構成】



2 時代の潮流

わが国は、令和 22（2040）年頃に向けて、少子化による急速な人口減少と高齢化という、未曾有の危機に直面しています。

人口減少が進み、わが国を取り巻く環境に不確実性が増す中で、持続可能な形で安定して住民サービスを提供し続けるためには、稲城市においても時代の潮流を踏まえ、生じる課題に適切に対応していく必要があります。また、将来、発生しうる大規模災害や、未知の危機等への対応も不可欠です。

未来へと続いていく稲城市の、途上としての 2030 年がどのような時代であるかを適切に見通さなければなりません。

(1) 人口減少と少子高齢化

日本の出生数は平成 28（2016）年に 100 万人を割り込み、令和 12（2030）年には 75 万人まで減少することが見込まれています。

令和 12（2030）年には、平成 27（2015）年と比較して、20 代から 30 代の若い世代が約 2 割減少していると見られ、生産年齢人口の減少が加速します。その一方で、75 歳以上の後期高齢者は 4 割の増加となり急激に高齢化が進みます。

人口集中を指摘される東京都においても、令和 7（2025）年をピークに人口減少に転じるといわれている中で、稲城市では、土地地区画整理事業等の都市基盤整備に伴い、子育て世代を中心とした人口増加が続き、少子化・高齢化も比較的ゆるやかに進行すると見込まれます。こうした市の特徴的な人口構造を認識した上で、全国的な人口減少・少子高齢化により生じる生産年齢人口の減少等、市行政に影響を与える世情の変化について注視していく必要があります。

(2) インフラ等の老朽化

全国的に令和 12（2030）年には多くのインフラが築 50 年超となる等、インフラ・公共施設の老朽化が進み、維持管理に莫大なコストがかかると見込まれます。高度経済成長期に人口増加を前提として一斉に整備したインフラ・公共施設は、人口減少下の時代において、その必要性の低下や、当初期待した効果を発揮できなくなる等の可能性も生じてきます。そのため、更新にあたっては、全国的に、サービス供給体制も含めて、人口減少時代に即したものに直す必要が生じてきます。

稲城市においても、インフラ・公共施設の老朽化に伴う維持管理や更新に係る財政負担が課題となっています。人口については全国的な減少傾向とは異なり、稲城市では当分の間、増加が見込まれていますが、インフラの更新等にあたっては、先を見通して検討する必要があります。

(3) 大規模災害等発生の可能性

首都直下地震（M7 クラス）、南海トラフ地震（M8～9 クラス）の発生確率は、30 年以内に 70% 程度で、いずれも被害規模は東日本大震災を上回ることが想定されます。

また、地球温暖化に伴う異常気象により集中豪雨等の発生が増加し、河川の氾濫や土砂災害の危険性も増大すると予想されます。

稲城市において、地震災害で最も被害が大きいと想定されている多摩直下地震（M7.3）では、市内で 1,000 人を超える死傷者、16,000 人を超える避難者、約 2,800 棟の建物被害が発生すると見込まれています。

水害については、市の北側を流れる多摩川、中心部を流れる三沢川、市街地の中に網目状に広がる大丸用水、丘陵地を源とする大丸谷戸川、麻生川と、稲城市は水が豊富な良好な環境である反面、豪雨時における水害の危険性も高くなっています。

あらかじめ想定されるこれらの災害について、適切に備えておかなければなりません。さらに、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症による世界的な脅威等、今後起こりうる未知の危機に対しても、対応しうる体制を整える必要があります。

(4) Society5.0 の実現

第 4 次産業革命*¹、すなわち、IoT・AI等の活用で起こる技術革新を通じて国が目指している Society5.0*²は、それらの技術を産業や社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決とを両立する社会です。

個々の多様なニーズに対応した、より満足度の高いサービスが提供可能となり、生活の利便性や質も向上すると見込まれています。また、日本の国際競争力を左右し、国内の産業構造・雇用構造に大きな影響を与えることも想定されています。

Society5.0 の実現は、稲城市においても市民生活の基盤となってくるものであり、行政においても、その技術の有効活用を視野に入れながら、時代に適合したサービス向上を図っていく必要があります。

(5) 共助社会の拡大

人口減少・少子高齢化の急速な進行は、全国的に、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小による経済活動の停滞、深刻な人手不足、公共交通ネットワークの縮小といった、様々な課題を生み出しています。各地域における課題の多様化・複雑化に、行政だけでは対応が難しくなってくることが予想されます。

こうした中で、副業・兼業の拡大や高齢者の社会参加等を背景に、地域コミュニティや多様な市民活動が広がり、地域を支える担い手となって、助け合い、支え合い、課題解決していく社会が拡大していくと見込まれています。

稲城市では、市民と行政がそれぞれの立場を尊重し、特性を活かしながら連携・協力する協働のまちづくりを進めてきていますが、今後、だれもが様々な形態・方法で、地域において活躍の機会や場所を持てるまちづくりを進める必要があります。

用語解説

*¹ 第 4 次産業革命：第 1 次産業革命（蒸気機関等による工場の機械化）、第 2 次産業革命（電力を用いた大量生産化）、第 3 次産業革命（電子工学や情報技術を用いたオートメーション化）に続く技術革新。IoT や AI、ビッグデータ、ロボットの活用により、①大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供への移行、②既に存在している資源・資産の効率的な活用、③AI やロボットによる従来人間によって行なわれていた労働の補助・代替といったことが可能となる。

*² Society5.0：超スマート社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上 5 番目の社会。第 4 次産業革命の進展が、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与え、経済成長や健康長寿社会の形成等につながり、少子高齢化が進む我が国において、人々に豊かさをもたらす、個人がいきいきと暮らせる超スマート社会のこと。

3 新たな長期総合計画策定に向けて

稲城市は、昭和 50（1975）年に「稲城市長期総合計画」を策定して以降、四次にわたる長期総合計画を策定し計画的なまちづくりを進め、住み良さを誇るまちへと発展してきました。第五次計画にあっても、時代の潮流を捉えた長期的かつ総合的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにし、安定的かつ計画的なまちづくりを推進します。

地方自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、この先も厳しい状況が見込まれる中で持続的に発展していくためには、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、稲城市にふさわしいまちづくりを進めていかなければなりません。

新たな長期総合計画の策定にあたっては、以下の観点をもって整理しています。

(1) 市民の参加

市の 10 年間にわたるまちづくりについて定める長期総合計画には、市民の意見や提案が反映されることが必要です。

このため、子どもから高齢者まで、市内各地区、様々な団体等、市民だれもが計画の策定に参加できるような機会の充実を図りました。

市民の思い描く 2030 年代の稲城市の姿を反映させた長期総合計画となるよう努めています。

(2) 実効性のある計画

長期総合計画に定めた施策を確実に実施していくためには、財源の裏付けが必要となります。

このため、2030 年代の稲城市の姿の実現に向けて、財政フレームと十分な調整を図った上で、実施すべき施策を検討し、実効性のある長期総合計画としています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

持続可能なまちづくりを目指す計画であることを明確にするため、施策の大綱に、2030 年をゴールとする「SDGs（持続可能な開発目標）」の 17 の目標のうち、関連するアイコンを表示しています。

(4) 空間計画としての側面

稲城市がどのようなまちとなるのか、各施策が市域でどのように計画されているのかを分かりやすくするため、それらを地図上に表示することで、長期総合計画に空間計画としての側面を持たせています。

(5) 成果がわかる目標の設定

長期総合計画において、各施策が何を目標としているのかを市民に分かりやすく示し、施策の進捗状況や成果の把握を容易とするため、指標を設定し、その目標数値等を表示しています。

第 2 編 基本構想



1 基本構想の趣旨

稲城市は、明治 22（1889）年に稲城村として誕生して以来、平成 31（2019）年に村制施行 130 周年を迎える等、長い歴史を積み重ねています。

稲城のまちなみは、網目状に広がる用水路を活用した農村地帯から、多摩ニュータウンの開発に代表される首都圏近郊の住宅都市へと変化を遂げてきました。また、市内に広がる水や緑と生活の利便性とのほどよいバランスを保ちつつ都市基盤整備を実施し、幹線道路の整備や、JR南武線の高架化によって踏切のないまちとなる等、交通の利便性と良好な環境を兼ね備えた住み良いまちとして、今日まで人口が増え続けています。

基本構想は、このような歴史的経過を踏まえつつ新しい時代を展望し、まちづくりの基本的な理念として市の目指す将来都市像とまちづくりの基本目標を掲げ、それを実現するための基本的な方向性を示します。また、様々な情勢を鑑みつつまちづくりに必要な視点を考察し、地域社会の持続的な発展とより豊かな市民生活を実現するため、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針として策定します。

2 将来都市像

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城
みんなで作る 笑顔と未来

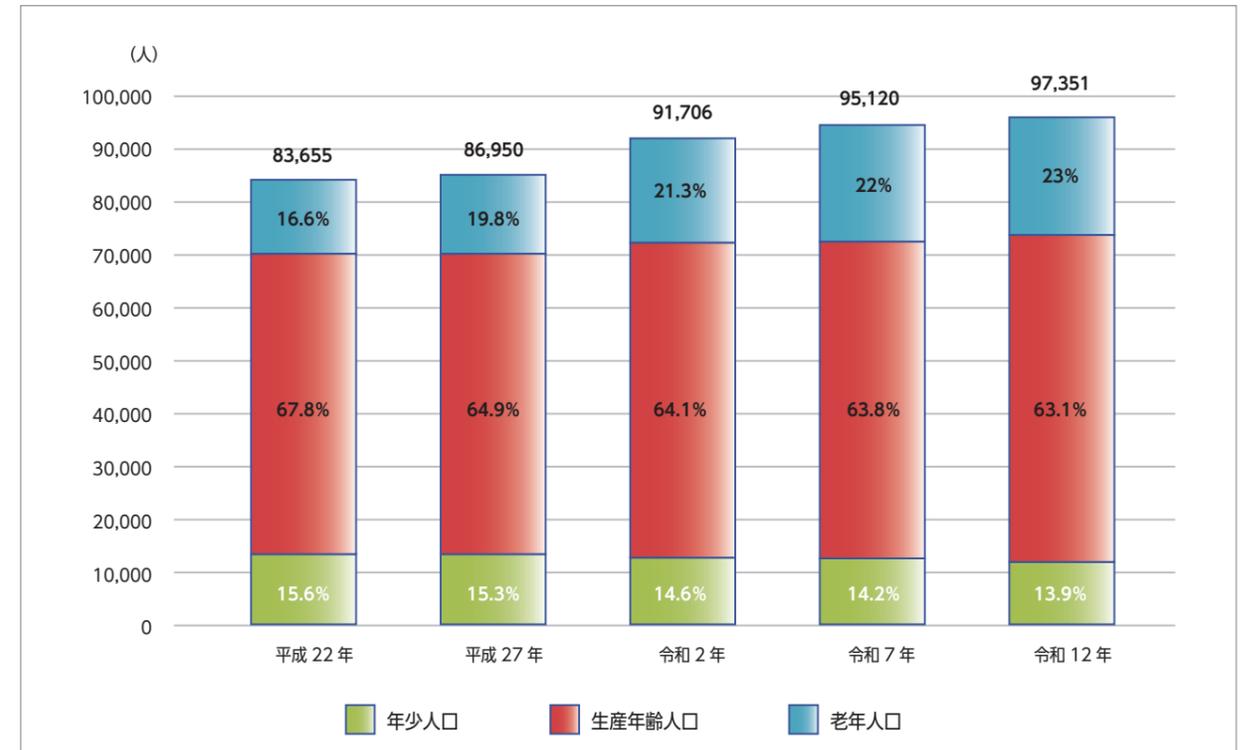


3 目標年次

この基本構想は、2030 年代初頭を目標とします。

4 想定人口

令和 12（2030）年の人口について、9万7千人と想定します。



(注) 4月1日の人口。
平成 22 年は住民基本台帳及び外国人登録者数による実績値。
平成 27 年及び令和 2 年は住民基本台帳による実績値。
令和 7 年及び令和 12 年は推計値。

5 基本的な視点

第五次稲城市長期総合計画は、将来都市像とまちづくりの基本目標を実現するために特に必要な視点として次の3つを挙げ、まちづくりに取り組んでいきます。

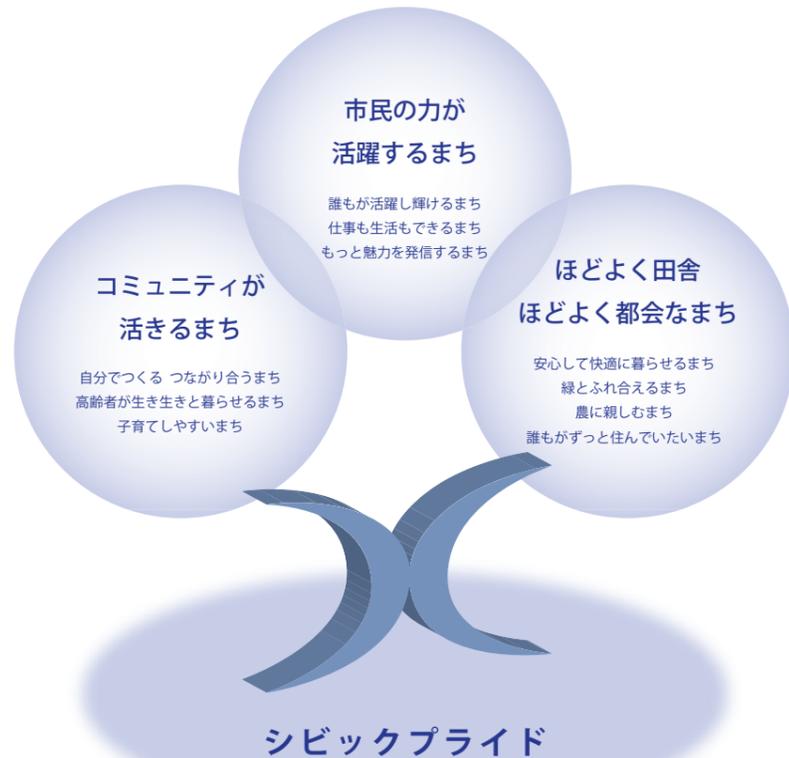
第1の視点 市民の力が活躍するまちを目指して

稲城市では、これまで市民と行政の協働によるまちづくりを推進してきました。その中で、行政主導で行なうまちづくり、市民と協働で行なうまちづくりに加え、市民が主体的に行なうまちづくりの形も見られます。

市民が自分達の目線でまちを見つめ、行政とは異なった自分達に合った方法で、身近な問題を解決してみようという市民やコミュニティの活動が行なわれています。

自分達が住むこのまちに自ら関わりこのまちを良くしていこうという意識、自分達がこのまちを形作っているという誇り、こうした「シビックプライド」を持つ市民の力が、まちづくりの中に活きるよう、市では施策を展開していきます。

『2030年の稲城を描く市民会議提言書』 ～ 10のまちを通して描く3つのまちの姿より



そのまちに暮らす人々が持ち、まちを支え、まちを形作っているもの、シビックプライド。

このまちに住む私たちが、このまちに関わり、このまちを良くしていこうという意識。

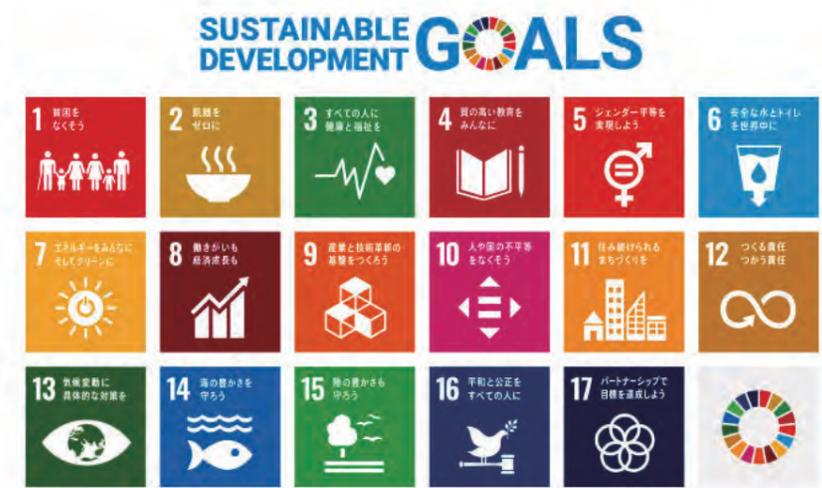
私たち自身がまちを形作っているという誇りを持って住み続けたい、そうした市民が一人でも多く暮らす稲城を、私たち市民と行政とがいっしょに目指していきたい。

私たち市民が、シビックプライドを持ってまちに関わり、作り上げていく 2030年の稲城。

第2の視点 SDGs（持続可能な開発目標）

稲城市のまちづくりの基本的な理念と、「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGs^{*1}の理念とは、目指すべき方向性が一致しています。

SDGsのゴール時点と同じく目標年次を2030年と定める第五次稲城市長期総合計画においては、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指します。



第3の視点 中間点としての2030年

日本の人口が急速に減少していく中で、高齢化は、2042年に高齢化率36.1%でピークを迎えると推定されています。この頃、人口の多い団塊ジュニア世代は65歳以上となり、20歳代となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるため、2040年頃に向けて生産年齢人口の減少が急激に進みます。

生産年齢人口の減少が加速する中で、全国の自治体では、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要があり、所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性もあります。自治体の運営は困難さを増すと予想されます。

第五次稲城市長期総合計画の最終年度にあたる2030年は、こうした2040年へ向けた時系列の中で、中間点にあると認識する必要があります。稲城市では2040年までの人口推移は増加が見込まれているものの、東京都や近隣自治体の多くで減少すると推計されています。少ない労働力を地域で分かち合い、社会を維持していくためには、稲城市も少ない職員数で持続的に安定した市民サービスを提供できる体制を、現時点から2040年に向けて段階的に整備していく必要があります。

用語解説

*1 SDGs：Sustainable Development Goals。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す2030年までの「持続可能な開発目標」であり、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会共通の目標。17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。

6 ほどよく田舎 ほどよく都会なまち

令和元年に実施した市民意識調査では、世代を問わず、稲城市に住み続けたいと思っている人の割合が8割を超え、定住意向が強く出ています。その理由として、自然環境の良さや道路等の生活環境の良さ、買い物等の利便さ、人間関係の良さ等が挙げられています。

豊かな自然、立地や都市基盤整備による利便性、そこに暮らす人々の付き合い等が、稲城市の「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」といった住み良いイメージを作り出し、住み続けたいという意識につながっていると考えられます。

今後も、市民が世代交代しながら定住できる、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」を目指してまちづくりを行っていきます。

(1) ほどよい規模感

17.97 km²の稲城市の市域には、地域の生活拠点や6つの駅周辺の賑わい、幹線道路を中心とした交通網、多摩丘陵等の緑、生活に身近な里山、公園や農地、多摩川の清流や平坦地を流れる三沢川や大丸用水等の水辺、様々な表情を持つ地域がコンパクトにまとまっています。また、大型店舗ばかりでなく、中小規模の店舗、病院や公共施設等の生活に必要な施設が身近な生活圏内にあり、この規模感が暮らしやすさにつながっています。

また、行政区画が適度な広さである稲城市では、市民や地域と行政との距離感もほどよく、協働して各地域の特徴に応じたまちづくりを実施してきました。互いの顔が見える距離感が協働のまちづくりを推進しているともいえます。今後もこの規模感を大切に、相互理解のもと協働してまちづくりを推進していきます。

(2) ほどよいつながり

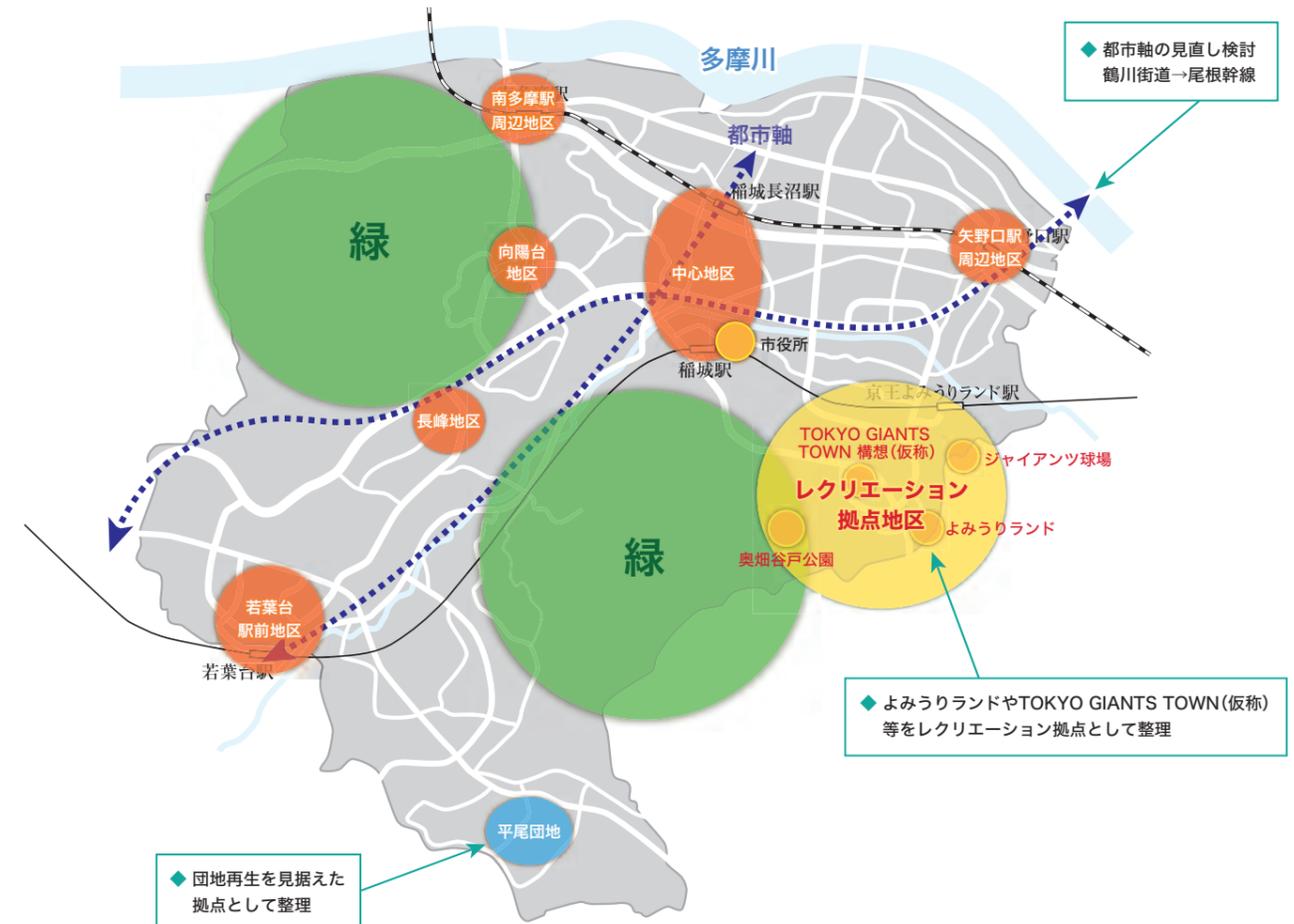
市内の各地区では、市民による地域活動が行なわれており、市民が心地良く感じる程度の地域でのつながりが形成されています。近年、地域のつながりの希薄化、核家族化による子育て家庭の孤立といった社会的問題も生じていますが、稲城市では、伝統的な祭りや催事、新しいイベントをはじめとした地域のつながりを通して、地域全体で子どもの健やかな成長に関わっています。また、高齢化への対応が全国的に課題となっていますが、稲城市では、健康寿命を延ばす取組みとともに地域での見守り等により、高齢者だけでなく、だれもが地域で安心して暮らせるよう取り組んできています。少子化、高齢化が進行する今後、ほどよいつながりを活かした地域の助け合い、支え合いがますます重要となってきます。こうしたほどよいつながりが今後も保たれ、市民の活動により活力ある地域が実現されるよう施策を展開していきます。

(3) ほどよく田舎 ほどよく都会

稲城市は、新宿副都心から25 km圏にありながら豊かな水や緑を有し、多摩川や多摩丘陵といった景観の良さを誇っています。一方で、都市基盤整備等を通じて安全性や利便性の向上を図り、暮らしやすい都会的な部分と、水と緑あふれる生活環境とを兼ね備え、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」というイメージを持った都市へと発展してきました。

緑地等の保全や、公園・街路樹の整備等に市民と協働で取り組み、ほどよく田舎な稲城を保ちつつ、交通等の利便性をさらに向上させ、生活拠点の賑わいを創出することにより、ほどよく都会な成熟したまちを目指します。

《ほどよく田舎 ほどよく都会な稲城のイメージ》



7 まちづくりの基本目標

将来都市像「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」の実現に向け、次の5つのまちづくりの基本目標を定めます。

まちづくりの基本目標を柱として、3つの基本的な視点を念頭に置きながら、行政施策の分野を体系化してまとめます。



8 施策の大綱

I 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化等、子育てをめぐる家庭環境や地域社会が変化している中で、妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりを目指します。

また、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

稲城市では、義務教育や生涯学習の充実、文化・芸術等に親しむ機会の提供等を通じて、学習意欲を持ち、だれもが生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができる社会の実現を目指します。

(1) 育ち育てる力の充実

育ち育てる力をみんなで応援できる地域社会をつくるため、市民、地域、関係機関及び行政がそれぞれの役割を明確にし、全ての子育て家庭への支援を充実・強化します。

① 育ち育てる環境の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や保育、幼児教育の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取組みを推進します。



② 育ち育てる相談・支援体制の充実

妊娠から出産、育児の各段階に応じた、切れ目のない相談・指導・支援により、子育ての不安軽減に努め、子どもが健やかに成長することができるよう支援します。

また、児童虐待を防ぐために、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。



③ 青少年の健全育成

青少年が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより生まれ、健全に生活できるよう、人や自然とのふれあいができる機会の充実に努めます。

また、多くの青少年が地域や社会で活躍できるよう、新たな担い手となる青少年リーダーを育て、地域における青少年の健全育成活動を推進します。



(2) 生きぬく力の育成

次代を担う子ども達が、未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりを担う市民になるための素地を養う教育を振興します。また、学校生活を安全に、かつ、安心して快適に送ることができるよう教育環境を整備し充実を図ります。

① 義務教育の内容の充実



子ども達一人ひとりが未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりの担い手としての素地を養うために、家庭や地域と連携し、確かな学力の育成、豊かな心や創造性の涵養及び健康で安全に生活する力の育成を図る教育内容の充実に取り組みます。

② 教育環境の充実



児童・生徒が安全で快適に学ぶ環境を確保するために、義務教育施設や設備の充実を図り、必要に応じて改修や更新を進めます。また、安全安心な学校給食を提供し、給食を通して食に関する理解を深める機会を提供します。

経済的な支援を必要とする児童・生徒の家庭に対しては、適切な援助を行ない、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を充実させます。



稲城第七小学校（増築校舎）



南山小学校（平成 27 年4月開校）

(3) 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興

市民一人ひとりが自ら未来を切り拓いていくために、生涯学習の重要性と必要性はますます高まっています。全ての市民が世代に関わらず、学びながらいきいきとした暮らしを送れるよう、生涯学習を通じた「自己実現・共生・稲城らしさ」の実現を目指して効果的な取組みを推進します。

① 生涯学習の推進



市民の生涯学習を推進するため、地域の情報・活動拠点となる施設を充実させ、自主的な活動の場所や機会を提供します。また、社会状況の変化を踏まえた多様な学習活動を振興するため、環境整備や担い手の育成を充実させ、学習の成果を地域社会で活かすことができるよう支援します。

図書館では、市民の幅広いニーズに応えながら、専門的な視点から、生涯を通じた学習活動の支援等を行なっていきます。そして、子ども達が本に親しみ、読書体験を通じて生きぬく力を育めるよう、読書活動を推進します。

② 歴史・文化・芸術の振興



市民一人ひとりが暮らすまちの歴史や文化を身近なものとして楽しみ、誇りをもって生活することができるまちを目指し、環境を整備します。

また、かけがえのない稲城の歴史を市民に伝承し、貴重な文化財を守り活用を図るとともに、優れた文化・芸術に親しみ、楽しむことができる機会の充実を図ります。



江戸の里神楽（山本社中）

山本社中の江戸の里神楽は、応安6年（1373年）までさかのぼり、現在の19代家元、山本頼信氏に伝承されてきたといわれている。江戸の里神楽の特徴は、面をつけた黙劇で、都内には稲城市の山本社中ほか、品川区、台東区、荒川区の4つの江戸の里神楽が伝承されている。国の重要無形民俗文化財に指定。

Ⅱ 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や身近な地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指します。

さらに、全ての人が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

(1) 健やかな暮らしと医療の充実

乳幼児から高齢者までだれもが安心して健康に暮らすことができるよう、市民の健康づくりと病気の予防を支援するとともに、身近で医療サービスが受けられるよう地域医療の充実を図ります。

また、市民のだれもがかかりつけ医等を持つことを推進し、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携*1を図りながら、市民の健康を保持・増進するとともに、医療体制を充実させます。

① 健康づくりの推進



生涯を通じて健康の保持・増進ができるよう、市民が健康的な生活習慣を重視し、主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。そのため、予防接種や各種健診、がん検診等を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を行ない、病気の予防・早期発見に向けた取組みを充実させます。

② 地域医療体制の充実



市民が健康的な生活を送ることができるよう、地域医療の充実を図り、身近な医療機関としてかかりつけ医等を持つことを推進します。

また、市立病院をはじめ、地域の医療資源を円滑に活用できるよう、病診連携等により、かかりつけ医等を基礎とした地域の医療機関の相互の協力体制を推進します。さらに、保健医療と福祉の連携を図り、市民が必要な医療サービスを身近で受けられる地域医療体制を充実させます。

③ 市立病院の充実



市立病院では、患者の立場に立ち、多様化・高度化する地域の医療需要に対応した、安全で質の高い医療を提供するとともに、予防医療を推進し、市民の健康づくりに貢献します。

また、地域の中核病院*2としての役割を果たしつつ、安定した病院運営を図り、市民に親しまれ信頼される病院を目指します。

(2) 安心して暮らせる地域福祉

地域において、個人の意思が尊重され、自立した生活を安定的に送れるよう、必要な福祉サービス等の支援を包括的に提供するとともに、ともに助け合い、支え合う地域の体制づくりに努めます。

また、安心して暮らし続けられる地域福祉を推進します。

① 地域福祉の展開



市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めます。

また、全ての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。

② 高齢者福祉の充実



高齢者がいつまでも元気にいきいきと、地域で見守り合い、支え合いながら暮らし、また、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

③ 障害者（児）福祉の充実



障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実を図ることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

④ 生活の安定と自立への支援の充実



生活困窮者に対して早期に相談に応じ、関係機関等と連携して、個々の状況に応じた包括的な自立支援に取り組めます。

また、要保護世帯に対しては、生活保護を適正に実施します。

(3) 公的医療保険と年金制度の推進



だれもが必要とする医療サービス等の制度を持続可能とするために、受益と負担の公平性を確保しながら、健全で安定した公的医療保険等の社会保険制度を適正に運用します。

用語解説

*1 病診連携：病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

*2 地域の中核病院：複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院で、市内の診療所や他の病院と連携して、地域医療の拠点としての役割を担う病院のこと。

Ⅲ 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

稲城市では、多摩丘陵の東端に位置する豊富な緑と、多摩川や三沢川、大丸用水等の豊富な水を活かしてまちづくりを行なってきましたが、都市化の進展や人口の増加、地球温暖化の影響等により、市の置かれている状況は変化しつつあります。緑を保全し、市民、企業及び行政等が一体となり、地域全体で、人と自然が共生できる環境づくりに取り組み、将来にわたり里山等の自然と生活が近接した良好な環境の持続に努めます。

また、良好な自然環境と生活環境に加え、特色ある都市農業や地域に根ざした商工業等の経済活動、スポーツ・レクリエーション活動等で生み出された活力といった魅力を観光資源として活用することで、さらに賑わいのあるまちづくりを推進します。

(1) 地域循環共生圏*1 形成の推進

人と自然、人と人が共生できる環境のまち稲城を将来の世代へとつなげるため、環境負荷の低減と地球温暖化に伴う気候変動に適切に対応します。

また、公害対策や環境美化により、豊かな自然環境と生活環境を守り、多くの恵みをもたらす生物多様性を保全し、地域循環共生圏の形成を推進します。

① 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



温室効果ガスの発生抑制、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用といった地球環境に与える負荷を減少させる緩和策を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進することで、持続可能な社会の構築に努めます。

② 循環型社会づくり



限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生回避（ごみになるものを断る:Refuse）、排出抑制（ごみの減量化:Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を基本に、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政との協働（Cooperation）により、資源循環型社会の形成に努めます。

③ 良好な生活環境の保持・増進



有害物による水質・土壌・大気汚染等を防止することを通じて豊かな自然環境を守るとともに、身近な生活環境を良好に維持し、将来世代にわたっての環境美化等、地域の中で、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けて様々な取組みを推進します。

④ 生物多様性の保全



市内に生息する生物の多様性を持続的に守り、多様な生態系サービス*2を将来にわたって享受できる自然との共生社会を推進するため、地域における生物多様性の保全に努めます。

(2) 豊かな水と緑のあるまちづくり

緑豊かな環境を将来に継承し、貴重な財産である自然景観を維持していくため、緑の保全と市街地緑化の推進を図り、四季を感じるまちづくりを進めます。

また、稲城市の特徴である水と緑のネットワークや身近に緑を感じられる場所としての公園の魅力をより一層高め、有効に活用するまちづくりを推進していきます。



① 自然環境の保全と緑の創出

稲城市の魅力である豊富な緑を継承していくとともに、水と緑の空間を創出し、市民共有の財産として豊かに育てていくため、景観的にも重要な樹林地や農地等、身近な緑地の保全を図ります。

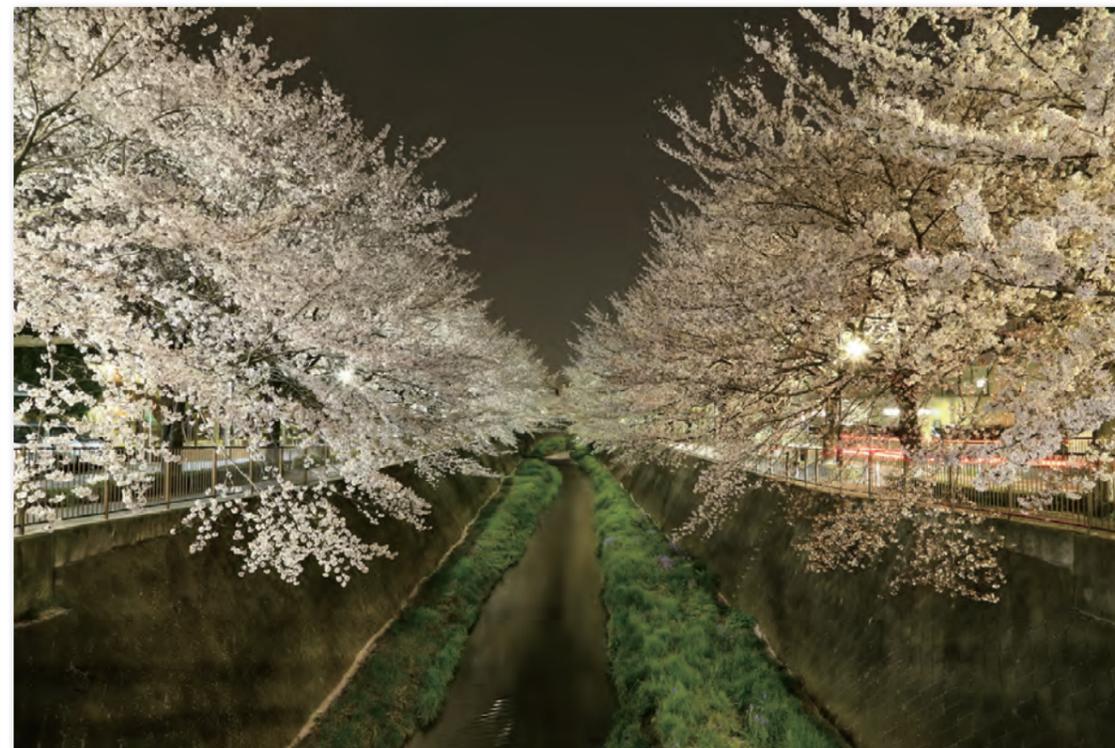
あわせて、公共施設等の緑化を推進し、市街地に新たな緑を創出していきます。



② 水と緑・公園の魅力の向上

市民との協働により公園の整備、維持管理を行ない、だれもが集える魅力ある公園づくりに努めます。

また、市内に広がる水と緑のネットワークを活かす情報の発信を充実させ、市民が憩い、楽しめる場の提供に努めます。



三沢川沿いの夜桜

用語解説

*1 地域循環共生圏：地域ごとの特性を生かして、社会・経済・環境の課題を統合的に向上させるシステムとして国の第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において提唱された構想。環境施策の分野では、官民協働の環境活動や資源・エネルギーの循環、自然との共生、快適な都市空間の実現等を目指す考え方。

*2 生態系サービス：生物多様性により支えられる、数多くの種類の生きものが「食べる・食べられる」等の関係でつながりあい、「生命（いのち）のシステム」で互いに支えあうための自然の恵み（土や水、大気、太陽光等）のこと。

(3) 活力あふれるまちづくりと魅力の発信

活力あふれ賑わいのあるまちを目指し、活力に満ちたふれあいのある農業、来訪者が賑わいと活気を感じられ市民が豊かな生活を実現できる商工業、だれもが生涯を通じて健康で豊かに楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、これらの全ての活性化を図るとともに、相互連携による総合的な魅力の向上を推進します。

また、市民と行政の協働による活動や稲城市観光協会の活動と合わせて、活力と賑わいの創出を一体的に推進するとともに、市内外へまちの魅力を発信します。

① 持続可能な都市農業の振興



都市化の進展による農地の減少や後継者不足、周辺環境の変化等、稲城市における農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある中、農産物を供給するだけでなく、環境の保全や防災、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場の提供といった様々なふれあい等、都市農業の持つ多面的な機能が発揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用に努め、他産業との連携も通じて、持続可能で活力ある都市農業の振興を図ります。

② 商工業の活性化



商業においては、商店街や小規模店舗の活性化等への支援を軸に、駅周辺への中小規模商業店舗の誘致等により、魅力的な商業空間の形成を目指します。さらに、市内の商業環境の変化に対応しつつ、他産業との連携や観光を契機とした商店街の活性化等にも取り組み、暮らしをより便利に、豊かにするための商業振興を進めます。

工業においては、市民のものづくりへの理解を深めつつ、人材の育成や新たな技術への対応を支援すること等により、安定した経営が継続できるよう、事業者の育成に努めます。

また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動の振興



「市民ひとり1スポーツ」を目標に、全ての市民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会や、プロスポーツ等の魅力に触れ、スポーツに興味を持ってもらう機会の充実を図ります。

また、「スポーツを支える担い手」を育成し、スポーツを推進することで、健康増進や競技能力の向上、さらには子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において自転車競技ロードレースのコースとなったこと等により高まった気運を契機として、スポーツに関する意識の高まりをさらに浸透させ、レガシーとしての定着に努めることで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。

④ 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進



稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることで、観光の活性化、持続化を図ります。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図ります。その上で、稲城市観光協会を中心に、シビックプライド*¹を持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携して、イベント等への集客力を高めます。

また、周辺地域との観光連携により交流人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの賑わいを創出し、市内外にまちの魅力を発信することを通じて、観光のまちづくりを推進します。

メカニックデザイナー大河原邦男プロジェクト メインビジュアル



デザインマンホール蓋



©K.Okawara・Jet Inoue © サンライズ © サンライズ・R
© 創通・サンライズ © タツノコプロ・読売テレビ 2008 © よみうりランド

用語解説

*¹ シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分たちがこのまちを形作っているという誇り。

IV 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

稲城市は、豊かな水や緑と調和した都市環境を備えるとともに、東京都心部や周辺都市との交通の利便性にも優れています。良好な環境と交通の利便性を合わせ持つ優位性を活かし、安全で快適な住み良いまちを目指します。

そして、市民生活を脅かす災害や犯罪等に対しては、市民一人ひとりの意識の向上と地域での活動とを基礎に、関係団体とも一体となって、安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進します。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かし、計画的な土地利用と土地区画整理事業による市街地の一体的な整備を行ない、駅周辺等の各拠点の活性化を図ります。

また、既存市街地の再生に向けて取り組み、定住型で世代交代のできる持続可能なまちづくりを推進します。

① 計画的で適切な土地利用の推進



地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かした、安全安心で快適なまちづくりを行なうため、計画的で適切な土地利用を推進します。

また、市街地環境の快適性、まちなみの美しさの創造等、総合的な住環境を形成するため、市街地整備の進捗状況等を踏まえ、用途地域等の変更や地区計画の拡充を進めます。

② 市街地の整備



良好な住み良い環境づくりと公共施設の整備・改善を図るために、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進めます。

駅周辺等の各拠点については、商業・業務・住宅等が複合する機能性・利便性の高いまちの熟成を図ります。

③ 市街地の再生



多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業等の面的整備により供給されてきた多種多様な住宅の老朽化が進む中、少子高齢化や核家族化等の近年の課題により変化する、住宅やまちのあり方への市民ニーズを的確に把握していきます。その上で、老朽化した団地再生の支援等、様々な世帯や世代が円滑に世代交代しながら暮らせるまちへの再生に取り組めます。

(2) 便利で快適な生活環境の整備

市民生活の利便性を高めるために、道路の整備充実を図るとともに、公共交通機関の充実や自転車利用の充実等に取り組み、交通環境の向上を図ります。

また、下水道の整備により衛生的な生活環境を形成するとともに、総合的な水害対策を推進し、だれもが安全で快適に暮らすことができる、住み良いまちづくりを推進します。

① 道路環境の向上



周辺の都市を結ぶ広域的な幹線道路については、都道の整備促進等を関係機関に要請します。市民の日常生活に関わりの深い道路については、道路の拡幅等、交通安全や防災の視点を含めた道路網整備を進めます。

また、だれもが安心して利用できる道路を維持していくため、計画的な道路施設等の維持管理に努めます。

② 交通環境（モビリティ）の向上



市内の鉄道や路線バス等の公共交通の充実と利便性・安全性の向上、利用者だれもが利用しやすい施設の充実を、公共交通機関の事業者等に要請するとともに、JR武蔵野南線^{*1}の旅客化等の広域的な鉄道交通の充実に向け構想化されている事業について、関係機関と調整を図ります。

また、土地区画整理事業の進捗等に合わせて駅前広場等を再整備し、アクセスの向上を図るとともに、交通安全対策や利便性と安全に配慮した自転車利用の環境整備を推進し、交通環境の充実にも努めます。



稲城なしのすけとジャビットのラッピングバス

③ 衛生環境の向上



汚水排水整備区域の拡大を図り、関連事業に合わせ、下水道の整備を進めます。

老朽化する下水道管については、計画的な修繕や改築工事を進める等、適切な維持管理に努めます。

また、地方公営企業として下水道事業の経営戦略を策定し、将来にわたり安定した経営が可能となるよう経営基盤の強化に努めます。

④ 総合的な水害対策の推進



集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川・水路の整備を進めます。整備にあたっては、治水及び利水のみならず市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮するとともに、河川・水路の整備と連携して総合的な浸水被害対策を進めます。

用語解説

*1 JR武蔵野南線：東日本旅客鉄道が運行する、神奈川県横浜市鶴見区から千葉県船橋市の西船橋駅までを結ぶ鉄道路線、武蔵野線の一部。鶴見区から府中本町駅までは、通常、貨物のみの運行となっており、府中本町駅から西船橋駅までの旅客線と区別するための通称として、武蔵野南線と呼ばれている。

(3) 安全で安心な暮らしを守る対策

稲城市では、消防組織法^{*1}に基づき、消防を十分に果たすため市長が消防の管理を行ない、消防本部、消防署及び消防団を設置しています。市民が安全で安心して生活できるよう、消防団をはじめ防災関係団体と連携した消防体制の充実に努めます。大規模災害に備え、第一に自らの命は自らが守る自助の考え方、第二に自分達のまちは自分達で守る共助の考え方、この二つの考え方に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが連携し、地域防災力の充実強化に努めます。

また、市民、警察及び関係団体等が一体となって、防犯に関する情報の共有や防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯活動を通じて地域の防犯力の強化を推進します。

さらに、悪質商法等に巻き込まれないよう、消費生活情報の提供等を行ない、消費者意識の向上を図ることにより、安全で安心な暮らしを送れるまちを目指します。

① 消防体制の充実



超高齢社会や核家族化社会に対応した消防活動体制の充実、また、多摩直下地震や豪雨災害の発生を見据え、時代の変化にも的確に対応した消防機動力を計画的に整備します。

また、消防署、消防団等が連携し、実災害に即した訓練を積み重ね、即応体制を強化することにより、市民が安全で安心して生活することのできる消防体制の充実に努めます。

② 救急医療体制の充実



救急出動件数が増加する中で、救急に対する市民ニーズの多様化にも対応していくため、高度化する救命処置の技術に対応した救急活動体制の充実と質の向上に努めるとともに、救急車の適正利用の普及啓発を行ないます。

また、市民の応急救護能力の向上を図るとともに、二次救急医療機関^{*2}である稲城市立病院をはじめとした医療機関とより一層の連携を図り、地域の救急医療体制の強化に努めます。

③ 地域防災活動の推進



大規模地震や集中豪雨により、甚大な人的・物的被害の発生が懸念される中、災害から市民の生命・財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識の高揚と自主防災組織を主体とした共助の防災体制づくりを推進し、地域防災対策の環境づくりと合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

④ 防犯活動の推進



安全で安心して暮らせる社会を目指し、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体及び行政等が連携するとともに、市民一人ひとりの高い防犯意識により高まった地域の防犯力の一層の向上を目指します。さらに地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を積極的に広げていくことにより、地域ぐるみで防犯活動を推進します。

⑤ 安全で安心な消費生活の推進



安全で安心な暮らしを送れるよう、消費者団体等の活動の支援や、消費生活に関する様々な取組みを実施し、市民が「自立した消費者」として「持続可能な消費」について「つかう責任」を意識した消費行動ができるよう働きかけを進めます。



JR南武線連続立体交差事業が完了した南多摩駅周辺のまちなみ



上平尾土地区画整理事業区域のまちなみ

用語解説

*1 消防組織法：昭和22年法律第226号。第6条に「市町村の消防に関する責任」として、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」と規定されている。また、第7条に「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。」と規定されている。

*2 二次救急医療機関：休日の昼間と毎日の夜間に入院治療や手術を必要とする中等症・重症患者に対応する東京都が指定した救急医療機関。

V 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

一人ひとりの市民が、互いの多様性や能力を認め合い、尊重し、心豊かで活力に満ちた生活を送れる地域社会を実現し、平和な社会を継承していきます。

様々な地域課題に対しては、シビックプライドを持つ市民や多様なコミュニティと行政の協働によって解決を図っていきます。

そして、全国的に労働力人口が減少し、人材や税収の減少といった困難の中にあっても、持続可能な自治体経営に取り組み、質の高い市民サービスを将来にわたり安定して提供できるまちづくりを推進します。

(1) 互いに尊重し合う意識の醸成

市民一人ひとりが互いを大切に、多様性を認め合う意識を醸成することで、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。また、男女共同参画をはじめとした取り組みを実施することで、一人ひとりの個性や能力が尊重され、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる活力ある社会を推進します。さらに、稲城市平和都市宣言に基づき、平和を尊重する意識の高揚を図る等、稲城市民憲章の理念を土台とした総合的な取り組みにより、平和で友愛に満ちた心豊かなまちづくりを推進します。



(2) コミュニティの充実と交流の推進

地域の活性化や課題解決力の向上を図るため、自治会や市民活動団体等のコミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、国内外の都市や多文化との交流及び協力を市民が主体となって推進し、市民の人生を豊かなものにするともに、地域の活性化を図ります。

① コミュニティの育成支援



市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していく中で、地域課題解決力の向上や魅力的な地域づくりを促進するため、シビックプライドを持って活動する団体等の各種コミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、自治会や市民活動団体等、全てのコミュニティ間における連携・協力を促し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

② 都市間交流・多文化交流の推進



教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図ります。

また、こうした交流により様々な文化や人と出会い、つながることで、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう交流を推進します。

(3) 市民が参加するまちづくり

市民ニーズに対応し、地域課題を解決するため、市民が必要としている行政情報を積極的に発信・公開します。また、市民ニーズの把握に努め、さらに双方向性を意識した情報の共有化を進めていきます。

そして、様々な機会を捉え市民参加を進めるとともに、市民と行政が協力し、協働のまちづくりを推進します。

① 市民と行政の情報の共有



行政に対する市民の理解と信頼を深め、協働を進めるため、市民に分かりやすく確実に伝わるよう行政情報を積極的に発信し、公開していきます。また、市民と行政が密にコミュニケーションを図り、市民ニーズの把握や情報の共有化を進めます。多様化する情報媒体の特性を活かした効果的・効率的な広報・広聴活動を推進していきます。

情報の取扱いにあたっては、個人情報に配慮し、公文書を適正に管理していきます。

② 市民協働の推進



市民と行政の協働の意識を醸成するため、様々な機会を捉えて、まちづくりへの幅広い市民の参加を促します。また、シビックプライドを持つ市民や団体と行政が互いの特徴を理解し合っ、それぞれの強みを活かし、補い合いながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、地域全体で取り組む協働のまちづくりを推進します。



自治体間連携により開苑した公営稲城・府中メモリアルパーク



イロハモミジをシンボルツリーとした樹林式墓地



西洋風の芝生墓地

(4) 持続可能な自治体経営

少子高齢化による労働力人口の減少は、人材確保の困難さや税収の減少という自治体経営にとって大きな課題につながります。

こうした社会環境下においても持続可能な自治体経営を進めていくため、さらなる行政の効率化と財政基盤の強化に努めます。また、職員の能力と組織の生産性を高め、AI等の技術の活用等により事務の効率化を図り、多様化する市民ニーズに応えていきます。

① 健全な行財政運営



少子高齢化をはじめとする社会環境の構造的な変化に適応しうよう、新たな視点も取り入れながら、強固かつ柔軟な財政基盤を構築するとともに、将来負担の低減を図ります。また、自治体間連携や官民連携等の様々な手法により、効率的な行政サービスの提供に取り組みます。さらに、新たな市民ニーズにも対応できるよう、事業等の重点化や効率化も念頭に不断の見直しを行ない、健全な行財政運営を進めます。

② 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置



自治体経営に必要な職員の確保と育成に努め、働き方改革の推進や職場環境の整備によって個々の人材を活性化します。あわせて、稲城市の持つ人的資源の能力がより効果的に発揮できる組織体制への最適化を図ることで、組織全体としての生産性を高め、効率的な行政運営を図るとともに、より質の高い行政サービスの実現を目指します。

③ 情報システムを活用した行政サービスの向上



AIやRPA等の発展し続けるICT*¹やマイナンバーカード*²を利活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化を図ります。

また、多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスの提供を可能とする事務処理環境の整備に努めていきます。

用語解説

*¹ ICT：Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI（人工知能：Artificial Intelligence）やRPA（PCで行なう単純作業の自動化：Robotic Process Automation）、IoT（モノのインターネット：Internet of Things）等。

*² マイナンバーカード：住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行なう際の番号確認に利用できる。

第3編 基本計画



第1部 基本計画 総論

1 基本計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に定めた将来都市像と、その実現に向けた5つのまちづくりの基本目標を踏まえ、施策の目標及び体系を示すものです。

「2030年代の稲城」のあるべき姿を明らかにし、「現状」と比較することで浮かび上がる「課題」に対し、どのような「施策」で解消を図っていくのかをまとめています。施策の中で実施していく「主な事務事業」のほか、「関連する個別計画」も一体的に整理することで、施策の内容を捉えやすい構成としています。

また、施策の「成果指標」を設定し、施策の成果を可視化することで、進捗状況等が市民に分かりやすい形で示しています。

2 計画の期間

この基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

また、計画が時代の変化等に柔軟に対応できるよう、中間時に点検するとともに、必要に応じて見直しを行います。



梨の花、桜の花と稲城市役所

3 人口推計

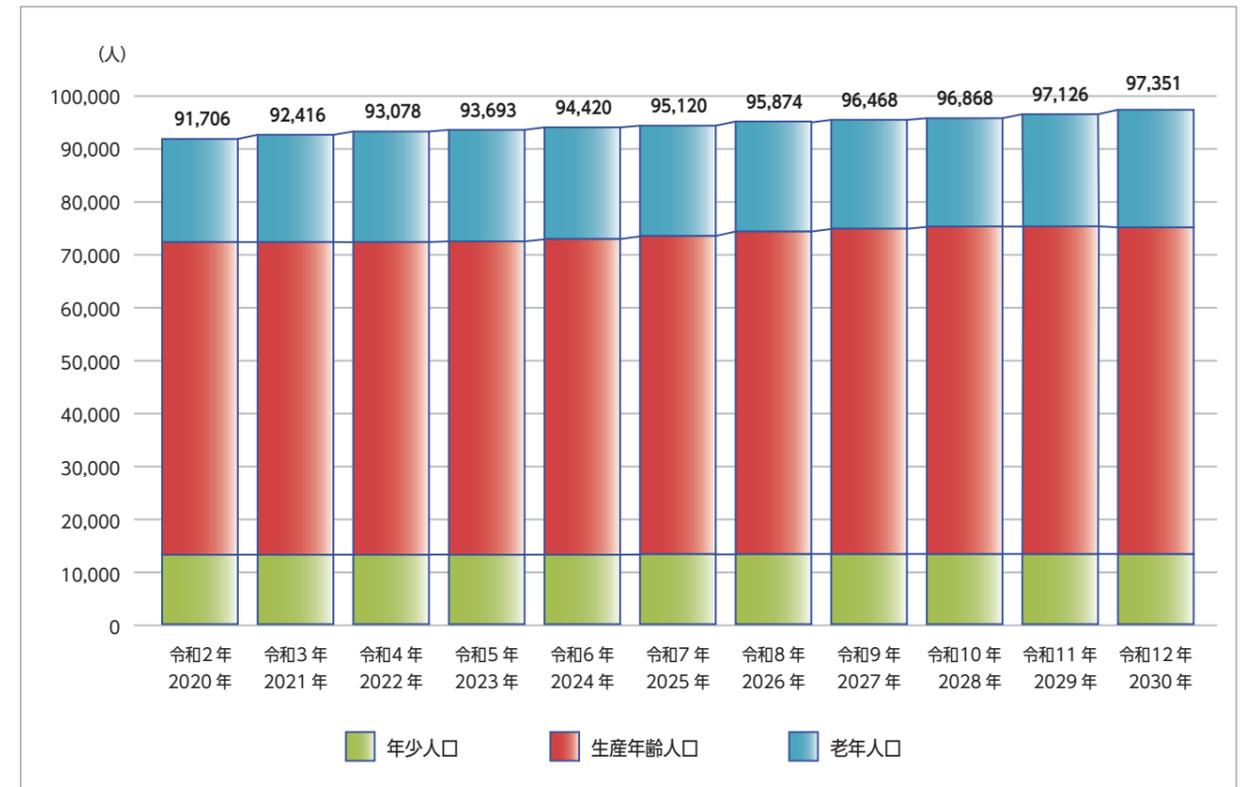
計画期間の人口については、コーホート要因法を用いた推計を基本としています。

近年、南山東部土地区画整理事業や上平尾土地区画整理事業の進展に伴う住宅の供給により、転入人口が大きく増加した地区等については、その部分を切り分けて推計することで、人口推計全体の誤差を低減しています。

また、今後の事業進捗に伴い転入人口の増加が見込まれる南山東部土地区画整理事業や小田良土地区画整理事業の地区等については、住宅供給量等も見込んだ上で将来人口を推計しています。

今後、計画期間中においては、人口増加が続く中で、少子高齢化が緩やかに進行すると見込んでいます。また、多摩ニュータウンの開発により入居が始まった向陽台・長峰・若葉台地区においては、少子高齢化を伴いながら人口減少していくことが見込まれています。

第五次長期総合計画期間 人口推計



(注) 4月1日の人口。
令和2年は住民基本台帳による実績値、令和3年から12年は推計値。

4 財政推計

(1) 歳入歳出の推計について

本計画に係る財政収支は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい景気動向になることを前提に推計しています。

歳入については、景気低迷による市税等の減収が見込まれるものの、国や東京都による補填等については不透明な状況にあるため、財源の確保が厳しい状況が続くことを想定しています。

歳出については、人口増加や高齢化等による経常経費の増加が見込まれるため、経常経費に係る差引収支が不足することも想定されます。財政調整基金の活用により、赤字決算は想定していませんが、災害やさらなる景気下振れ等にも備えていく必要があります。

(2) 投資的事業の考え方

投資的事業については、財源の確保が厳しい中でも、市債の借入れによる事業費の確保が可能ですが、充当率の関係で一定の一般財源は必要であるため、緊急性の高い事業を優先して実施し、かつ、財源確保に向けた取組みを行なっていきます。

土地区画整理事業や下水道事業等の都市計画事業については、目的税である都市計画税の充当が可能ですが、その他の一般財源の充当は困難な状況が見込まれるため、より効果的な整備の推進について検討した上で事業を実施していきます。

第五次長期総合計画期間 財政推計（令和3年度から令和12年度までの合計額）

（単位：千円）

歳入 一般財源ベース		歳出 一般財源ベース	
市税	149,950,587	人件費	49,208,790
地方譲与税	1,614,707	扶助費	38,288,020
利子割交付金	110,042	公債費	20,196,184
配当割交付金	1,163,048	物件費	42,369,576
株式等譲渡所得割交付金	1,010,307	補助費等	22,050,061
法人事業税交付金	756,809	繰出金	20,363,625
地方消費税交付金	19,842,920	維持補修費	1,911,093
ゴルフ場利用税交付金	745,629	経常経費 C	194,387,349
環境性能割交付金	573,782		
地方特例交付金	987,678	差引収支 D = A - C	△ 787,843
地方交付税（普通交付税）	3,662,828		
地方交付税（特別交付税）	1,566,890		
交通安全対策特別交付金	72,702		
国有提供施設交付金	2,437,468		
市町村総合交付金（経常経費充当分）	4,000,000		
臨時財政対策債	5,104,109		
経常経費充当可能財源 A	193,599,506		
都市計画税（公債費充当分を除く。）	10,267,434		
地方債（臨時財政対策債を除く。）	13,000,000		
投資的経費充当可能財源 B	23,267,434		

第2部 基本計画 各論

施策の体系

第1章 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

- 第1節 育ち育てる力の充実
 - 1 育ち育てる環境の充実
 - 2 育ち育てる相談・支援体制の充実
 - 3 青少年の健全育成
- 第2節 生きぬく力の育成
 - 1 義務教育の内容の充実
 - 2 教育環境の充実
- 第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興
 - 1 生涯学習の推進
 - 2 歴史・文化・芸術の振興

第2章 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

- 第1節 健やかな暮らしと医療の充実
 - 1 健康づくりの推進
 - 2 地域医療体制の充実
 - 3 市立病院の充実
- 第2節 安心して暮らせる地域福祉
 - 1 地域福祉の展開
 - 2 高齢者福祉の充実
 - 3 障害者(児)福祉の充実
 - 4 生活の安定と自立への支援の充実
- 第3節 公的医療保険と年金制度の推進

第3章 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

- 第1節 地域循環共生圏形成の推進
 - 1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進
 - 2 循環型社会づくり
 - 3 良好な生活環境の保持・増進
 - 4 生物多様性の保全
- 第2節 豊かな水と緑のあるまちづくり
 - 1 自然環境の保全と緑の創出
 - 2 水と緑・公園の魅力の向上
- 第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信
 - 1 持続可能な都市農業の振興
 - 2 商工業の活性化
 - 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - 4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

第4章 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

- 第1節 安心して暮らせるまちづくり
 - 1 計画的で適切な土地利用の推進
 - 2 市街地の整備
 - 3 市街地の再生
- 第2節 便利で快適な生活環境の整備
 - 1 道路環境の向上
 - 2 交通環境(モビリティ)の向上
 - 3 衛生環境の向上
 - 4 総合的な水害対策の推進
- 第3節 安全で安心な暮らしを守る対策
 - 1 消防体制の充実
 - 2 救急医療体制の充実
 - 3 地域防災活動の推進
 - 4 防犯活動の推進
 - 5 安全で安心な消費生活の推進

第5章 市民・行政～みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城

- 第1節 互いに尊重し合う意識の醸成
- 第2節 コミュニティの充実と交流の推進
 - 1 コミュニティの育成支援
 - 2 都市間交流・多文化交流の推進
- 第3節 市民が参加するまちづくり
 - 1 市民と行政の情報の共有
 - 2 市民協働の推進
- 第4節 持続可能な自治体経営
 - 1 健全な行財政運営
 - 2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置
 - 3 情報システムを活用した行政サービスの向上

基本計画各論の構成

基本計画各論は、第1章から第5章まで、基本構想で示した5つのまちづくりの基本目標ごとに章立てしています。各章の冒頭には、見開き2ページで章の表紙を構成しています。

左のページには、この分野をテーマにして公募した絵画を掲載しています。

右のページには、この章の施策の体系を掲載しています。



絵画募集について

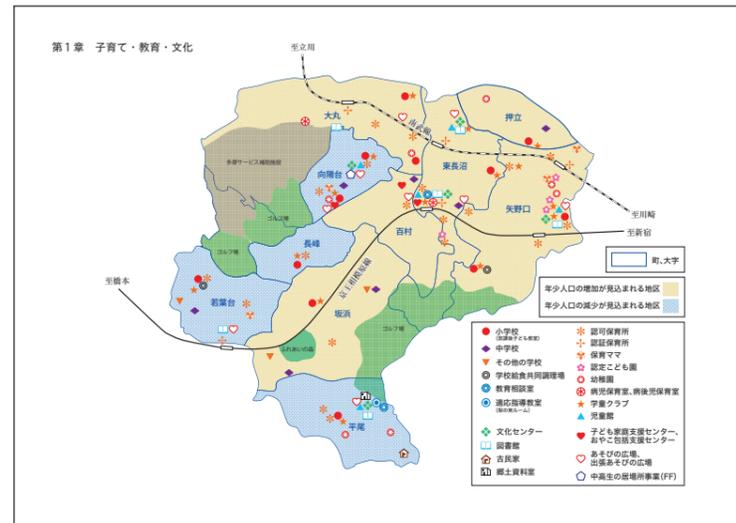
市内在住・在学・在勤の方を対象に、5つのまちづくりの基本目標からテーマを選んだ『2030年わたしの暮らすいなぎ』の絵画を公募し、幼児から高齢者まで195点の応募をいただきました。テーマごとに選考した絵画をこの冊子に掲載しています。市のホームページに『絵で見る第五次稲城市長期総合計画』として全作品を掲載しています。絵のタイトル、氏名、年齢や学年は掲載希望をお聞きして掲載しています。年齢や学年は応募時点のものです。



市ホームページ

章の表紙の次ページには、この章に関連する施策や施設等を市域の地図上に大まかに表示し、この分野における市の状況を分かりやすく可視化しています。

「第4章 都市基盤整備・消防・防犯」のみ、章内を「都市基盤整備」と「消防・防犯」の2分野に分けて掲載しています。



ページの構成

基本構想の施策の大綱で示した45項目について、施策の内容を見開き2ページ構成で表示しています。

基本構想の施策の大綱で示した方向性について再掲しています。

「2030年代の稲城」のあるべき姿を明らかにしています。

この施策に関連するSDG sのアイコンを表示しています。

「課題」の解消を図るため、計画期間に実施する「施策」について記載しています。

第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信

4. 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

基本構想で示した方向性

稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることで、観光の活性化、持続化を図ります。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図ります。その上で、稲城市観光協会を中心に、「シビックプライド」を持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携し、イベント等への集客力を高めます。また、周辺地域との観光連携により、流入人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの賑わいを創出し、市内外にまちの魅力発信することを通じて、観光のまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 既存の観光資源やイベントについて、その存在、貴重さが広く共有されるとともに、新たな観光資源の発掘が進められています。
- ② 農業、商業、スポーツ等の関連分野や市民活動・交流事業をツーリズムにつなげ、賑わいの創出が図られています。特に、よみうりランドやTOKYO GIANTS TOWN（仮称）等と連動し、市内への誘客が図られています。
- ③ 稲城市観光協会、市民活動団体、観光関連団体、民間企業等との連携が強化されています。また、周辺地域との観光連携も進展しています。
- ④ 観光やイベントに関する情報発信量が増加し、稲城市の認知度が高まっています。

現状

- ① 観光資源、イベントの存在や貴重さが十分に意識されているとは言えません。
- ② 観光関連分野の諸活動は、関係各所において個々に行なわれています。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせた誘客促進について、関係各所と計画段階から連携を図る必要があります。
- ③ 関係諸団体との連携が十分には図られていません。
- ④ 観光に關し一定の情報発信量はありますが、さらなる知名度向上の余地があります。

課題

- ① 既存の観光資源、イベント等の魅力を高めるとともに、新たに発掘・創出していく必要があります。
- ② 関連分野の諸活動との連携を深める必要があります。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせた誘客促進について、関係各所と計画段階から連携を図る必要があります。
- ③ 関係諸団体との連携により、観光施策のさらなる推進が必要です。
- ④ 情報発信量の増加を図るとともに、効果的に発信する必要があります。

計画策定時点の「現状」を記載しています。

「2030年代の稲城」と「現状」を比較することで浮かび上がる「課題」です。

このページで使用している用語の解説を記載しています。

施策

- (1) 既存の観光資源の活用と新たな発掘、イベントの創出を通じた観光の魅力の向上
ニューツーリズム^{※1}に基づき既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たに発掘し、観光の魅力度を高めます。そのために、歴史遺産、文化財等の関連分野と連携し、回遊性を高める観光メニューを創出します。また、既存イベントに加え、新たなイベントの創出も検討します。
- (2) 関連分野の諸活動との連携による賑わいの創出
農業、商業、文化・芸術、スポーツ関連分野、市民活動等を観光事業につなげ、活力と賑わいの創出を図ります。特に、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設による来場者を市内への誘客につなげるため、計画段階から関係各所との連携を図ります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコース付近に開設されるサイクルカフェの活用等に取り組み、「自転車のまち稲城」を推進します。
- (3) 稲城市観光協会との連携による観光施策の効果的な展開
稲城市観光協会と連携し、市民、市民活動団体、民間企業、教育機関等とともに、観光事業を持続的に推進し、シビックプライドの醸成につなげます。さらに、周辺地域との広域観光連携を進めて、交流人口の増加を図ります。
- (4) 市内外への効果的な情報発信による魅力の認知度向上
いなぎ発信基地ペアテラスからの情報発信の活性化や、ホームページ、SNS等を通じた情報発信の充実により訴求効果を高め、稲城市の観光の魅力に対する認知度の向上を図ります。

主な事務事業

- 観光推進事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市事業・イベント来場者数	74,270人*	84,200人	観光施策の取組みの成果を測る指標。
稲城市観光協会事業・ペアテラス入込数・イベント参加者数	74,656人*	73,600人	観光施策の取組みの成果を測る指標。

*平成31年度、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部のイベント等が中止となっているため、平成30年度の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市観光基本計画	令和3年度～7年度	稲城市のブランド力向上や地域資源の魅力向上を図り、まちの賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることを目的とした計画。

用語解説

^{※1} シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていくという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。
^{※2} ニューツーリズム：地域固有の観光資源を対象にして、地域が主体となって多様な個性のある多様な観光プランを提供することで、地域振興につなげていく観光の流れ。反対用語はマストツーリズム。

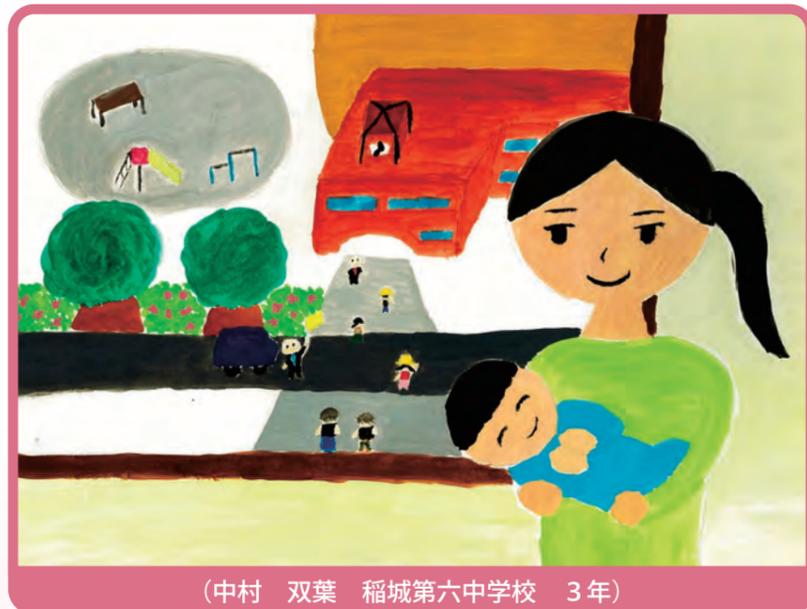
施策の中で実施する具体的な事業について、主なものを記載しています。

施策の「成果指標」を設定し、施策の成果を可視化することで、進捗状況等を分かりやすい形で示しています。
現状：指標の計画策定時点の状況
2030年：目指す状況

計画期間当初（令和3年4月）時点の関連する個別計画について記載しています。



みんなが笑顔になれる街 稲城(柴田 実歩 17歳)



(中村 双葉 稲城第六中学校 3年)

第1章 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

第1節 育ち育てる力の充実

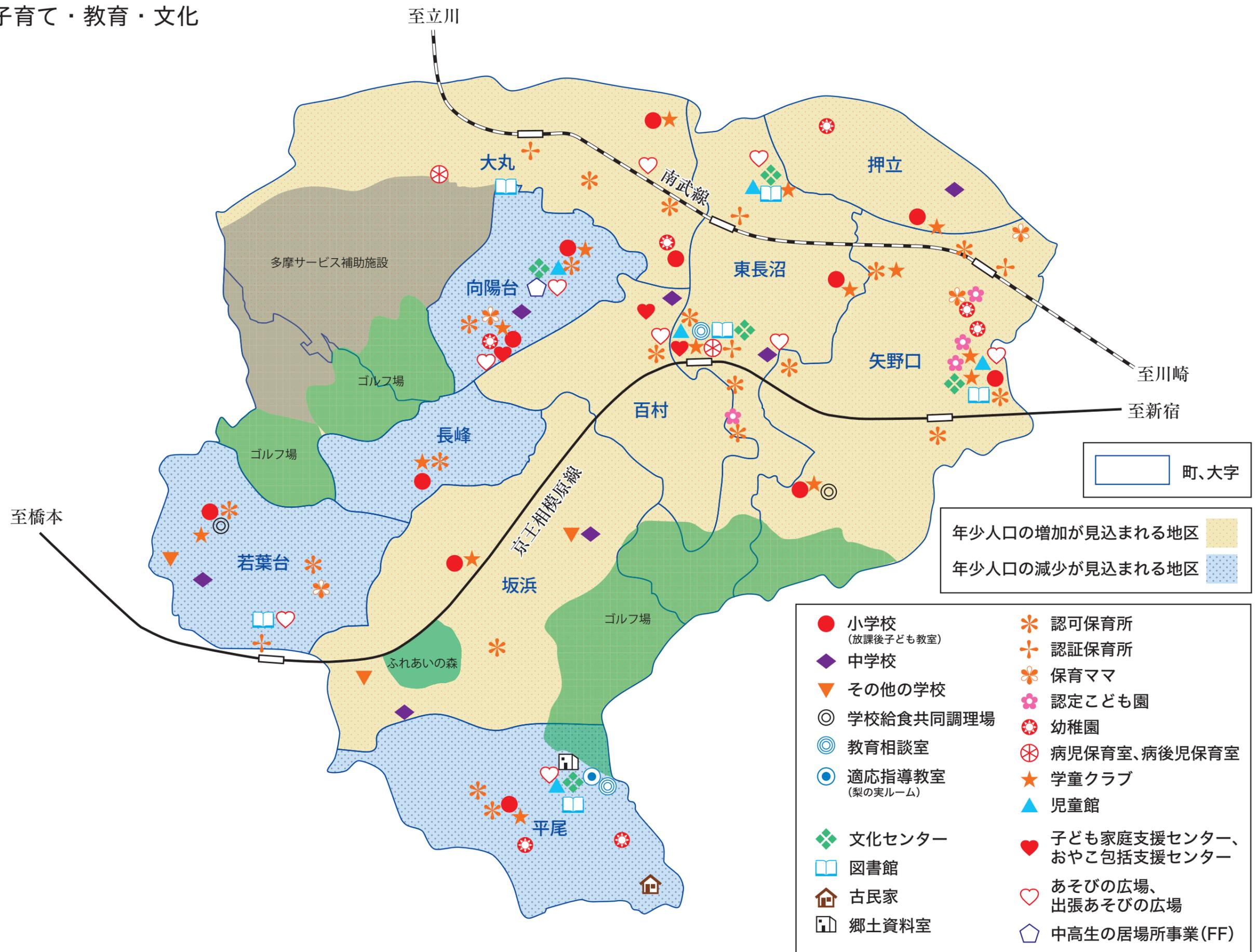
- 1 育ち育てる環境の充実
- 2 育ち育てる相談・支援体制の充実
- 3 青少年の健全育成

第2節 生きぬく力の育成

- 1 義務教育の内容の充実
- 2 教育環境の充実

第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興

- 1 生涯学習の推進
- 2 歴史・文化・芸術の振興



1 育ち育てる環境の充実

基本構想で示した方向性

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や保育、幼児教育の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取組みを推進します。

2030年代の稲城

- ①安心して子どもを育てることができる環境が充実しています。
- ②子育て家庭への様々な支援が充実しています。

現状

- ①ライフスタイルの変化に伴い、保育所への入所等への希望が増加しています。
- ②核家族化の進行、就業形態の多様化、地域における人間関係の希薄化等により、子育てに対する不安や負担感を持つ人が増加しています。
- ③幼児期からの教育に対する関心が高まっています。
- ④保護者の就労状況の変化等により、放課後の児童の居場所について様々なニーズが高まっています。

課題

- ①待機児童の解消等、保育ニーズが高まっている中で、様々な対応が必要です。
- ②親子が交流し、仲間づくりをしながら、気軽に子育ての悩みを相談できる事業の充実が必要です。
- ③幼児期からの教育に対する関心が高まっている中で、保護者の負担軽減が必要となっています。
- ④多様な市民ニーズに対応できる放課後の児童の居場所が必要です。また、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室で、それぞれ居場所に関する事業を行なっていることから、連携して放課後の児童対策に取り組むことも必要です。

児童館の活動風景



あそびの広場の様子



施策

(1) 保育ニーズへの取組み

保育ニーズが高まっている中で、保育の量的拡充、質的向上に努めます。

(2) 子育ての不安感への対応

親子が交流し、仲間づくりをしながら、気軽に子育ての悩みを相談できる場として、あそびの広場事業や利用者支援事業を充実させ、子育ての不安に対応します。

(3) 幼児教育に対する支援

国や東京都の制度に準じて保護者の経済的負担を軽減し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

(4) 放課後の児童の健全育成事業への取組み

公立学童クラブ及び公立児童館の民営化を推進し、放課後の児童の居場所への多様なニーズに対応するとともに、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室の連携を図り、効果的な放課後児童対策事業を推進します。

主な事務事業

保育所等運営事業	児童館運営事業
子ども家庭支援センター運営事業	学童クラブ運営事業
幼児教育への補助事業	中高生の居場所づくり事業
公立児童館及び公立学童クラブの民営化	放課後子ども教室事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・保育園や学童保育等子育て支援	22.9%	向上	市民意識調査結果。子育て支援に対する市民の満足度を示す指標。
公立学童クラブの民営化数	8カ所	15カ所	公立学童クラブの民営化の推進状況を示す指標。
公立児童館の民営化数	2館	5館	公立児童館の民営化の推進状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。

2 育ち育てる相談・支援体制の充実

基本構想で示した方向性

妊娠から出産、育児の各段階に応じた、切れ目のない相談・指導・支援により、子育ての不安軽減に努め、子どもが健やかに成長することができるよう支援します。

また、児童虐待を防ぐために、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

2030年代の稲城

- ① 妊娠から出産、育児に至るまで、子育ての不安や経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- ② 行政、地域が一体となって子どもの健やかな成長を支援しています。

現 状

- ① 家庭環境の変化と地域のつながりが希薄化している中で、子育てが孤立し、負担感が大きくなっています。
- ② 養育費や教育費等、子育てにかかる費用の家計に占める割合が高まっており、子育て世代の経済的負担が増大しています。
- ③ 児童虐待に関する相談件数が、年々増加する傾向にあります。
- ④ ひとり親家庭より様々な相談があります。

課 題

- ① 妊娠期から子育て期における親への支援や、子どもの健やかな成長を支援するためには、子どもと家庭の総合相談のほか、身近な場所における相談体制を含め、地域全体で子育てを支える取組みの充実が必要となっています。
- ② 子育てに対する経済的な負担軽減が必要です。
- ③ 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に向け、切れ目のない支援を充実させる必要があります。
- ④ ひとり親家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態にあることが多く、子育てと仕事の両立等、家庭生活において多くの課題があるため、支援が必要です。



子ども家庭支援センター

施 策

(1) 子育て家庭・乳幼児への切れ目のない支援の充実

妊娠の届出等の機会に得た情報等をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関により、妊娠初期から就学まで切れ目のない支援を担う機能として、子育て世代包括支援センター機能の充実を図ります。

(2) 子育て世代への経済的負担の軽減

子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、国や東京都の制度に準じて、児童手当の支給等を行なっています。

(3) 児童虐待防止対策

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会^{*1}による地域での支援ネットワークを推進します。

(4) ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談機能を充実させ、経済的支援や就労支援等、総合的な支援に取り組めます。

主な事務事業

- ・利用者支援事業
- ・児童手当及び医療費助成等の経済的支援
- ・子ども家庭支援センター運営事業
- ・ひとり親家庭への自立支援事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
児童虐待についての相談先を知っている割合	51.9%	向上	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成31年度）。児童虐待の相談窓口の認知度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。

用語解説

*1 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第25条の2第1項の規定による、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的に関連機関等により構成される協議会。

3 青少年の健全育成

基本構想で示した方向性

全青少年が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより生まれ、健全に生活できるよう、人や自然とのふれあいができる機会の充実に努めます。

また、多くの青少年が地域や社会で活躍できるよう、新たな担い手となる青少年リーダーを育て、地域における青少年の健全育成活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 青少年の活動する環境が充実しています。
- ② 地域で青少年リーダーが活躍しています。
- ③ 地域での青少年育成活動が活発になっています。

現 状

- ① 子ども達の様々な生活体験、自然体験等ができる機会が減少しています。
- ② 青少年育成団体の構成員が不足しています。
- ③ 核家族化や共働き世帯が増加する中で、家庭環境の変化が地域とのつながりを希薄化させ、地域での青少年育成活動も変化してきています。

課 題

- ① 子ども達の生活体験、自然体験ができる機会を確保することが必要です。
- ② 青少年育成団体の新しい担い手の確保が必要です。
- ③ 地域活動を推進させ、関係機関との連携を図ることが必要です。

市民の力が活きるまちを目指して～稲城市青少年育成地区委員会

手をかけ、目をかけ、声をかけ合いお互い様の精神で。

青少年の健全育成のために地域で活動する団体、稲城市青少年育成地区委員会。

家庭、学校、地域社会、行政が連携して、身近な地域全体で子ども達を育てていくことが望まれる中で、青少年育成地区委員会の活動は、異年齢の子ども達が集団の中で様々な体験をできる場として大変重要となっている。市内全10地区それぞれで、盆踊りや運動会等の地域行事、キャンプ、塞の神行事、農業体験、ラジオ体操等の活動を通して、地域全体で青少年の健全育成に関わっている。



施 策

(1) 青少年の活動環境と施設整備

稲城ふれあいの森を中心に自然体験できる機会を設け、子ども達の生きぬく力を育てていきます。また、稲城ふれあいの森では、安全で利用しやすい、自然環境に配慮した施設整備を推進します。

(2) 青少年リーダーの育成

地域や社会で活躍できる新しい人材を確保するため、青少年のリーダー養成セミナーを充実させます。

(3) 地域活動の推進

地域におけるパトロールや非行防止活動、地域の特性を活かした文化や伝統行事の継承等、青少年の健全な育成活動に対する支援を行ないます。

また、関係機関や地域との連携を推進していきます。

主な事務事業

- ・稲城ふれあいの森事業
- ・青少年指導者養成事業
- ・青少年育成地区委員会関係事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
青年ワーカーセミナー年間受講者数	14人	20人	新しい担い手の養成状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～6年度	子ども・子育て支援法に基づき位置付けられた計画。また、稲城市次世代育成支援行動計画を包含した計画。



稲城ふれあいの森での屋外活動



ジュニアワーカーセミナーの様子

1 義務教育の内容の充実

基本構想で示した方向性

子ども達一人ひとりが未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりの担い手としての素地を養うために、家庭や地域と連携し、確かな学力の育成、豊かな心や創造性の涵養及び健康で安全に生活する力の育成を図る教育内容の充実に取り組みます。

2030年代の稲城

①子ども達に未来を生きぬく力を育む教育活動が行なわれています。

現状

①小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から、新しい学習指導要領に基づく教育が行なわれています。

課題

①新しい学習指導要領に基づく教育を一層充実させるために、教育内容や教育計画の改善が必要です。



東京 2020 算数ドリル実践学習会



梨の花粉付け体験学習の様子

用語解説

*1 ICT: Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI (人工知能: Artificial Intelligence) やRPA (PCで行なう単純作業の自動化: Robotic Process Automation)、IoT (モノのインターネット: Internet of Things) 等。

*2 ESD: Education for Sustainable Development の略。「持続可能な開発のための教育」。エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題等、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習。

*3 SDGs: Sustainable Development Goals の略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。

施策

(1) 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を進め、確かな学力の育成を図ります。また、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育やICT*1を活用した情報活用能力を育成する教育、多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。

(2) 豊かな心や創造性の涵養

家庭や地域と連携し、人権教育や道徳教育等の教育活動を推進するとともに、自然体験や社会体験、文化芸術体験、交流活動等の様々な体験活動を通じて、自分を大切にするとともに他者を思いやる豊かな心や創造性の涵養を図ります。

(3) 健康で安全に生活する力の育成

学校教育全体を通して、食育、健康の保持増進に係る教育、体力向上の取組み、安全教育等を進め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

(4) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育 (ESD*2) の推進

SDGs*3 (持続可能な開発目標) の達成に寄与するESDの取組みを通して、現代社会の課題を見出し、それらを解決するために必要な能力・態度を身に付けることにより、持続可能な社会づくりの担い手としてふさわしい資質や価値観を育みます。

(5) 特別支援教育の推進

教育上特別の支援を必要とする子ども一人ひとりの能力等を最大限に伸ばすとともに、共生社会の実現に向けて、個に応じた指導・支援や就学相談等の一層の充実により、特別支援教育の推進を図ります。

(6) 教員研修の充実

新しい学習指導要領の実施に伴い、教員の研修体系の見直しや教育センターの活用等を進め、職層等に応じた研修事業等を充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。

主な事務事業

- ・SDGsの達成に寄与するESD推進事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・幼稚園、小学校、中学校等の教育	33.9%	向上	市民意識調査結果。義務教育等に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。

2 教育環境の充実

基本構想で示した方向性

児童・生徒が安全で快適に学ぶ環境を確保するために、義務教育施設や設備の充実を図り、必要に応じて改修や更新を進めます。また、安全安心な学校給食を提供し、給食を通して食に関する理解を深める機会を提供します。
 経済的な支援を必要とする児童・生徒の家庭に対しては、適切な援助を行ない、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を充実させます。

2030年代の稲城

- ① 児童・生徒が安全で快適な環境で学校生活を送っています。
- ② 安全安心でおいしく、みんなが喜ぶ学校給食を提供しています。
- ③ 経済的な状況に関わらず、全ての児童・生徒が安心して就学しています。

現 状

- ① 施設・設備の老朽化が見られる学校があります。また、児童・生徒数の変動が見込まれる学校があります。
- ② 安全安心な学校給食を提供しています。
- ③ 経済的理由により、児童・生徒の就学に際して支援を必要とする家庭が見られます。

課 題

- ① 学校施設・設備の老朽化に応じた適切な維持管理が必要です。また、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増加への対応が必要です。
- ② 食物アレルギーに対応した給食の提供が必要です。
- ③ 児童・生徒の就学に際し、適切な経済的援助を行なう必要があります。

学校給食共同調理場第一調理場



稲城第一小学校（改修校舎）



施 策

(1) 学校施設・設備等の整備

児童・生徒が安全で快適に学習できる教育環境を維持・向上していくため、学校施設・設備を適切に点検し必要な修繕を行なうとともに、計画的に改修や更新を実施します。
 また、ICT*¹教育を充実させるための教材等の整備を進めます。
 都市基盤整備の進展等による人口増加に伴い、児童・生徒数が増加し普通教室が不足する学校について、校舎の増改築等の必要な対策を講じます。

(2) 学校給食の充実

児童・生徒に安全安心でおいしい給食を安定して提供できるよう、衛生管理に留意するとともに、学校給食共同調理場の施設・設備を適切に維持管理します。
 地場野菜や旬の食材を積極的に使用した郷土食や季節の行事にちなんだ献立を提供し、学校での食育に活かすとともに、食物アレルギーのある児童・生徒については、安全性を最優先させた食物アレルギー対応食を提供します。

(3) 就学困難な児童・生徒の保護者への援助

経済的な理由により就学が困難となっている児童・生徒であっても、安心して学校生活を送れるよう、その児童・生徒の保護者に対し、その世帯の収入に応じた経済的援助を行ないます。

主な事務事業

- ・学校施設改修事業
- ・学校校舎増築等事業
- ・学校給食共同調理場管理運営事業
- ・就学援助事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
給食が美味しいと感じている児童・生徒の割合	59.6%	向上	学校給食アンケート結果（平成29年度）。学校給食への満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。

用語解説

*¹ ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI（人工知能：Artificial Intelligence）やRPA（PCで行なう単純作業の自動化：Robotic Process Automation）、IoT（モノのインターネット：Internet of Things）等。

1 生涯学習の推進

基本構想で示した方向性

市民の生涯学習を推進するため、地域の情報・活動拠点となる施設を充実させ、自主的な活動の場所や機会を提供します。また、社会状況の変化を踏まえた多様な学習活動を振興するため、環境整備や担い手の育成を充実させ、学習の成果を地域社会で活かすことができるよう支援します。

図書館では、市民の幅広いニーズに応えながら、専門的な視点から、生涯を通じた学習活動の支援等を行っていきます。そして、子ども達が本に親しみ、読書体験を通じて生きぬく力を育めるよう、読書活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 世代を問わず、市民だれもが学びたいことを身近で学べる環境が整っています。
- ② 生涯学習活動の新たな担い手等が、学習の成果を活かし活躍しています。
- ③ 地域の情報拠点として、図書館には、市民の求める資料・情報があります。
- ④ 市民は、図書館で質の高いサポートを受けながら、課題解決に向けて自ら学習しています。
- ⑤ 子どもと本の出会いの場が提供されています。

現 状

- ① 公民館やiプラザでは、市民が自主的な学習やサークル活動を行なっています。
- ② 公民館事業では、主に行政が主体となって事業の企画や運営を行なっています。
- ③ 市民が図書館に求める資料・情報が多様化しています。
- ④ 図書館ではレファレンスサービス^{*1}を提供しているものの、市民が解決したい課題が多様化しています。
- ⑤ 子ども達の読書離れが、社会的な問題となっています。

課 題

- ① 市民が生涯学習に幅広く親しめる環境の充実が必要です。
- ② 公民館事業では、市民による新たな担い手が必要です。
- ③ 地域の実情を把握し、市民が必要としている資料を提供する環境が必要です。
- ④ 自ら調べ、自ら考える力を育むためのサポートが必要です。
- ⑤ 子ども達が、本に親しめるような読書環境の充実が必要です。

用語解説

^{*1} レファレンスサービス：図書館利用者が、学習・研究・調査のために必要な資料・情報等を求めた際に、その情報等の提供や、情報源等の紹介・提供により、効率良く入手できるよう援助する図書館職員によるサービス。

施 策

(1) 学びの提供や支援

市民がいつでも自主的に学び活動できるように、情報・活動の拠点として、学習や活動機会の提供を行なうとともに、自主的なグループ活動や市の生涯学習推進の中心的役割を担ういなぎICカレッジ等を支援します。また、生涯学習活動の輪を広げるため、市民の学習ニーズに対応した講座開設に努めるとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう、施設の改修や適切な管理、サービスの維持に努めます。

(2) 生涯学習活動の担い手の育成支援

公民館事業の企画・運営等の担い手や各種リーダーを育成します。また、講座や研修等に参加し、新たに生涯学習活動の担い手になった市民が、地域のリーダーとして広く地域で活躍できるように支援し、共生意識の醸成を図ります。

(3) 資料の整備充実

図書館は、地域の情報拠点として、市民ニーズに応えられるよう、地域資料を含む多様な資料の充実を図り、積極的な利活用につなげます。また、オンラインデータベース等の電子資料についても、情報提供機能の充実を進めながら活用を図ります。

(4) 市民の学習を支援するサービスの充実

図書館では、幅広いテーマについて課題解決を支援します。また、質の高いレファレンスサービスを充実させ、情報活用の支援に努めます。

(5) 子どもの読書活動の推進

次代を担う子ども達が、本と親しみ、豊かな読書体験を積みながら、より豊かに生きぬく力を身に付け成長できるように、ブックスタートや読書通帳の実施等、家庭、地域、学校等関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。

主な事務事業

- ・生涯学習推進事業
- ・子ども読書活動推進に関する事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・公民館や図書館での各種の講座や教室等生涯学習事業について	42.6%	向上	市民意識調査結果。生涯学習事業に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。
第三次稲城市生涯学習推進計画	平成24年度～令和3年度	稲城市の生涯学習の振興に関する計画。
第三次稲城市子ども読書活動推進計画	令和2年度～6年度	子どもの読書活動を支援し推進することを目的として定めた計画。

2 歴史・文化・芸術の振興

基本構想で示した方向性

市民一人ひとりが暮らすまちの歴史や文化を身近なものとして楽しみ、誇りをもって生活することができるまちを目指し、環境を整備します。

また、かけがえのない稲城の歴史を市民に伝承し、貴重な文化財を守り活用を図るとともに、優れた文化・芸術に親しみ、楽しむことができる機会の充実を図ります。

2030年代の稲城

- ① 市内の貴重な歴史や文化財、伝統的な民俗芸能が大切に守られています。
- ② 市民一人ひとりが文化・芸術を日常的に身近なものとして親しみ、自らいきいきと活動する場が広がっています。

現状

- ① 有形・無形の貴重な文化財が多数存在しており、この貴重な文化財を次の世代に着実に引き継ぐため、保護と普及を図っています。
- ② 寄贈や調査により、貴重な文化財が新たに評価されています。
- ③ 文化芸術活動については、価値観の多様化等から市民のニーズが変化する中で、文化芸術に触れる機会の確保に取り組んでいます。

課題

- ① 新たな稲城市指定文化財の指定を行なうとともに、貴重な文化財や地域の歴史に関する資料等の充実を図り、幅広く市民へ情報発信を行なっていく必要があります。
- ② 新たに評価されている貴重な文化財の保存に努める必要があります。
- ③ 活動や発表の機会、文化芸術を鑑賞する場を適切に確保する等、文化芸術活動を支援していく必要があります。



多摩ニュータウン No.471 遺跡出土土偶（稲城市若葉台）
「多摩ニュータウンのヴィーナス」
年代：縄文時代中期後半
所蔵：東京都教育委員会
収蔵：東京都立埋蔵文化財調査センター

稲城市若葉台で出土された「多摩ニュータウンのヴィーナス」は、2009年にイギリスの大英博物館で開催された「土偶 The Power of the DOGU」の展覧作品としても展示された。



施策

(1) 文化財の保護と普及

講座等の普及活動を通じて、郷土の歴史や文化財に触れる機会を提供し、市民の文化財保護への理解を深めていきます。また、文化財調査を継続して実施し、稲城の歴史と文化財の把握と保護に努め、文化財資料を充実させます。さらに、各地域で伝えられてきた郷土芸能の伝承を図るための事業を実施します。

(2) 郷土資料室と文化財保管の充実

郷土資料室の展示や管理体制の整備・充実に努め、資料の増加に対応した適切な保管に努めます。また、収集した資料は市民に公開し活用していきます。

(3) 文化・芸術の推進

多くの市民が優れた文化・芸術に触れられるよう、文化活動の発表の場の充実を図り、身近に文化・芸術を鑑賞する機会を確保します。また、芸術文化の向上を促進するため、文化・芸術活動団体等に対し支援を行ないます。

主な事務事業

- ・文化財保護事業及び普及事業
- ・市民文化祭・芸術祭等の文化・芸術振興事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
稲城市指定文化財の数	31件	35件	文化財保護の取組みの成果を示す指標。
暮らしやすさについての満足度・市民文化祭や芸術祭等芸術文化事業について	42.7%	向上	市民意識調査結果。芸術文化事業に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市教育振興基本計画	令和2年度～6年度	稲城市における教育の振興のための施策に関する基本的な方針や講ずべき施策等を定めた計画。
第三次稲城市生涯学習推進計画	平成24年度～令和3年度	稲城市の生涯学習の振興に関する計画。

市民の力が活きるまちを目指して～稲城市芸術文化団体連合会

芸術は人の心を明るくする。

「稲城市の芸術文化を高め、広め、育む」ために活動する団体、稲城市芸術文化団体連合会。

稲城市の芸術文化の柱である稲城市民文化祭、稲城市芸術祭をはじめ、芸文連サロンコンサート事業、稲城市青少年芸術文化活動育成事業、姉妹都市芸術文化交流事業、市民交流イベント事業、ギャラリー展示事業等、ボランティアの理事を中心に活動している。



稲城の黒板は稲城のアーティストの手で。



夏休み明け初日。今日から学校かと少し重い気持ちを抱えて登校する子ども達が、教室に入って黒板いっぱい広がるアートを見た瞬間、アートの持つ力に元気もらう。

きっかけは、武蔵野美術大学が近隣自治体の学校で実施していたという黒板ジャック。

「稲城の黒板をジャックさせる訳にはいかない」と、稲城のアーティスト達が芸術文化団体連合会を通したり、口伝で誘い合ったりして集まった。第四小学校の校長先生に話をもちかけ、稲城のアーティストの手による黒板アートが実現したのが平成27年。以来、毎夏、市立小学校で実施している。

黒板と7色のチョークだけを提供してもらい、夏休み中に手弁当で校内の黒板をアートで埋め尽くす。学校にはなるべく負担をかけずにやるのが長続きするための秘訣だ。子ども達にはサプライズで、制作者が楽しみ、子ども達が楽しみ、先生達も巻き込んで一緒に楽しむ。



今の時代、子ども達は多くの物を背負っている。感情を素直に表現できない子もいる。それを一時的にせよ開放してあげたい。その思いが黒板アートに生きている。

黒板アートを見て子ども達を書いた感想文には、率直な声が続いている。「元気になった」「2学期もがんばりたい」。厳しい感想もちろんある。子ども達のそんな感想がもらえる達成感から、制作者は黒板アートに「はまる」。



参加するアーティストは様々で、画家はもちろん、絵本作家、ゲームキャラクターデザイナー、サラリーマン、書家もいる。

書もまたアートだ。風神・雷神の絵とともに黒板に貼られた「雲」と「風」の書。どんな雲、どんな風を表現したいか投げかけて、子ども達から引き出した千差万別の「雲」と「風」。それは、アーティストだからこそ、子ども達にあげられる「アートの力」。

稲城には地域に貢献できる力を持っているアーティストがたくさんいる。子ども達に良いものを届けたい。アーティストの独り善がりにならず、行政ともタイアップして、「アートの力」で良いまちにしていきたい。

そんなシビックプライドを持つアーティスト達の活動が、毎夏、小学校で繰り広げられている。



第2章 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

第1節 健やかな暮らしと医療の充実

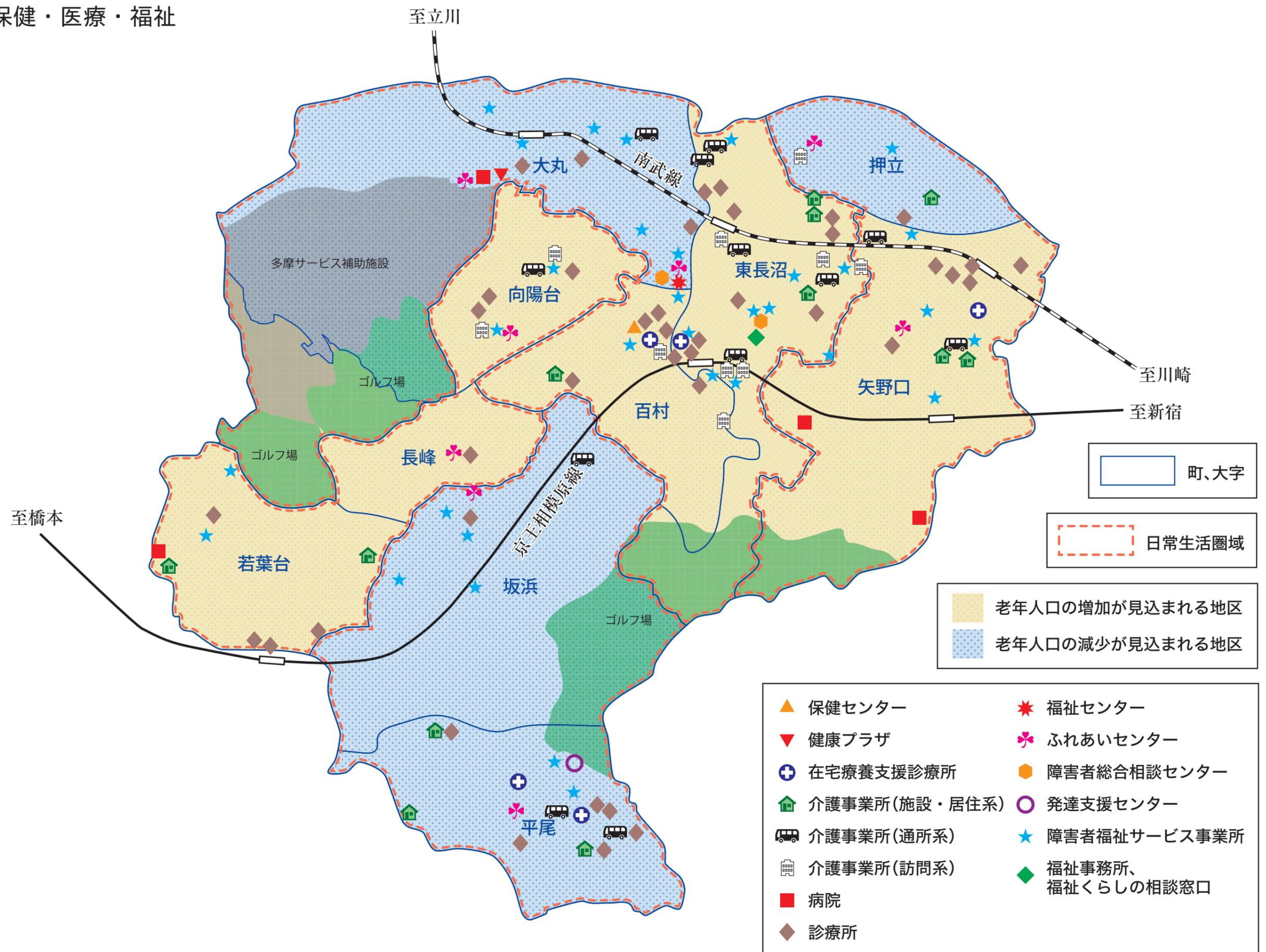
- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 市立病院の充実

第2節 安心して暮らせる地域福祉

- 1 地域福祉の展開
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障害者(児)福祉の充実
- 4 生活の安定と自立への支援の充実

第3節 公的医療保険と年金制度の推進





1 健康づくりの推進

➤ 基本構想で示した方向性

生涯を通じて健康の保持・増進ができるよう、市民が健康的な生活習慣を重視し、主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。そのため、予防接種や各種健診、がん検診等を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を行ない、病気の予防・早期発見に向けた取組みを充実させます。

2030年代の稲城

- ① だれもが朝食を食べる、日常的に体を動かす、休養を取るといった健康的な生活習慣を意識し、心身の健康づくりに取り組んでいます。
- ② だれもが病気の予防・早期発見に努め、健康に暮らしています。

現 状

- ① 健康的な生活習慣への意識が高い傾向にあります。
- ② 健康診査等の受診率は比較的高い傾向にありますが、がん検診等、個別検診の受診率は低い状況にあります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。

課 題

- ① 健康的な生活習慣への意識は高いものの、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすためには、健全な食生活の実現や、さらなる健康づくりへの支援が必要です。
- ② 病気の予防・早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図る必要があります。
- ③ 新しい感染症に対応する必要があります。



健康プラザ



プールを使ったプログラムの様子

施 策

(1) 健康的な生活習慣を重視した健康づくりへの支援

生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくためには、若い頃から自分の健康に関心を持ち、生活習慣病を予防することが重要です。市民一人ひとりが食生活、運動習慣、こころの健康等の生活習慣の大切さを認識し、健康的な生活習慣づくりに取り組めるような支援を充実させるとともに、ライフステージに応じた健康づくりを支援していきます。

また、健康プラザを拠点とした、市民の健康づくりを支える環境の充実を図ります。

(2) 生涯を通じた病気の予防の推進

予防接種による感染症の予防や各種健診・検診を推進するとともに、がん検診等の受診率の向上を図り、がんの予防・早期発見につなげること等により、病気の予防に取り組めます。

(3) 新たな感染症への対応

国や東京都と連携を図りながら、新たな感染症の予防・まん延防止に取り組めます。

主な事務事業

- ・乳幼児等健康診査事業
- ・健康づくり推進事業
- ・こころの健康づくり推進事業
- ・健康プラザ運営事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
心身ともに健康と感じている市民の割合	78.2%	向上	市民意識調査結果。市民が健康であると感じているかを示す指標。
がん検診の受診率	10.5%	50.0%	日本人の死亡要因として高い割合を占めるがんについて、予防・早期発見の取組みの状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第三次稲城市食育推進計画	平成31年度～令和5年度	総合的に食育を推進するための基本的な考え方、方向性及び取組み等を示した計画。
稲城市自殺対策計画	令和2年度～5年度	生きることの包括的な支援により自殺対策を総合的に推進する計画。
稲城市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～	新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示した計画。



2 地域医療体制の充実

基本構想で示した方向性

市民が健康的な生活を送ることができるよう、地域医療の充実を図り、身近な医療機関としてかかりつけ医等を持つことを推進します。

また、市立病院をはじめ、地域の医療資源を円滑に活用できるよう、病診連携^{*1}等により、かかりつけ医等を基礎とした地域の医療機関の相互の協力体制を推進します。さらに、保健医療と福祉の連携を図り、市民が必要な医療サービスを身近で受けられる地域医療体制を充実させます。

2030年代の稲城

- ① 身近な地域でだれもが「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」を持っています。
- ② だれもが安心して在宅医療を受けられています。
- ③ 市立病院では、地域における総合的な医療や周産期医療^{*2}等の公的医療機関としての役割を担っています。

現 状

- ① かかりつけ医・歯科医・薬局を決めている割合は増加傾向にあり、かかりつけ医等の定着が進んでいます。また、高度な医療が必要な場合にも、身近で医療が受けられるよう、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携が広がってきています。
- ② 保健医療と福祉の関係機関が連携を図り、在宅医療を希望する市民を支援しています。
- ③ 市立病院では、総合的な医療や周産期医療等の医療の提供を行なっています。

課 題

- ① かかりつけ医を基礎に、だれもが安心して身近で医療サービスを受けられるよう、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携のさらなる推進が必要です。
- ② 今後の医療ニーズの増加を見据えて、在宅医療の安定的な供給が図られるよう、保健医療と福祉の連携の推進が必要です。
- ③ 診療所では、総合的な医療や周産期医療等への対応が難しいため、公的医療機関である市立病院での対応が必要です。

施 策

(1) 地域医療の充実

市民が生涯を通じて健康的な生活を送ることができ、乳幼児から高齢者までだれもが安心して身近で医療サービスを受けられるよう、地域医療の充実を図ります。

また、市民が身近な地域で何でも相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つことを推進するとともに、医師会、歯科医会、薬剤師会との連携のもと、病院と診療所の病診連携等、地域医療機関の相互の協力体制を推進し、地域の医療資源の円滑な活用に努めます。

(2) 保健医療・福祉の連携

保健医療と福祉の連携により、在宅医療を望む市民が、より安心して在宅医療を受けられる体制づくりを推進します。今後の医療ニーズの増加を見据えて、医療資源の確保や最適化を計画的に誘導し、在宅医療の安定的な供給を支えるとともに、切れ目のない医療と介護が提供できるよう、地域医療の充実と保健医療と福祉の連携を推進します。

(3) 公的医療機関としての役割の確保及び充実

総合的な医療や診療所では対応が難しい周産期医療等を、公的医療機関である市立病院が担うことで地域の医療体制の確保及び充実を図ります。

主な事務事業

- ・ 休日急病診療事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・病院や診療所等医療サービスについて	60.2%	維持向上	市民意識調査結果。市内の医療サービスに対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市医療計画	平成28年度～令和7年度	身近な市内で医療が受けられるよう、地域医療の充実を図る計画。
第三次稲城市立病院改革プラン改訂版（令和3年度追加版）	平成29年度～令和3年度	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営を確保する計画。

用語解説

*1 病診連携：病院と診療所がそれぞれの役割・機能を分担し、連携を図りながら、地域全体で、より効率的、効果的な医療を提供すること。

*2 周産期医療：妊娠22週から出生後7日未満までの期間を含めた前後の期間における、突発的な緊急事態に備えた産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療。

3 市立病院の充実

基本構想で示した方向性

市立病院では、患者の立場に立ち、多様化・高度化する地域の医療需要に対応した、安全で質の高い医療を提供するとともに、予防医療を推進し、市民の健康づくりに貢献します。

また、地域の中核病院^{*1}としての役割を果たしつつ、安定した病院運営を図り、市民に親しまれ信頼される病院を目指します。

2030年代の稲城

- ① 健全な病院経営のもと、信頼とぬくもりのある医療と予防医療を提供しながら、地域の急性期中核病院としての役割を果たしています。
- ② 病院診療体制が充実し、地域の特性に合わせた柔軟な医療を提供しています。

現 状

- ① 市民の立場に立ち、安全で質の高い医療の提供を行なうとともに、信頼される予防医療の提供により、地域住民の健康づくりに貢献しています。
- ② 病診連携^{*2}・病病連携^{*3}として、地域の医療機関との医療機能の分担や連携を行なっています。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関と連携しながら、地域の特性に合わせた柔軟な医療提供体制を構築しています。
- ④ 稲城市立病院改革プランに基づき、病院経営の健全化に取り組んでいます。

課 題

- ① 感染症を含め、医療に対する需要が増加し、医療ニーズが多様化しているのと同時に、健診の受診者は増えていますが、疾病予防や健康維持への取り組みが必要です。
- ② 地域医療連携の強化に向け、地域の医療機関とのさらなる連携が必要です。
- ③ 急性期の医療機能を中心としながら、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関との連携及び地域の特性に合わせた柔軟な医療の提供が必要です。
- ④ 経営状況の改善を図り、自律的な経営を進めながら、安定的かつ持続可能な病院経営を推進する必要があります。また、建設から20年以上経過し、建物及び設備の老朽化への対応が必要です。



右から市立病院、健診外来棟、健康プラザ
これらが一体としてあることで、相互連携による相乗効果が期待される

施 策

(1) 信頼とぬくもりのある医療の提供と予防医療の推進

感染症への対応をはじめ、安全で質の高い医療の提供を行なうとともに、市民ニーズに応え、社会の変化を見据えた診療を行ない、市民参加による病院づくりを進めます。また、健康プラザ等と連携しながら、総合的な予防医療を推進します。

(2) 地域医療連携の拡充

地域の中核病院としての位置付けを継続し、急性期を中心とした中核病院としての役割を果たすと同時に、在宅復帰を目的に医師会や地域の医療機関等とも連携しながら、病診連携・病病連携を推進します。また、地域の医療機関や介護施設等と強固な連携体制を作り、シームレスな医療を提供します。

(3) 地域の特性に合わせた柔軟な医療の提供の推進

急性期の医療機能を中心に、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の医療機関と連携しながら、地域の特性に合わせた柔軟な医療を提供します。

(4) 安定的かつ持続可能な病院運営

地域の中核病院として、その機能と役割を果たすため、稲城市立病院改革プランに基づき、患者へのサービス向上と病院経営の合理的、効率的な運営を図ります。また、建物及び設備の修繕や改修を行ないます。

主な事務事業

- ・ 地域医療連携事業
- ・ 稲城市立病院改革プランの策定
- ・ 疾病予防事業（健診事業）

成果指標

名称	現状	2030年	説明
経常収支比率 ^{*4}	100.0%	100.0%超	稲城市立病院の経営状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市立病院改革プラン改訂版（令和3年度追加版）	平成29年度～令和3年度	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営を確保する計画。

稲城市立病院ホームページ



用語解説

- *1 地域の中核病院：複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院で、市内の診療所や他の病院と連携して、地域医療の拠点としての役割を担う病院のこと。
- *2 病診連携：病院と診療所がそれぞれの役割・機能を分担し、連携を図りながら、地域全体で、より効率的、効果的な医療を提供すること。
- *3 病病連携：病院が機能により分類され、それぞれの機能に合わせて連携を図りながら、地域全体で患者の病状に応じた適切な医療を提供すること。
- *4 経常収支比率：経常収益と経常費用から算出する経営状態の良否を示す指標。100%以上で黒字経営を意味する。



1 地域福祉の展開

基本構想で示した方向性

市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めます。
また、全ての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民が必要な福祉の情報を容易に入手でき、適切な福祉サービスを選択できます。
- ② 地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支え合っています。
- ③ 尊厳が守られ、地域で安心して、その人らしい生活が送れています。

現 状

- ① 行政や福祉サービス事業所等による支援は、法制度等により充実してきていますが、複合的な課題を抱え、解決が難しいケースが見受けられます。
- ② 少子高齢化、核家族化や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域のつながりが希薄化し、相互に支え合う機能が弱まっています。
- ③ 多摩南部成年後見センター及び稲城市福祉権利擁護センターを設置し、権利擁護の取組みを実施しています。

課 題

- ① 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談支援と各種福祉サービス情報の提供の充実、地域の関係機関のさらなる連携が必要です。
- ② 公的な福祉サービスだけでなく、地域において市民と行政が協働で課題を解決することや、地域における市民主体による支え合いの仕組みづくりの推進が必要です。
- ③ 認知症や一人暮らし高齢者の増加、また、障害者を支える家族等の高齢化に伴い、成年後見制度利用の必要性が高まってくると想定され、その対応が必要です。



民生児童委員協議会全体会議の様子

施 策

(1) 福祉サービスの情報提供及び相談支援

福祉サービスを必要とする市民が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスに関する総合的でわかりやすい情報提供に努めます。また、福祉や地域における様々な生活課題に対して、適切な対応のできる身近な相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域での支え合い活動の支援・促進

地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉推進の担い手となるよう、市民意識の啓発に努めるとともに、ボランティア活動へ参加する機会を提供する等、支え合いの地域づくりに努めます。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO等、地域福祉の担い手となる各種団体の交流・連携に基づく協働が図られるよう支援します。

(3) 尊厳と権利の擁護

高齢や障害等により判断能力が不十分になっても、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の利用促進等を通して、本人の尊厳と権利が擁護される取組みを進めます。

主な事務事業

- ・稲城市社会福祉協議会運営費補助事業
- ・成年後見制度等利用者支援事業
- ・権利擁護センター事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
成年後見制度を知っている市民の割合	43.7%	向上	市民意識調査結果。成年後見制度についての市民の認知度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
稲城市成年後見制度利用促進計画	令和3年度～5年度	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。

2 高齢者福祉の充実

基本構想で示した方向性

高齢者がいつまでも元気にいきいきと、地域で見守り合い、支え合いながら暮らし、また、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

2030年代の稲城

- ① 最期まで自分らしく、地域で暮らし続けられるための医療や介護の体制が整っています。
- ② 高齢者が元気にいきいきと暮らし、地域の中において大きな役割を果たしています。
- ③ いつまでも安心して暮らし続けられる支え合いが地域に広がっています。
- ④ 要介護高齢者等が、適切な介護サービス等を活用することにより、重度化防止を図りながら、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を送っています。

現状

- ① 要支援・要介護高齢者は増加しており、在宅で介護や医療が必要な高齢者が増加しています。
- ② 社会参加や介護予防に取り組む元気な高齢者は増加しており、さらなる高齢者の活躍が期待されています。
- ③ 見守りや支援が必要な認知症高齢者、高齢単独世帯等が増加しています。
- ④ 要支援・要介護高齢者の増加に伴い、介護給付費、介護保険料が増加し続けています。

課題

- ① 包括的な地域ケアが一体的に提供できる体制が必要です。
- ② 高齢者が、地域において一層活躍するため、継続的に介護予防や交流に参加できる多様な場づくりや意識づくりが必要です。
- ③ 安心して暮らせるための、多様な暮らし方に合った地域での支え合いや見守りが必要です。
- ④ 介護保険制度の持続可能性の確保、適正な運用が必要です。また、介護を担う人材の不足への対応が必要です。



介護支援ボランティアの様子

用語解説

*1 介護支援ボランティア：介護支援を目的に、元気な高齢者が身近な地域で行なう活動の中で、介護施設等でボランティア活動を行なうボランティア制度。
 *2 認知症サポーター：認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるか等について学ぶ認知症サポーター養成講座を修了した人であり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する役割を持つ。



施策

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築していきます。

(2) 社会参加の充実と介護予防の推進

高齢者の介護予防を地域で推進し、自主的な活動や就労意欲に対し支援を行なうことにより、身体機能の維持・改善を図り、社会参加を促進していきます。

(3) 地域での高齢者の見守り体制の推進、支え合いの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症高齢者を含めた高齢者の見守り・支え合いの活動を充実させるため、地域包括支援センター、自治会等の地域住民や活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、NPO等、様々な担い手が一体となって、お互いの自立生活を支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の円滑な運営を進めるため、介護保険事業計画に基づき、低所得者への配慮を実施するとともに、重点化・効率化を進めます。また、日常生活圏域ごとの地域ケア体制の充実を進めるとともに、介護人材の育成や支援に努めます。

主な事務事業

- ・地域支援事業
- ・みどりクラブ等関係事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
介護支援ボランティア*1ポイント獲得者数（高齢者人口千人あたり）	18.5人	向上	高齢者の介護予防に資するボランティア活動の参加状況を示す指標。
認知症サポーター*2養成人数（人口千人あたり）	36.6人	向上	認知症の理解及び高齢者を地域で見守る体制の充実度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
稲城市介護保険事業計画（第8期）	令和3年度～5年度	介護保険法第117条に規定する保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保する計画、地域包括ケア計画。

3 障害者（児）福祉の充実

基本構想で示した方向性

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実を図ることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

2030年代の稲城

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ② 子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を受けて、健やかに成長しています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加が進み、自分らしく地域で活動し、活躍しています。
- ④ 障害のある人もない人も、互いに理解し合い、支え合う社会となっています。

現 状

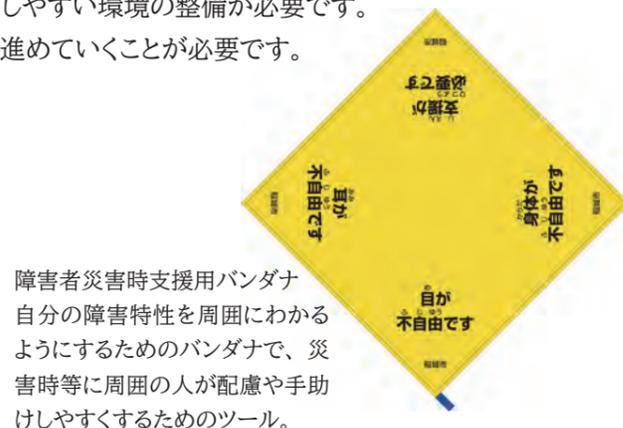
- ① 障害のある人は年々増えており、障害特性に応じた相談支援や、身近な地域で障害福祉サービスの利用を希望する人が増えています。
- ② 子どもの発達障害に関する相談や医療的ケア等、様々な障害のある子どもの相談や障害児サービスの利用が増えています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加への支援、活動の場の提供に対する要望があります。
- ④ 障害により差別された経験のある人がいます。また、障害者虐待の相談・通報が寄せられています。

課 題

- ① 障害の状況や新たなニーズに対応するため、さらなる障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。
- ② 子どもの発達段階に応じた支援体制の充実や、さらなる保健・医療・教育等の関係機関との連携が必要です。
- ③ 就労の継続や定着への支援、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備が必要です。
- ④ 差別解消と障害者理解の促進、権利擁護への取り組みを進めていくことが必要です。



ヘルプカード
障害者が自分の困りごとや連絡先等を書いて携帯するカードで、緊急時等に周囲の人が手助けしやすくなるためのツール。



障害者災害時支援用バンダナ
自分の障害特性を周囲にわかるようにするためのバンダナで、災害時等に周囲の人が配慮や手助けしやすくなるためのツール。

施 策

(1) 自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害の状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた相談支援の提供に努めます。

障害の重度化・多様化、障害のある人やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 健やかな育ちに合わせた支援の充実

乳幼児期や学齢期等、早い段階から子どもの発達に関して適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図り、家族への支援や周囲の理解促進を図るとともに、関係機関との連携により、子どもの発達の段階に応じた切れ目のない支援の充実に努めます。

(3) だれもが活躍する地域づくり

だれもが活躍する地域の実現を目指し、障害者の就労や社会参加への支援を図ります。だれもが自由に参画し、多様な生き方を選択できる地域づくりを推進するために、障害者の活動や団体への支援を図るとともに、障害のある人の社会参加を妨げる社会的障壁をなくしていくための取り組みを推進します。

(4) 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う共生社会を実現していくために、障害への理解についての普及・啓発や障害者への虐待防止、権利擁護等の意識を高めていきます。より多くの人が障害のある人とふれあう機会やともに過ごせる場を作ることで、お互いを認め合う社会づくりを推進します。

主な事務事業

- ・ 自立支援給付等事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 発達支援センター事業
- ・ 障害児支援事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
障害者にとって暮らしやすいまちであると感じている市民の割合	47.7%	向上	市民意識調査結果。障害者の暮らしやすさを示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。
第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画	令和3年度～5年度	障害福祉サービスの利用量を見込むとともに、国の基本指針に沿って市の考え方を示す計画。

4 生活の安定と自立への支援の充実

基本構想で示した方向性

生活困窮者に対して早期に相談に応じ、関係機関等と連携して、個々の状況に応じた包括的な自立支援に取り組みます。
また、要保護世帯に対しては、生活保護を適正に実施します。

2030年代の稲城

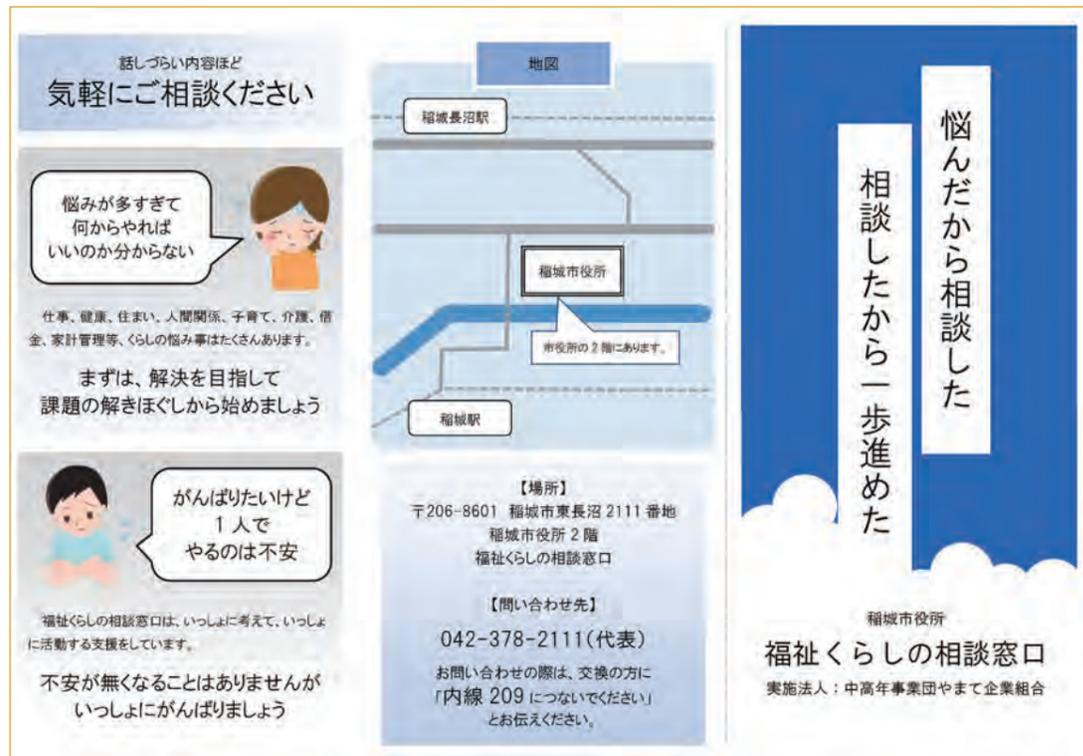
- ① だれもが、生活困窮について身近な地域で相談を受けられています。
- ② 生活に困窮している市民が支援を受けて自立を目指しています。

現 状

- ① 複合的で複雑化した課題を抱える等、相談・支援に結び付きにくい市民がいます。
- ② 自立に向けた身近な地域での包括的な支援が求められています。

課 題

- ① 複合的で複雑化した課題を抱える市民等へ早期の適切な相談支援が必要です。
- ② 個々の生活困窮に応じた包括的な自立支援（セーフティネット）が必要です。



福祉くらしの相談窓口のパンフレット

施 策

(1) 生活困窮者等に対する相談支援

個々の複雑で多様な相談に対応するため、面接相談員及び相談支援員が、幅広い情報を収集し、状況に応じた適切な情報を提供する等、生活の安定と自立を図るための相談支援を行ないます。

(2) 生活困窮者等に対する自立に向けた包括的な支援

最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者等の自立を支援するため、状況に応じた自立相談や就労支援等、早期に包括的な支援を地域の関係機関、民間団体等と連携して実施します。

(3) 生活保護の適正な実施

市民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、あわせて自立を支援するため、生活保護を適正に実施します。

主な事務事業

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・被保護者自立促進事業
- ・生活保護事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
生活に困っている市民で、福祉くらしの相談窓口が市役所にあることを知っている割合	54.4%	向上	第三次稲城市保健福祉総合計画の策定に向けたアンケート調査結果（平成28年度）。生活に困っている市民のための相談窓口の認知度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市保健福祉総合計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉部門を中心とした方向性と施策を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画。





公的医療保険と年金制度の推進

基本構想で示した方向性

だれもが必要とする医療サービス等の制度を持続可能とするために、受益と負担の公平性を確保しながら、健全で安定した公的医療保険等の社会保険制度を適正に運用します。

2030年代の稲城

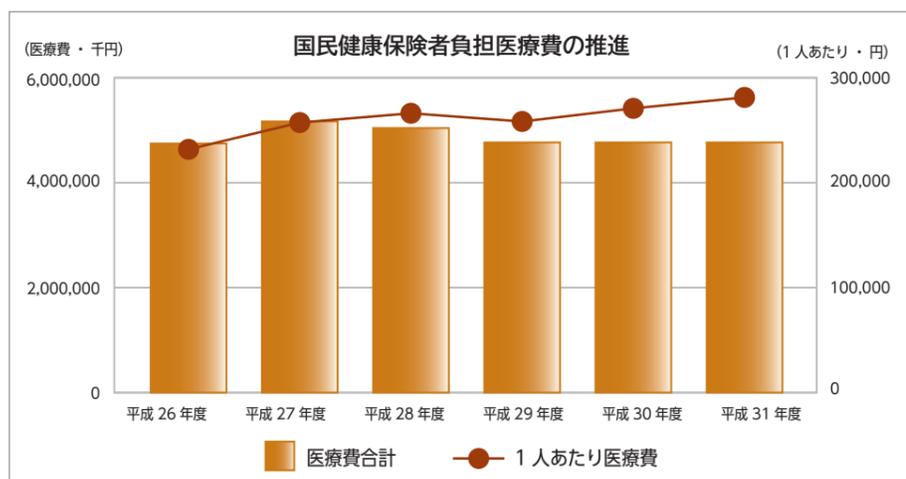
- ① 国民健康保険制度については、財政基盤の安定化が図られ、持続可能な医療保険制度となっています。
- ② 後期高齢者医療制度については、だれもが健康の保持・増進により、健康寿命の延伸が図られています。
- ③ 国民年金制度の周知が図られ、きめ細やかな窓口相談により、被保険者の理解が得られています。

現 状

- ① 国民健康保険制度は、東京都も保険者となり、東京都国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、安定的な事業運営に努めています。
- ② 後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健康寿命の延伸につながるよう保健事業に取り組んでいます。
- ③ 国民年金制度は、日本年金機構と連携を図りながら、年金相談を実施しています。

課 題

- ① 持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険制度の財政基盤の安定化を図る必要があります。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する前から、健康寿命の延伸と医療費適正化に向け、保有するデータの活用を図りながら、保健事業を進める必要があります。
- ③ さらに日本年金機構との連携強化を図り、社会保険制度の周知に努める必要があります。



施 策

(1) 国民健康保険制度の安定運営

- ① 財政運営の健全化
安定した財政運営が可能となるよう、受益と負担の均衡を図りながら、国や東京都の補助金等の確保に努め、健全な財政運営に努めます。
- ② 医療費の適正化
被保険者が安心して医療を受けられるよう、健康の保持・増進を図り、健康寿命の延伸と合わせて医療費の伸びを抑制します。また、生活習慣病予防のため特定健診^{*1}等の受診率向上に努め、さらに、重症化を予防するため糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していきます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度において、保険給付や保険料賦課等の運営を担う、東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、市が担う保険料の徴収や保健事業に適正に取り組み、きめ細やかな窓口対応に努めます。また、介護予防事業と連携を図ります。

(3) 国民年金制度の普及・啓発

日本年金機構と連携を図りながら、国民年金制度の普及・啓発活動を進めるとともに、きめ細やかな年金相談等を通じ、制度の周知に努めます。

主な事務事業

- ・ 国民健康保険特定健康診査等事業
- ・ 後期高齢者医療制度の保健事業

成果指標

名称	現状	2030年	説明
特定健診の受診率	53.9%	60.0%	国民健康保険加入者の健診受診率。医療費の適正化につながる生活習慣病予防対策の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第3期稲城市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度	高齢者の医療の確保に関する法律第19条に規定する特定健康診査等の実施に関する計画。
第2期稲城市国民健康保険保健事業実施計画（改定版）（データヘルス計画）	令和3年度～5年度	健康・医療情報を活用した、効果的・効率的な保健事業の実施に関する計画。

用語解説

*1 特定健診（特定健康診査）：40歳から74歳までの公的医療保険加入者が対象となる健康診査で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防に主眼が置かれている。

「住み慣れた稲城に安心して住み続けられる支え合い」

「住み慣れた地域に安心して住み続けたい」というだれもが持っている望みを、地域での支え合いによって実現しようと活動する特定非営利活動法人 支え合う会 みのり。

活動開始のきっかけは、1973年、公民館主催講座に参加し高齢者問題について勉強したこと。その後も勉強会を継続し、1984年に8人のメンバーで「稲城の老後を支える会」を設立。人間としての尊厳を持って、生涯にわたり在宅で暮らしていくには、「食事」がまず基本であるとの考えを実践に移し、高齢者の会食会を始めた。後に、脚が悪くなって会食会に来られなくなった人にも同じ食事をとの思いから夕食配食サービスが始まり、ほかにも、ミニデイサービス「たまりば」や居場所づくり「カフェいしださんち」等、今日の全ての活動に『食』が絡む。

人のお世話になることは心情的にハードルが高かった時代。食事の用意が大変でも、ファミリーレストランやコンビニなんてない時代。高齢者の『食』に対する支援が必要だと、先を見据えたメンバーが始めた活動。少し多めに作ったおかずを、お隣さんにお裾分け…そんな感覚の延長で始まった会食会も、当初は、シルバー産業に乗り出したと不評だったという。

それでも多くの人に必要とされ、会員を増やし、支え合いの活動は今日まで続いてきた。1989年に「稲城の老後を支え合う会」と改称し、2000年には地域社会での支持や信用を確かなものとするために法人格を取得、特定非営利活動法人「支え合う会 みのり」となった。短くない歴史の中で、参加者同士の新しいつながりが広がり、食事サービス活動を通して、地域の間人関係を結びつける役割も果たしてきた。活動により高齢者の問題や地域福祉に関心を持ち、住民参加の福祉のまちづくりにも一役買っている。



スタッフとしての活動を終え、利用者側になる人もいる。支える側から支えられる側へ。そうして循環していくのが望ましいが、若い世代は共働きも多くなり、なかなか新しい仲間が増えず、また、それなりの責任が生じるリーダーのなり手は不足気味だという。担い手も高齢化が進み、活動は大変になってきている。

けれども、新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベントが中止となっている中、みのりの会食会が安全で安心して出かけられる唯一の場所という声が寄せられている。だから、がんばる。家にいると人と話す機会がなく、夕食配食の配達スタッフとの会話がその日初めてだという人もいる。だから、必ず手渡して体調を聞き、世間話をし、会話を大切にします。

「自分達が利用する立場になった時に、利用したいサービスでありたい。」設立時のそんな思いを原動力に、シビックプライドを持つ人々が、昔も今も「支え合う会 みのり」で活動している。





『賑わいあふれる駅前マルシェ』（加藤 綾子）



『しぜんがたくさん、かがやくいなぎ』（加藤 悠愛 平尾小学校 3年）

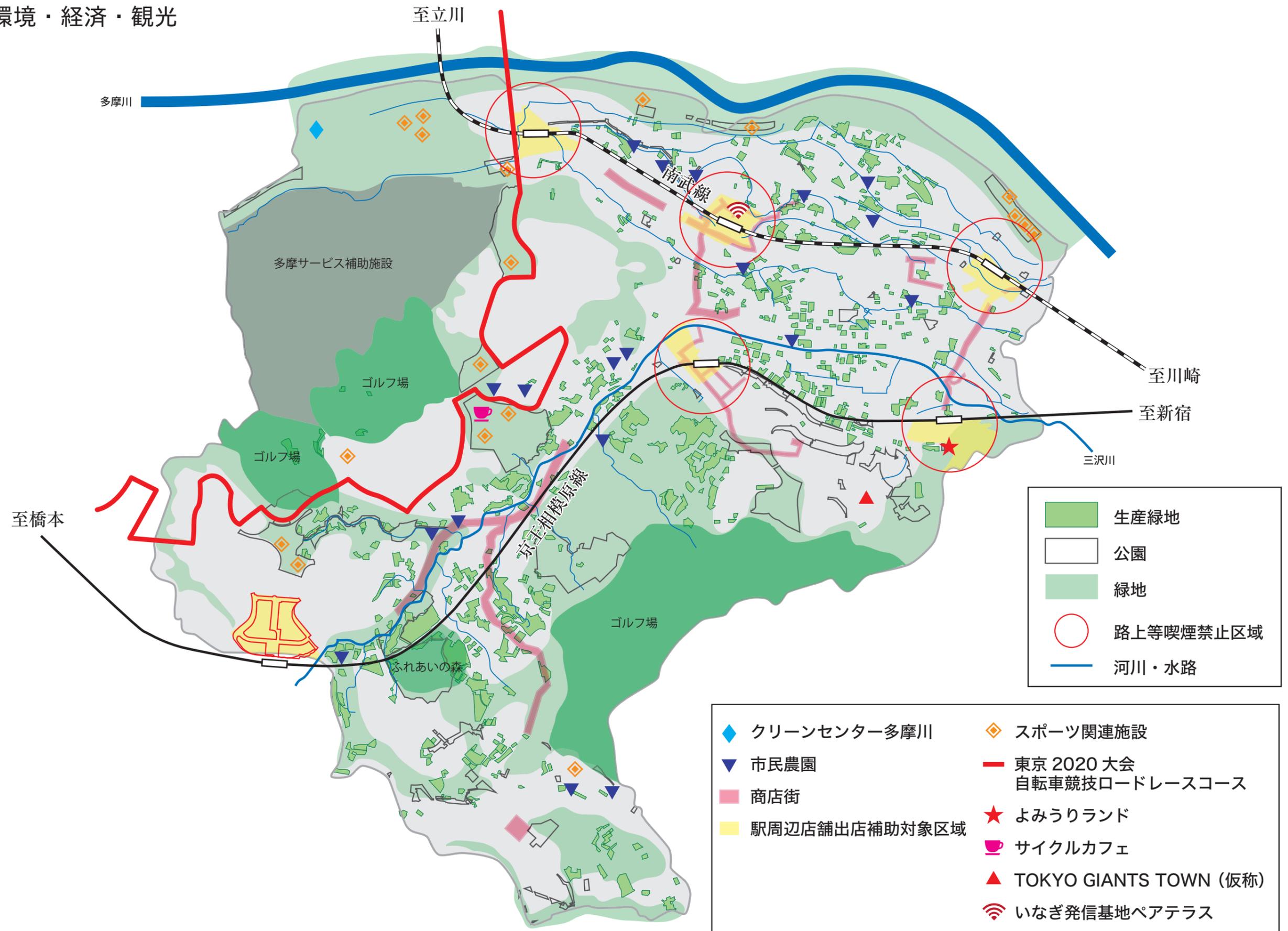
第3章 環境・経済・観光

～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城にぎ

- 第1節 地域循環共生圏形成の推進
 - 1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進
 - 2 循環型社会づくり
 - 3 良好な生活環境の保持・増進
 - 4 生物多様性の保全

- 第2節 豊かな水と緑のあるまちづくり
 - 1 自然環境の保全と緑の創出
 - 2 水と緑・公園の魅力の向上

- 第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信
 - 1 持続可能な都市農業の振興
 - 2 商工業の活性化
 - 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - 4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進にぎ



第1節 地域循環共生圏*1形成の推進

1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進

基本構想で示した方向性

温室効果ガスの発生抑制、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用といった地球環境に与える負荷を減少させる緩和策を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進することで、持続可能な社会の構築に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民生活の中に、環境負荷の低減に配慮した行動が自然と取り入れられています。
- ② 関連するあらゆる施策において、地球温暖化の緩和策や適応策の考え方が取り入れられています。

現状

- ① 温室効果ガスの排出量は、人口や世帯数、事業所の床面積の拡大に伴い、増加傾向にあります。
- ② 東京都の気温は長期的に上昇しており、平均気温では100年あたり2.4℃上昇し、近年、気候変動による影響が顕在化してきています。

課題

- ① 家庭・事業所等が環境に関する意識を一層高められるよう、それぞれの活動に合わせた、環境にやさしい多様なメニューや情報の提供が必要です。
- ② 気候変動に適応するための施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。



稲城市の環境施策俯瞰図

施策

(1) 環境負荷の低減に関する情報提供と意識啓発

環境負荷の低減について市民の関心や意識を高めるため、環境白書や広報いなぎ・市ホームページ等を通じて、環境負荷の低減に関する情報の提供に努めるとともに、市民の環境活動を支援し、地域での行動を促す意識啓発に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が協働し、関係機関とのネットワークのさらなる構築や強化に努め、各計画に基づき、低炭素化の推進と気候に対する強靱性の向上、さらに気候変動に適応するための対策について検討していきます。

主な事務事業

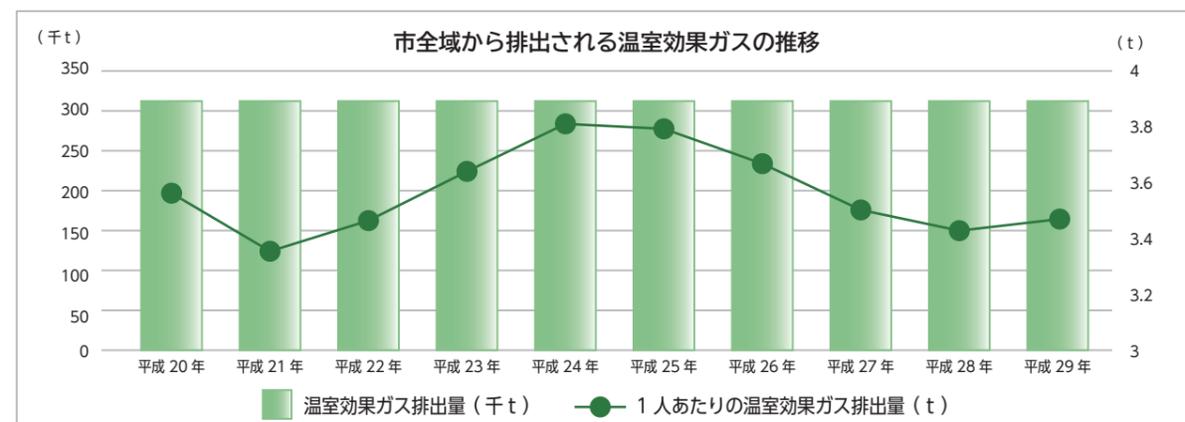
- ・(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定
- ・環境管理事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市民一人から1年間に排出される温室効果ガスの量	3.81トン	2.57トン	環境負荷の低減を意識した市民の環境活動の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。



※東京都提供資料
 ※平成23年度以降は、東日本大震災以降の原子力発電所の停止に伴い電気の二酸化炭素排出係数が増加し、以前と比較して温室効果ガス排出量が多くなる傾向があります。

用語解説

*1 地域循環共生圏：地域ごとの特性を生かして、社会・経済・環境の課題を統合的に改善させるシステムとして国の第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において提唱された構想。環境施策の分野では、官民協働の環境活動や資源・エネルギーの循環、自然との共生、快適な都市空間の実現等を指す考え方。

2 循環型社会づくり

基本構想で示した方向性

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生回避（ごみになるものを断る：Refuse）、排出抑制（ごみの減量化：Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle）を基本に、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政との協働（Cooperation）により、資源循環型社会の形成に努めます。

2030年代の稲城

① 市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政が4R+1^{*1}の意識を持ち、協働しながら日常生活において環境配慮の内包化に取り組んでいます。

現 状

- ① 一人1日あたりのごみの量は減少していますが、人口や世帯数の増加に伴いごみの総量は増加傾向にあります。
- ② 市内で回収したごみは、クリーンセンター多摩川で中間処理を行ない、焼却灰については、東京たま広域資源循環組合において全てエコセメントにすることでゼロエミッションを達成しています。また、限りある資源を有効に活用するため、クリーンセンター多摩川では、ごみの中間処理にて発生した焼却熱を利用するとともに、東京たま広域資源循環組合が製造したエコセメントについては、公共工事等でも活用しています。

課 題

① 市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政が、4R+1の意識とSDGs^{*2}（持続可能な開発目標）の達成に向けた各種取組みを一層推進していくことが必要です。

用語解説

*1 4R+1: 限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、発生回避（Refuse: リフューズ: ごみになるものを断る）、排出抑制（Reduce: リデュース: ごみの減量化）、再利用（Reuse: リユース: くり返し使う）、再資源化（Recycle: リサイクル: 資源物は分別して出す）の4Rを基本とし、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政が協働（Cooperation: コオペレーション: 協働する）して資源循環型社会を形成すること。

*2 SDGs: Sustainable Development Goals の略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。

*3 資源化率: 市が収集した資源物の量と集団回収した資源物の量に、中間処理施設で資源化された資源物の量を加えて、市民が出すごみの総排出量で除した割合のこと。

施 策

(1) 4R+1の推進

市全体で、4R+1をさらに推進するため、適正なごみの収集や資源物の分別収集、資源ごみ集団回収等に協働して取り組みます。

(2) 廃棄物の適正な分別排出と処理の推進

全世帯・事業所に配布しているごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別ツール、広報いなぎ、市ホームページを通じて、ごみの出し方や分別方法等について周知を図ります。

(3) 余熱利用

クリーンセンター多摩川のごみ焼却余熱による高温水について、市立病院、健康プラザの冷暖房等のエネルギー源としての利用を継続していきます。

主な事務事業

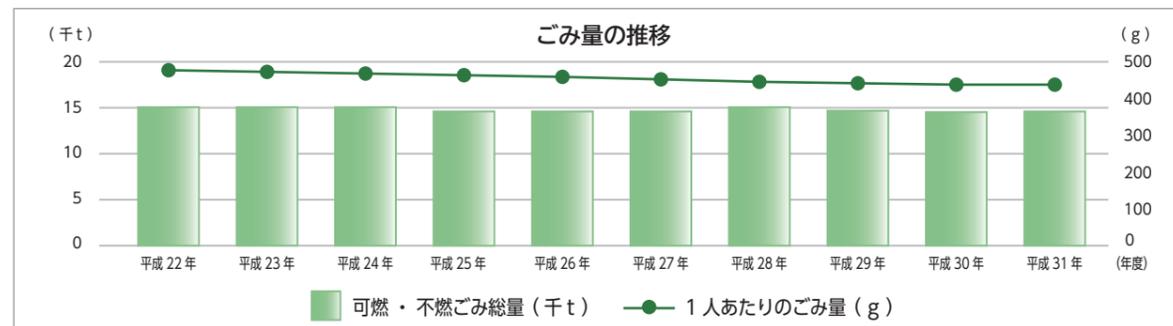
- ・(仮称) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定
- ・食品ロス対策等の周知、啓発事業
- ・余熱利用高温水導管設備の適正な維持管理
- ・廃棄物減量等推進事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市民一人が1日に出す可燃・不燃ごみの量	441g	433g	ごみの減量化に向けた市民の取組み状況を示す指標。
資源化率 ^{*3}	30.9%	31.7%	市民の4R+1とSDGs達成に向けた取組み状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画	平成26年度～令和5年度	稲城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にした計画。



3 良好な生活環境の保持・増進

基本構想で示した方向性

有害物による水質・土壌・大気汚染等を防止することを通じて豊かな自然環境を守るとともに、身近な生活環境を良好に維持し、将来世代にわたっての環境美化等、地域の中で、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けて様々な取組みを推進します。

2030年代の稲城

- ① 水質・大気・騒音・振動等の環境状況は、概ね良好となっています。
- ② 市民主体の美化活動が継続的に実施され、美しいまちが維持されています。
- ③ 受動喫煙やたばこのポイ捨てがなくなり、安全で快適な生活環境が確保されています。

現状

- ① 人口・世帯数の増加や都市化の進展、住宅と農地の混在等に伴い、水質や大気環境、騒音や振動等、日常生活や事業活動から生じる都市型・生活型の環境問題があります。
- ② 環境美化市民運動やまちをきれいにする実践行動等の清掃活動により、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ては、減少傾向にあります。無くなっていない状況です。
- ③ 路上喫煙の制限に関する啓発活動により、喫煙禁止区域内での喫煙行為やたばこのポイ捨ては、減少傾向にあります。無くなっていない状況です。

課題

- ① 市民・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、お互いを理解し合い、協力して、まちの成熟化にふさわしい生活環境の保全に向けた取組みを進める必要があります。
- ② 環境美化に取り組む市民等の輪を一層広げ、清潔で美しく快適なまちづくりを進める必要があります。
- ③ 路上喫煙の制限に関する周知・啓発により、安全で快適な生活環境を確保する必要があります。



路上喫煙禁止区域マップ (市内全戸配布)



路上喫煙禁止区域内の啓発物 (路面表示シート)



施策

(1) 都市型公害への対策

公害の状況を把握して環境を保全するため、水質や大気等の環境測定を定期的実施し、経年変化を確認するとともに情報を公開していきます。また、市民の健康で安全な暮らしを確保するため、公害発生源への立ち入り調査・指導・啓発を行なうとともに、東京都や関係機関と連携し対応します。

日常生活に密着した騒音・振動・悪臭等の近隣公害については、原因者への指導や近隣相互の生活を尊重し合うルールやマナーの周知等を図り、適正化を進めます。

(2) 環境美化の推進

環境美化市民運動やまちをきれいにする市民条例に基づく実践行動等の清掃活動を支援し、ごみのポイ捨てを防ぐための啓発を行ない、まちの成熟化にふさわしい生活環境の確保・維持、環境美化を促進させます。また、犯罪や火災の発生、不法投棄等を防止するため、空き地等の所有者や管理者に適切な管理を指導します。

(3) 路上喫煙の制限

路上喫煙の制限に関する条例に基づき、条例の普及・啓発に努め、あわせて違反者への指導等を実施します。また、市民、事業者、喫煙者はそれぞれの責務を果たすことにより、安全で快適な生活環境を確保します。

主な事務事業

- ・(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定
- ・公害対策事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・不法投棄やポイ捨て防止等環境美化対策について	47.6%	50%	市民意識調査結果。環境美化対策に対する市民の満足度を示す指標。
環境美化市民運動等参加人数	8,613人*	10,000人	市民の環境美化意識を測る指標。

*平成31年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部の講座が中止となっているため、平成30年度の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。



まちをきれいにする市民条例の啓発の様子



4 生物多様性の保全

基本構想で示した方向性

市内に生息する生物の多様性を持続的に守り、多様な生態系サービス*¹を将来にわたって享受できる自然との共生社会を推進するため、地域における生物多様性の保全に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民主体による生物多様性保全活動が市内の様々なフィールドで展開されています。
- ② 生物多様性が多くの市民にとって当たり前となり、日常の生活、考え方、行動の中に生物多様性に対する思いやりを持って暮らしています。

現 状

- ① 生物多様性の普及啓発や保全活動のために必要な人材育成のプロセス確立には至っていません。
- ② 人の手によって持ち込まれた外来種による、地域の野生動植物への影響が懸念されています。

課 題

- ① 市民主体の生物多様性保全活動を持続可能なものとするため、他事業と連携することで、運営費や人材の確保に取り組んでいく必要があります。
- ② 外来種問題や気候変動が生態系に与える影響等、今後想定される新たな課題に対する取り組みも必要です。



生物多様性の最終目標のイメージ（『生物多様性いなぎ戦略』より）



施 策

(1) 生物多様性の保全に向けた取り組みの推進

外来種防除といった保全活動やエコツアーリズム等の観光事業との連携を含め、多くの市民に関心を持ってもらう取り組みを通じて、生物多様性の保全活動を推進します。

(2) 生物多様性に関する情報提供と意識啓発

生物多様性に関する市民の関心や意識を高めるため、環境白書や広報いなぎ・市ホームページ等を通じて市民への情報提供に努めます。

また、市内の全ての公立小中学校においてSDGs*²（持続可能な開発目標）に根差したESD*³を通じた環境学習を推進します。

主な事務事業

- ・（仮称）第二次生物多様性いなぎ戦略の策定
- ・環境管理事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
生物多様性推進講座（観察会）参加者数	169人*	増加	市民団体と共催で行なう生物観察会の参加者数。市民の生物多様性への関心度を示す指標。

*平成31年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部の講座が中止となっているため、平成30年度の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	稲城市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
生物多様性いなぎ戦略	平成27年度～令和6年度	生きものの多面性を将来にわたって持続的に守り、活かしていくための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

用語解説

- *¹ 生態系サービス：生物多様性により支えられる、数多くの種類の生きものが「食べる・食われる」等の関係でつながり合い、「生命（いのち）のシステム」で互いに支え合うための自然の恵み（土や水、大気、太陽光等）のこと。
- *² SDGs:Sustainable Development Goals の略。国際社会共通の「持続可能な開発目標」。地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されている。
- *³ ESD:(Education for Sustainable Development)の略。「持続可能な開発のための教育」。エネルギー問題、食糧問題、人口問題、環境問題、人権問題等、社会の持続性をおびやかす様々な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けることにより、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことを目的とした学習。

1 自然環境の保全と緑の創出

基本構想で示した方向性

稲城市の魅力である豊富な緑を継承していくとともに、水と緑の空間を創造し、市民共有の財産として豊かに育てていくため、景観的にも重要な樹林地や農地等、身近な緑地の保全を図ります。
あわせて、公共施設等の緑化を推進し、市街地に新たな緑を創出していきます。

2030年代の稲城

- ① 保全された良好な緑が広がっています。
- ② 公園や緑地が計画的に整備され、緑が創出されています。

現 状

- ① 稲城市には、骨格的な緑を形成する「緑の環」*¹があり、豊かな自然が広がっています。
- ② 稲城市は、豊かな自然環境に恵まれています。市街化が進んでいます。

課 題

- ① 豊かな自然を次世代に継承するため、適切に保全する必要があります。
- ② まちの成熟化にふさわしい豊かな自然を確保していくことが必要です。



薄葉谷戸川清田緑地



緑が植えられた住宅街

用語解説

- *¹ 緑の環：既成市街地から見える多摩丘陵の斜面緑地と、谷戸沿いの樹林地、多摩川から構成されている連続した緑で、稲城市の豊かな緑の骨格となっている。
- *² 緑化推進基金：緑化の推進を目的として積み立てられている基金。
- *³ 自然環境保全地域：自然環境の保護と緑の回復を図るため、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例により指定された地域。
- *⁴ 生産緑地：都市計画で、永続的に農地等を保全し、良好な住環境の形成に資するため、生産緑地法に基づき管轄自治体が生産緑地として指定する制度。固定資産税等の課税が低く抑えられるが、農地等として管理する営農義務や開発行為の制限が生じる。

施 策

(1) 緑の保全

緑地の保全については、緑化推進基金*²等の活用も視野に入れ、自然環境保全地域*³の指定・拡充を進めるとともに、樹林地管理ボランティアの育成・支援に努め、適切に活用・維持管理します。また、市内を流れる水辺の空間についても適切な緑の維持管理に努めます。

小田良谷戸公園、清水谷戸緑地については、緑の保全を図るため、事業主である東京都に対して整備の促進を要請していきます。さらに、多摩サービス補助施設についても、広域的な自然公園とするための早期返還と、自然散策等の当面の共同使用の促進を引き続き関係機関に要請していきます。市民の身近な緑地空間としての役割を果たす都市農地については、環境保全、景観、防災等の機能も有しており、生産緑地*⁴の追加指定等に努め、保全を図ります。

(2) 緑化の推進・創出

市民が生活の中で緑を身近に感じられるように、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例に基づき、公共施設等の緑化や保存樹木の指定、緑化指導による民間施設の緑化に取り組んでいきます。南山東部土地地区画整理事業をはじめとする土地地区画整理地内についても、事業の進捗に合わせて、公園・緑地を計画的に整備し、新たな緑を創出していきます。

主な事務事業

- ・緑の基本計画の改定
- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・緑化推進基金等の活用
- ・生産緑地の追加・保全

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・自然の豊かさについて	87.7%	維持向上	市民意識調査結果。自然の豊かさに対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
緑の基本計画	平成24年度～令和3年度	緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画。
生物多様性いなぎ戦略	平成27年度～令和6年度	生きものの多面性を将来にわたって持続的に守り、活かしていくための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

2 水と緑・公園の魅力の向上

基本構想で示した方向性

市民との協働により公園の整備、維持管理を行ない、だれもが集える魅力ある公園づくりに努めます。
また、市内に広がる水と緑のネットワークを活かす情報の発信を充実させ、市民が憩い、楽しめる場の提供に努めます。

2030年代の稲城

- ① 市民の声を取り入れた公園が整備され、市民との協働により維持管理されています。
- ② 公園や水辺で、多くのイベントが開催され、市民にとって親しみのある場所となっています。

現 状

- ① 計画的に公園緑地を整備し、アダプト制度*1により維持管理に市民が関わっています。
- ② 公園や水辺のイベントでの利用が徐々に広がっています。

課 題

- ① 土地区画整理事業等の進捗に合わせて、市民の声を聞きながら公園を整備し、市民との協働による維持管理を推進していく必要があります。
- ② 公園や田園風景、水辺等、魅力ある場所をより多くの人々が楽しめるよう、快適な利用環境を整え、情報発信をしていく必要があります。



ホタルの放流



上谷戸親水公園



紫陽花の咲く大丸用水

施 策

(1) 魅力ある公園づくり

土地区画整理事業等の進捗に合わせて公園整備を進めます。整備にあたっては、市民の意見を取り入れ、子どもから高齢者までだれもが集える魅力ある公園としていきます。
維持管理にあたっては、市民ニーズの変化に対応した遊具設置や、安全への配慮、バリアフリーへの対応等を考慮した改良を行ないます。また、アダプト制度等の市民協働による活動を推進していきます。

(2) 水と緑のネットワークの活用

丘陵部の緑地、多摩川・三沢川・大丸用水沿いの親水緑道や公園緑地、公共施設、歴史的な資源を活かした、生態系に配慮した環境づくり及び親水性も考慮したネットワークづくりに努め、快適な利用環境を提供していきます。また、これらについて情報の発信を充実させ、各種多彩なイベント等による利活用を促進していきます。

主な事務事業

- ・公園整備事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・公園・緑地の整備状況について	77.6%	向上	市民意識調査結果。公園・緑地整備状況に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
緑の基本計画	平成24年度～令和3年度	緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画。

用語解説

*1 アダプト制度：市が管理する道路・水路・公園・緑地等の公共施設を、市民が自発的に緑化・美化・清掃活動等を行ない、市と協働で管理する制度。

1 持続可能な都市農業の振興

基本構想で示した方向性

都市化の進展による農地の減少や後継者不足、周辺環境の変化等、稲城市における農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある中、農産物を供給するだけでなく、環境の保全や防災、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場の提供といった様々なふれあい等、都市農業の持つ多面的な機能が発揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用に努め、他産業との連携も通じて、持続可能で活力ある都市農業の振興を図ります。

2030年代の稲城

- ① 農業を継続しやすい環境の整備が図られ、他産業との連携等を通じて、活力や魅力のある農業経営に取り組んでいます。
- ② 農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、環境と調和した持続可能性の高い農業が展開されています。
- ③ 地産地消の推進や市民農園等の農とふれあう機会を通じ、市民の農業に対する理解が深まっています。

現 状

- ① 農地の保全につながる取り組みや農業経営の支援をしていますが、農業者の高齢化等により、農業の担い手が不足している状況です。
- ② 農業者、農業関係団体等の協力のもと、周辺環境への配慮の取り組みは行なわれていますが、猛暑等の気候変動に伴う環境変化への対策は必ずしも十分ではありません。
- ③ 市民農園の需要は高く、地場産農産物の直売や学校給食への供給、農業者との市民交流事業も好評です。

課 題

- ① 営農を継続できる環境を整備するとともに、新技術の導入や他産業との連携を推進し、農業経営の安定化を図る必要があります。
- ② 周辺環境への継続的な対策と合わせて、気候変動に伴う環境変化への対応が必要です。
- ③ 都市農業への理解を深めるため、地産地消を推進するとともに、市民農園の利用促進等により、農業体験の機会を拡充することが必要です。



援農ボランティア養成講座の様子

施 策

(1) 農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立

生産緑地制度^{*1}等の農地の保全につながる制度周知を継続するとともに、梨・ぶどう、野菜等を生産する認定農業者を中心に、経営意欲向上のための新技術の導入を支援します。また、生産・加工・販売の取組みにおける他産業との連携強化等を図ることにより、付加価値の高い農業を推進することで、農業経営の安定化を図ります。さらに、援農ボランティア制度^{*2}の推進により、農業者と市民が連携し、活力や魅力のある農業の確立を目指します。

(2) 環境に調和した持続可能な農業の推進

環境への負荷を軽減し、持続可能な農業とするため、農業者、農業関係団体等と連携し、減農薬や防薬、防臭等の環境対策事業による地域住民への配慮を継続するとともに、気候変動に伴う環境変化に適応した取組みを推進します。

(3) 農とふれあうことによる稲城農業への理解の促進

新鮮な農産物の直売や学校給食への供給による食育の推進、市民農園の拡充等により、地産地消を推進するとともに、農業者との市民交流事業を継続し、市民の農業への理解を深めます。

主な事務事業

- ・都市農業推進事業
- ・農業後継者等育成事業
- ・農業環境対策推進事業
- ・地産地消推進事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
援農ボランティアの人数	26人	50人	いなぎ農業ふれあい塾を卒業し、ボランティア活動ができる人数。市民が支える農業の状況を示す指標。
市民農園の数	19カ所	20カ所	ファミリー農園、農家開設型市民農園、農業体験農園の合計数。市民が農業に触れる場の拡充状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第四次稲城市農業基本計画	令和3年度～12年度	市の農業振興の方針を定めた計画。

用語解説

*1 生産緑地制度：都市計画上、永続的に農地等を保全し、良好な住環境の形成に資するため、生産緑地法に基づき管轄自治体が生産緑地として指定する制度。固定資産税等の課税が低く抑えられるが、農地等として管理する営農義務や開発行為の制限が生じる。指定されてから30年経過する前までに、所有者が申し出ることにより10年ごとの更新制の特定生産緑地として指定を受けることができ、固定資産税等の優遇措置を継続できるようになる。

*2 援農ボランティア制度：農業者の担い手不足を補うために、ボランティアとして農作業を補助する制度で、いなぎ農業ふれあい塾において、1年間の座学及び実習を受けた後にボランティア活動を行なう。

2 商工業の活性化

基本構想で示した方向性

商業においては、商店街や小規模店舗の活性化等への支援を軸に、駅周辺への中小規模商業店舗の誘致等により、魅力的な商業空間の形成を目指します。さらに、市内の商業環境の変化に対応しつつ、他産業との連携や観光を契機とした商店街の活性化等にも取り組み、暮らしをより便利に、豊かにするための商業振興を進めます。

工業においては、市民のものづくりへの理解を深めつつ、人材の育成や新たな技術への対応を支援すること等により、安定した経営が継続できるよう、事業者の育成に努めます。

また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進めます。

2030年代の稲城

- ① 市内により魅力のある商業空間が形成されています。
- ② 技術力や競争力を持った工業や建設業の事業者が安定的、継続的にものづくりに取り組んでいます。
- ③ 創業者や多様な働き方を選択する市民が増加し、市内でいきいきと働いています。

現 状

- ① 商店街の活性化に向けて、各商店街が様々なイベント等を実施しています。
- ② 対外的に技術力が認められている事業者もいますが、事業者数は減少しています。
- ③ 市では開業資金の融資あっせんや創業塾等の支援を実施しています。

課 題

- ① 商店街の活性化等に向けた取組みをさらに進めていく必要があります。
- ② 適切な事業承継による事業の継続や新たな技術への対応支援等が必要です。
- ③ 潜在的な創業希望者や多様な働き方をする市民への多面的な支援について、さらに検討が必要です。



ビアテラスで盛況な
いなぎビールパーク周辺

施 策

(1) 商店街の活性化等と魅力的な商業空間の形成

商店街の活性化等を支援するために、他産業や観光分野と連携し、商店会等が実施するイベントや商工会事業への支援を継続していきます。また、中小規模商業店舗の誘致等による駅周辺の賑わいの創出や、市内への回遊を消費に結び付けることのできる魅力的な商業空間の形成、効果的な情報発信等、商工会と連携しながら事業者の支援を進めます。

(2) 継続的な工業・建設業の発展と市民に親しまれる事業者への支援

技術力や競争力を持った工業や建設業の事業者が適切に事業承継等を行ない、安定的・継続的に発展していけるよう支援をしていきます。また、生産性の向上や技術力の確保等に資する支援を、商工会等と連携しながら行ないます。加えて、市内工業や建設業の事業者の技術力・ものづくりの重要性について、市民の理解につながるよう、イベントへの参加支援や広報いなぎ・市ホームページ等を活用した情報発信を行ない、ものづくりの発展に取り組めます。

(3) 創業希望者・創業者・多様な働き方をする市民等への多面的な支援

市内の潜在的な創業希望者を掘り起こし、創業につなげるために、金融機関や商工会等と連携して創業セミナー等を実施していきます。また、創業塾の実施や創業に関する相談、創業等に係る事業資金の融資あっせん、空き店舗に関する情報提供等を行なうとともに、多様な働き方に係る就労や福利厚生の情報提供等の多面的な支援を実施します。

主な事務事業

- ・ 商工会支援事業
- ・ 商店街振興事業
- ・ 小口事業資金融資あっせん事業
- ・ 創業支援等事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・駅周辺や地域の商店等の賑わいや活気	31.6%	向上	市民意識調査結果。市内商店等の賑わいに対する市民の満足度を示す指標。
創業塾卒業生数（市民）	7人	30人	市内での創業につなげる取組みの状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市創業支援等事業計画	平成30年8月30日～令和6年3月31日	市内での創業を促進するための計画。



3 スポーツ・レクリエーション活動の振興

基本構想で示した方向性

「市民ひとり1スポーツ」を目標に、全ての市民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会や、プロスポーツ等の魅力に触れ、スポーツに興味を持ってもらう機会の充実を図ります。

また、「スポーツを支える担い手」を育成し、スポーツを推進することで、健康増進や競技能力の向上、さらには子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において自転車競技ロードレースのコースとなったこと等により高まった気運を契機として、スポーツに関する意識の高まりをさらに浸透させ、レガシーとしての定着に努めることで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 全ての市民が日常的にスポーツの魅力に触れ、健康的に生活しています。
- ② 安全で快適な体育施設を利用し、だれもがいつでもスポーツライフを楽しんでいます。
- ③ 子どもから高齢者まで幅広い年代がスポーツを通して交流し、地域が活性化しています。
- ④ スポーツに関する意識が高まり、スポーツを活用した魅力あるまちづくりが進展しています。

現 状

- ① みるスポーツに対する関心は高まっているものの、特に 50 代以下のスポーツ実施率が平均より低い傾向にあります。
- ② 築年数の経過に伴い体育施設の老朽化が進行しています。また、稼働率が高い施設があります。
- ③ 指導者やボランティア等の「スポーツを支える担い手」の高齢化が進んでいます。
- ④ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツに関する意識が高まっています。

課 題

- ① スポーツをしない人や関心がない人にも、スポーツ・レクリエーションに興味を持ち、参加してもらうことが必要です。
- ② だれもがいつでも安全で快適に体育施設を利用できるよう、適切な維持管理と既存施設の有効活用を図っていく必要があります。
- ③ 地域における「スポーツを支える担い手」を若い世代へ引き継ぐため、新たな人材の確保や育成を促進する必要があります。
- ④ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会によって高まった気運を、スポーツを活用した魅力あるまちづくりにつなげていく必要があります。

施 策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及

市民が「する・みる・ささえる・つながる・ひろげる」といった様々な視点でスポーツに関わり、日常生活に根付いていくよう、年齢や体力、ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の普及に取り組みます。また、プロスポーツやトップアスリート等の競技や試合を直接観戦することで、スポーツの魅力に触れ、スポーツに関心のない人にも興味を持ってもらえる取組みを展開します。

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で快適に市内の体育施設を利用できるよう、築年数や利用実態に応じた適切な維持管理を進めていきます。また、より多くの市民がスポーツ施設を利用できるよう、市立小中学校施設の一般開放やスポーツ企業・高校・大学等との連携により、市内の体育施設の有効活用を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努めます。また、地域における新たな「スポーツを支える担い手」を確保するため、養成講習会や研修会を開催し、若い世代の育成を図ります。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まった気運を契機として、スポーツへの参加を促進し、子どもから高齢者までの幅広い年代がスポーツを通して交流する等、地域コミュニティの活性化を促進します。

(4) スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったボランティア精神をレガシーとして定着させ、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進するとともに、スポーツ関連団体等や産業・観光、文化・芸術等の多様な分野の担い手と連携することで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。さらに、姉妹都市や友好都市とスポーツを通じた交流を深め、それぞれのまちの魅力を再発見・共有することで、スポーツを活用したさらなるまちの活性化を推進します。

主な事務事業

- ・ 体育施設改修事業
- ・ (仮称) 第二次稲城市スポーツ推進計画の策定

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
週に1回以上運動(スポーツ)を実施している市民の割合	50.6%	70.0%	市民意識調査結果。市民のスポーツの実施率を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市スポーツ推進計画	平成 28 年度～令和 7 年度	「市民ひとり1スポーツ」を目標に、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。

4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

基本構想で示した方向性

稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげるにより、観光の活性化、持続化を図ります。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図ります。その上で、稲城市観光協会を中心に、シビックプライド^{*1}を持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携して、イベント等への集客力を高めます。

また、周辺地域との観光連携により交流人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの賑わいを創出し、市内外にまちの魅力を発信することを通じて、観光のまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 既存の観光資源やイベントについて、その存在、貴重さが広く共有されるとともに、新たな観光資源の発掘が進められています。
- ② 農業、商業、スポーツ等の関連分野や市民活動・交流事業をツーリズムにつなげ、賑わいの創出が図られています。特に、よみうりランドやTOKYO GIANTS TOWN（仮称）等と連動し、市内への誘客が図られています。
- ③ 稲城市観光協会、市民活動団体、観光関連諸団体、民間企業等との連携が強化されています。また、周辺地域との観光連携も進展しています。
- ④ 観光やイベントに関する情報発信量が増加し、稲城市の認知度が高まっています。

現 状

- ① 観光資源、イベントの存在や貴重さが十分に意識されているとは言えません。
- ② 観光関連分野の諸活動は、関係各所において個々に行なわれています。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN（仮称）新設の計画が発表されています。
- ③ 関係諸団体との連携が十分には図られていません。
- ④ 観光に関し一定の情報発信量はありますが、さらなる知名度向上の余地があります。

課 題

- ① 既存の観光資源、イベント等の魅力を高めるとともに、新たに発掘・創出していく必要があります。
- ② 関連分野の諸活動との連携を深める必要があります。また、よみうりランドの拡充及びTOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせた誘客促進について、関係各所と計画段階から連携を図る必要があります。
- ③ 関係諸団体との連携により、観光施策のさらなる推進が必要です。
- ④ 情報発信量の増加を図るとともに、効果的に発信する必要があります。

施 策

(1) 既存の観光資源の活用と新たな発掘、イベントの創出を通じた観光の魅力の向上

ニューツーリズム^{*2}に基づき既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たに発掘し、観光の魅力度を高めます。そのために、歴史遺産、文化財等の関連分野と連携し、回遊性を高める観光メニューを創出します。また、既存イベントに加え、新たなイベントの創出も検討します。

(2) 関連分野の諸活動との連携による賑わいの創出

農業、商業、文化・芸術、スポーツ関連分野、市民活動等を観光事業につなげ、活力と賑わいの創出を図ります。特に、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設による来場者を市内への誘客につなげるため、計画段階から関係各所との連携を図ります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコース付近に開設されるサイクルカフェの活用等に取り組み、「自転車のまち稲城」を推進します。

(3) 稲城市観光協会との連携による観光施策の効果的な展開

稲城市観光協会と連携し、市民、市民活動団体、民間企業、教育機関等とともに、観光事業を持続的に推進し、シビックプライドの醸成につなげます。さらに、周辺地域との広域観光連携を進めて、交流人口の増加を図ります。

(4) 市内外への効果的な情報発信による魅力の認知度向上

いなぎ発信基地ペアテラスからの情報発信の活発化や、ホームページ、SNS等を通じた情報発信の充実により訴求効果を高め、稲城市の観光の魅力に対する認知度の向上を図ります。

主な事務事業

- ・観光推進事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市事業 ・イベント来場者数	74,270人*	84,200人	観光施策の取組みの成果を測る指標。
稲城市観光協会事業 ・ペアテラス入込数 ・イベント参加者数	72,656人*	73,600人	観光施策の取組みの成果を測る指標。

*平成31年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部のイベント等が中止となっているため、平成30年度の数値。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第二次稲城市観光基本計画	令和3年度～7年度	稲城市のブランド力向上や地域資源の魅力向上を図り、まちの賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることを目的とした計画。

用語解説

*1 シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

*2 ニューツーリズム：地域固有の観光資源を対象にして、地域が主体となってテーマ性のある多様な観光プランを提供することで、地域振興につなげていく観光の流れ。反対用語はマスツーリズム。

「カレーで稲城を盛り上げよう」

『カレー好きによる、カレー好きのためのイベント』が、平成30年秋、市内で初めて開催された。

きっかけは、出版・編集制作・イベント運営を行なう市内の会社、株式会社インターメディアリーが、地域情報誌『グレーピア』で市内のカレー店について特集した。「稲城にもこんなにお店があるんだ」と、居住する地区を越えて、市民の反響が大きかったという。カレー好きである同社の代表取締役を通して市内のカレー好きが集結し、「カレーで稲城を盛り上げよう」と実行委員会が結成された。



手始めに開催されたのが、7店のカレーを食べ比べできる「稲城カレーフェスタ2018」。市民手づくりのイベントで、チケット売場が大行列になったり、カレーが品切れになったり、課題も残った。様々な反省点を見直し、翌年には9店参加で「いなぎカレーパーク2019」を開催。

そして、2020年。新型コロナウイルス感染症の影響で、集合型のイベントは開催できなかったが、コロナ禍に苦しむ市内の個人店の応援も目的に加え、みんなが様々なお店を知ることができて、みんなで楽しめたらと、市内のお店をめぐってスタンプを集める「稲城をめぐるカレースタンプラリー2020」を企画した。

市内の飲食店、約250のうちカレーを提供する店をリストアップしたところ、その数は、91店にのぼった。「カレーで稲城を盛り上げる会」のメンバーで地区別に担当を決め、リストの店に声をかけて回った。メンバーの熱意を受け、21店が参加した。



そもそも、カレープロジェクトは稲城オリジナルのカレー粉を作ろうという企画だったという。しかし、市内の様々な店を知っていくと、どの店も、店ごとに創り上げた「味」がある。それをそのまま応援して市民に知ってもらえば、もっと盛り上がるのではないかと考えるようになった。

お店やお客がイベントを企画するのは難しい。第三者だからこそ、地元の会社だからこそ、できることがある。イベントを開催すると、クレームもあるし、利益になる訳でもない。けれども、怖い顔の店主は話してみると良い人で、地域の人と人の顔の見えるつながりができ、それが財産になっていく。『インターメディアリー』という会社名の意味のとおり、仲介者・架け橋となって、いろいろなイベントを行ない、会社も、市民も、地域も盛り上げる。一市民として、地域に根差す会社として、できることを考える。

自分達の好きなカレーをもっと知ってもらい、みんなで応援し、稲城を盛り上げようという、シビックプライドを持つカレー好き達の活動。こうした活動が受け入れられるのは、やる気のあるお店があり、市民が自主的・積極的に活動する稲城の昔からの土壌があるからこそである。今日もカレー好きな市民が市内を巡り、楽しみながらまちを盛り上げている。



サイクルカフェ イメージパス

稲城中央公園内に、市民の憩いの場及び東京2020オリンピック競技大会自転車競技（ロード）のレガシーとして、新たに稲城サイクルカフェがオープン

「READY STEADY TOKYO- 自転車競技（ロード）」東京2020オリンピック競技大会自転車競技（ロード）に向けたテストイベント



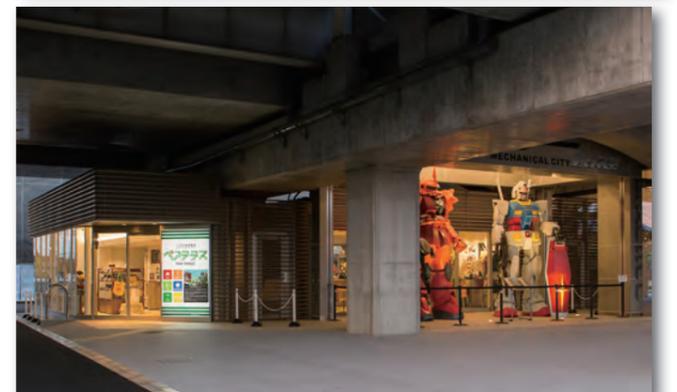
© タツノコプロ・読売テレビ 2008

「ヤッターワン」モニュメント



© サンライズ

「スコープドッグ」モニュメント



© 創通・サンライズ

「ガンダム&シャア専用ザク」モニュメント
いなぎ発信基地ペアテラス



人工芝のサッカー場、フットサル場がある稲城長峰スポーツ広場



市民の力が活きるまちを目指して～稲城市地区体育振興会

スポーツを通して地域の人と人との交流を。

「地域住民の健康・体力づくりを積極的に推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通して、住民相互の親睦を図る」ために活動する団体、稲城市地区体育振興会。

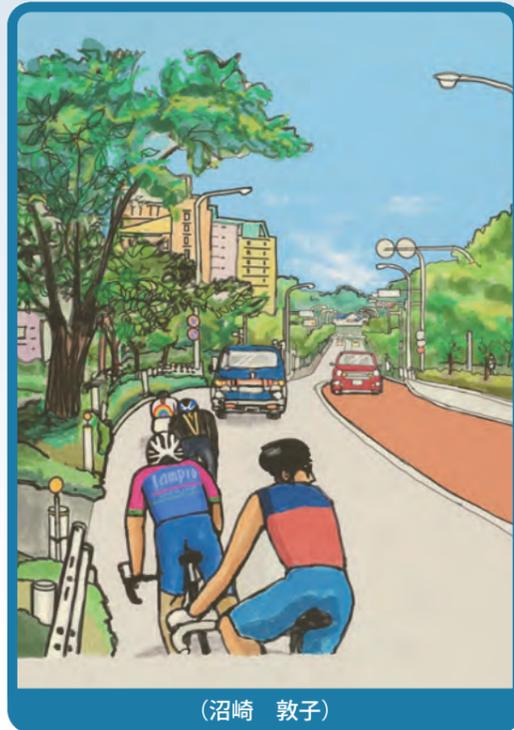
昭和50年度の坂浜地区から平成12年度の若葉台地区まで、市内全10地区それぞれに設立された。

地区運動会や小学校のプール開放等の実施のほか、様々なスポーツ・レクリエーションイベントを自主的に開催している。



第4章 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城



(沼崎 敦子)

第1節 安心して暮らせるまちづくり

- 1 計画的で適切な土地利用の推進
- 2 市街地の整備
- 3 市街地の再生

第2節 便利で快適な生活環境の整備

- 1 道路環境の向上
- 2 交通環境(モビリティ)の向上
- 3 衛生環境の向上
- 4 総合的な水害対策の推進

第3節 安全で安心な暮らしを守る対策

- 1 消防体制の充実
- 2 救急医療体制の充実
- 3 地域防災活動の推進
- 4 防犯活動の推進
- 5 安全で安心な消費生活の推進

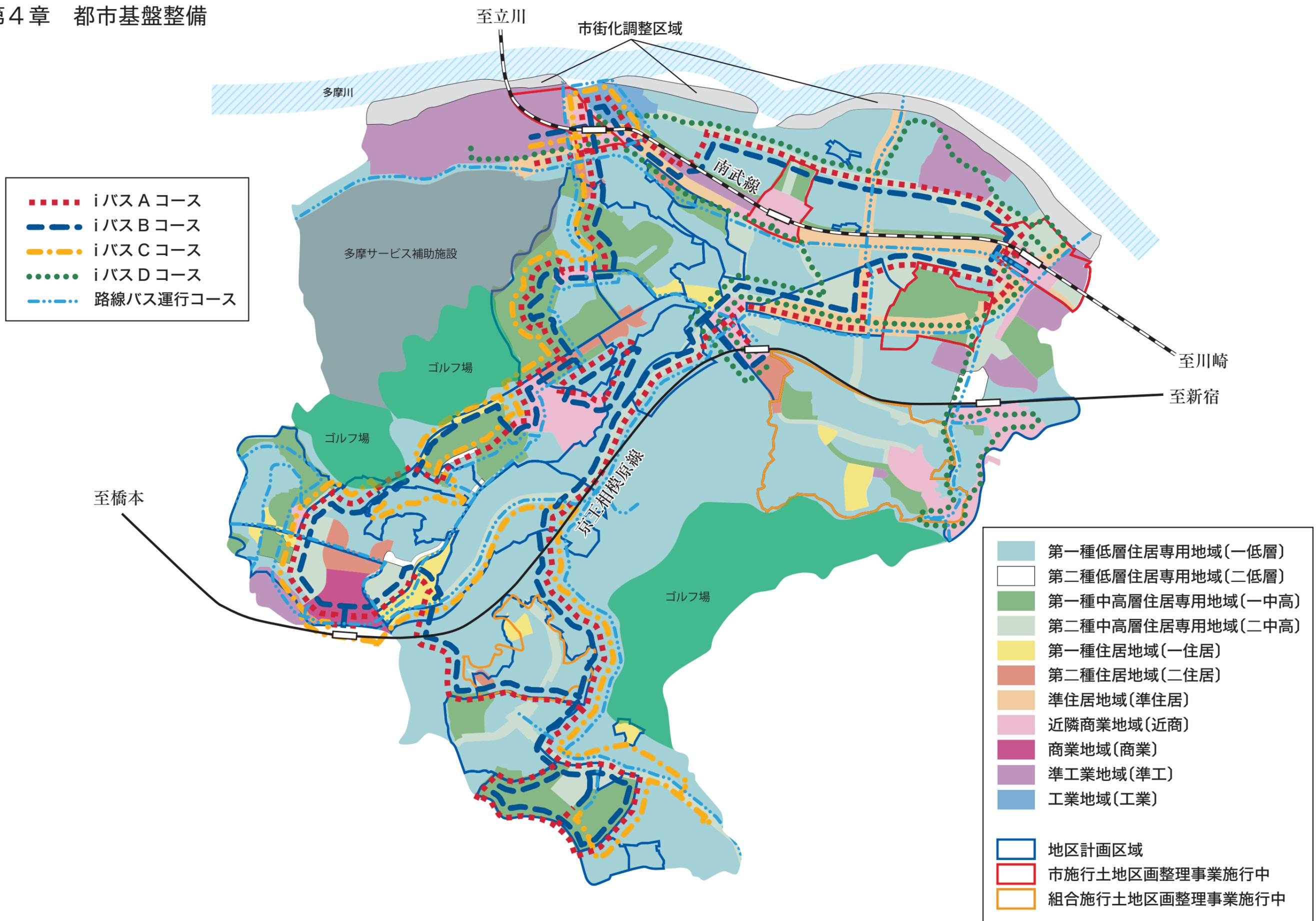


『緑あふれる安全・安心な稲城』
(吉村 愛未 稲城第六中学校 1年)



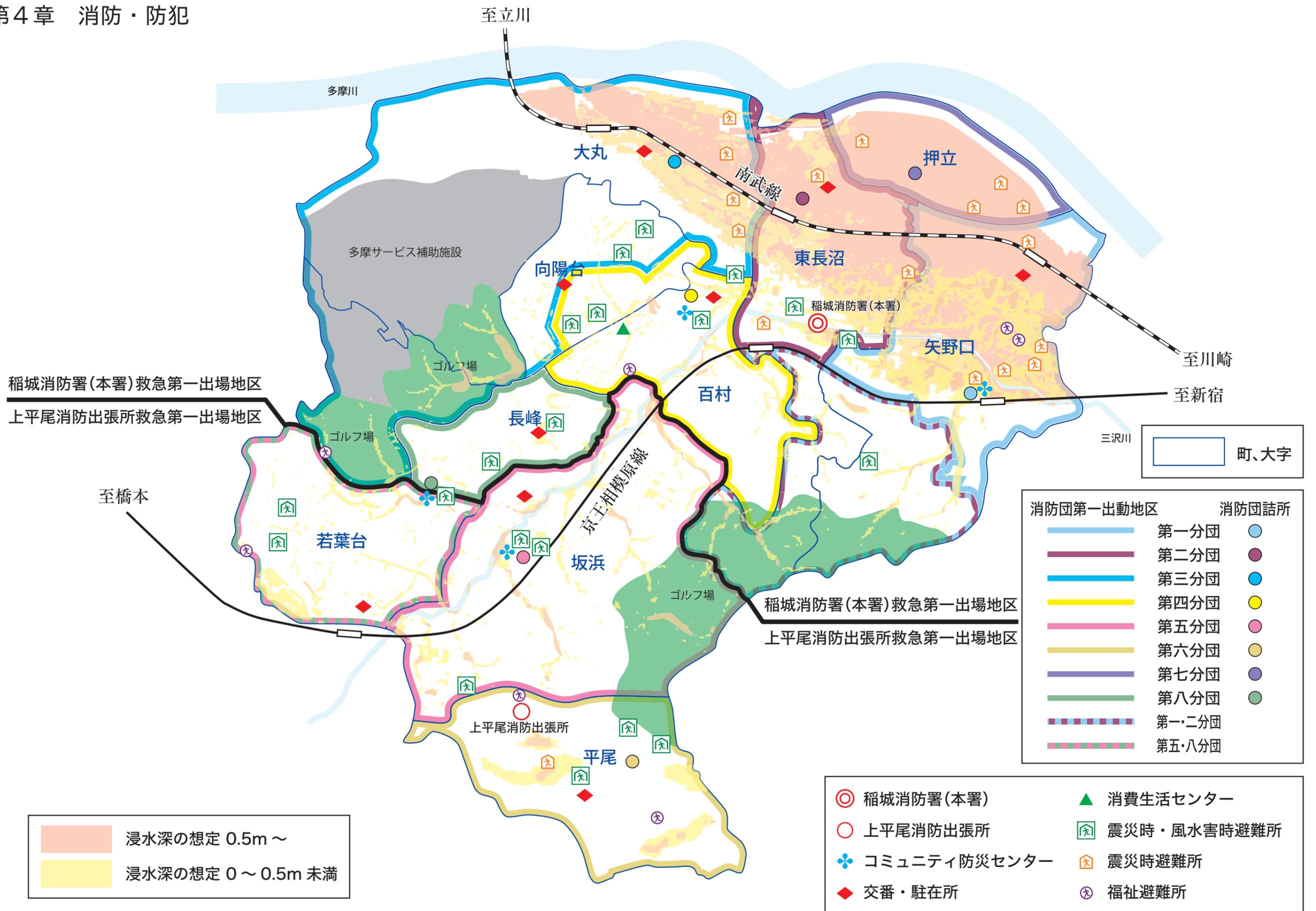
『未来の若葉台駅』
(林 果保)

第4章 都市基盤整備



- iバス A コース
- iバス B コース
- iバス C コース
- iバス D コース
- 路線バス運行コース

- 第一種低層住居専用地域(一低層)
- 第二種低層住居専用地域(二低層)
- 第一種中高層住居専用地域(一中高)
- 第二種中高層住居専用地域(二中高)
- 第一種住居地域(一住居)
- 第二種住居地域(二住居)
- 準住居地域(準住居)
- 近隣商業地域(近商)
- 商業地域(商業)
- 準工業地域(準工)
- 工業地域(工業)
- 地区計画区域
- 市施行土地区画整理事業施行中
- 組合施行土地区画整理事業施行中



1 計画的で適切な土地利用の推進

基本構想で示した方向性

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かした、安全安心で快適なまちづくりを行なうため、計画的で適切な土地利用を推進します。

また、市街地環境の快適性、まちなみの美しさの創造等、総合的な住環境を形成するため、市街地整備の進捗状況等を踏まえ、用途地域等の変更や地区計画の拡充を進めます。

2030年代の稲城

- ① 安全で魅力ある都市の創出を図る土地利用が進められています。
- ② 市、市民及び事業者の三者の協調のもとに市内のまちづくりが進められ、まちの健全かつ持続可能な発展が図られています。また、周辺のまちなみや自然景観と調和した建築物等の誘導が図られ、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境のまちなみが形成されています。

現 状

- ① 土地区画整理事業や道路整備事業の進捗に伴い、用途地域等の変更や地区計画の拡充等を実施しています。
- ② 市内の開発事業等について、稲城市宅地開発等指導要綱により無秩序な宅地化を防止し、良好なまちづくりを円滑に促進する等、地区計画に基づき、周辺のまちなみや自然景観と調和した建築物等の誘導を図っています。

課 題

- ① 東京都における都市計画区域マスタープラン^{*1}の改定や集約型の地域構造への再編に向けた指針^{*2}の策定、その他様々な事業の進捗を踏まえた新たな土地利用の誘導を図る必要があり、開発事業に対しても行政指導のみの対応では強制力が無く、実効性や手続きの透明化、市民参画の観点からも、まちづくり条例の検討が必要です。
- ② 地区計画区域外において用途地域の見直しを行なう場合は、住環境の維持保全を図るため、地区計画の拡充を行なう必要があります。また、効果的に景観誘導を図っていくため、新規に地区計画を策定又は既存の地区計画を変更し、景観にも配慮したまちづくりを進める必要があります。



向陽台のまちなみ



生産緑地と稲城中央公園

施 策

(1) 計画的な土地利用

都市計画マスタープランの改定を行ない、都市基盤整備の進捗に伴う用途地域等や地区計画の拡充を行ない、適切な土地利用の推進を図るとともに、プラン実現のための方策として、稲城市にふさわしいまちづくり条例のあり方について検討していきます。

また、土地区画整理事業等の市街地開発事業が行なわれない区域においては、緑の保全・創出や農地の保全、緑地と調和した住環境等を推進する施策を検討していきます。

(2) 良好な都市環境の維持・保全

都市基盤整備等に伴い用途地域の見直しを行なう際には、住環境の維持・改善や適切な土地利用誘導を図るため、あわせて地区計画を指定し、地区の特性に応じた都市像の実現を目指していきます。

この地区計画に基づき、水と緑の稲城らしい自然景観と調和した、四季を感じることでできる美しい魅力あるまちなみの形成を進めるとともに、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を計画的に整備していきます。

主な事務事業

- ・稲城市都市計画マスタープランの改定
- ・立地適正化計画の策定検討
- ・用途地域等の変更
- ・地区計画の変更・拡充

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
地区計画区域の割合	44.6%	45.0%	市街化区域に対して地区計画を策定した区域を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
都市計画マスタープラン	令和5年4月～(検討中)	都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針をあらわす計画。

用語解説

- *1 都市計画区域マスタープラン：都市計画法第6条の2第1項に基づき、東京都が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。
- *2 集約型の地域構造への再編に向けた指針：地域的なレベルの都市構造として、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導して、歩いて暮らせるまちへの再構築を図るために、東京都が策定した指針。



2 市街地の整備

基本構想で示した方向性

良好な住み良い環境づくりと公共施設の整備・改善を図るために、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進めます。

駅周辺等の各拠点については、商業・業務・住宅等が複合する機能性・利便性の高いまちの熟成を図ります。

2030年代の稲城

- ① だれもが安心して暮らせる良好な住み良い環境が形成されています。
- ② 活気にあふれた駅前空間が形成されています。
- ③ 都市計画道路等の無電柱化の実施により、防災性の向上、まちなみ景観の形成・保全が図られています。

現 状

- ① 市施行4地区、組合施行1地区の土地区画整理事業が進められています。
- ② 各駅周辺の地域の生活拠点*¹については、土地区画整理事業等の進捗によりまちづくりが進んでいます。
- ③ 都市計画道路を中心に無電柱化を図っています。

課 題

- ① 市施行4地区については、立地条件と交通の利便性を活かした機能性の高いまちづくりを進める必要があります。また、組合施行の南山東部地区では、緑豊かな快適でうらおいのあるまちづくりを進めていく必要があります。
- ② 各駅周辺の地域の生活拠点については、それぞれの特徴を活かして、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。
- ③ 計画的に無電柱化を図る路線の選定や無電柱化の保全に関する施策等が必要です。



稲城長沼駅前広場イメージ図



上平尾土地区画整理事業区域のまちなみ

用語解説

*¹ 生活拠点：生活サービス機能やコミュニティ交流機能を誘導し、これを中心とした、安全・安心な充実した生活圏のこと。

施 策

(1) 土地区画整理事業の推進

- ① 市施行土地区画整理事業
市施行4地区については、優先して整備する区域を設定し、特定財源の確保に努め、市の財政計画に基づき、関係権利者との協力を図りつつ事業を円滑に進めていきます。
- ② 組合施行土地区画整理事業
南山東部地区については、緑豊かな快適でうらおいのあるまちづくりに向けて、引き続き土地区画整理組合を支援し、事業を推進します。

(2) 駅中心の拠点整備

京王よみうりランド駅や南多摩駅等について、周辺企業と連携し、各駅の特徴を活かした、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

(3) 無電柱化の推進

無電柱化推進計画を策定し、計画的に都市計画道路等の無電柱化を推進します。また、防災性の向上やまちなみ景観の保全を図るために、道路区域内の電柱設置の制限や、多摩ニュータウン地区等における無電柱化を保全するための施策を進めます。

主な事務事業

- ・ 榎戸土地区画整理事業
- ・ 矢野口駅周辺土地区画整理事業
- ・ 稲城長沼駅周辺土地区画整理事業
- ・ 南多摩駅周辺土地区画整理事業
- ・ 南山東部土地区画整理事業
- ・ 都市計画道路等の無電柱化
- ・ 無電柱化推進計画の策定

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
榎戸土地区画整理事業進捗率	88%	100%	事業区域面積 25.3ha の整備完了を目指す指標。
矢野口駅周辺土地区画整理事業進捗率	55%	80%	事業区域面積 16.8ha のうち、13.6ha の整備完了を目指す指標。
稲城長沼駅周辺土地区画整理事業進捗率	47%	72%	事業区域面積 10.6ha のうち、7.7ha の整備完了を目指す指標。
南多摩駅周辺土地区画整理事業進捗率	75%	100%	事業区域面積 12.2ha の整備完了を目指す指標。
南山東部土地区画整理事業進捗率	29%	100%	事業区域面積 87.5ha の整備完了を目指す指標。
無電柱化道路延長	8.8 km	12.6 km	都市計画道路（市道）における無電柱化の推進状況を示す指標。



3 市街地の再生

基本構想で示した方向性

多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業等の面的整備により供給されてきた多種多様な住宅の老朽化が進む中、少子高齢化や核家族化等の近年の課題により変化する、住宅やまちのあり方への市民ニーズを的確に把握していきます。その上で、老朽化した団地再生の支援等、様々な世帯や世代が円滑に世代交代しながら暮らせるまちへの再生に取り組みます。

2030年代の稲城

- ① 住所整理が実施され、わかりやすい住所及び所在地の表示への整理が進んでいます。
- ② 団地再生により、様々な世代・世帯が暮らす魅力あるまちになっています。
- ③ 住宅が適正に管理・保全され、良好な住環境が確保されています。

現 状

- ① 住所及び所在地の表示に、わかりにくい状況があります。
- ② 平尾分譲住宅の建替えに向け、必要な支援に努めています。
- ③ 住宅の適正な管理・保全の状況把握や、空き家対策に向けて取り組んでいます。

課 題

- ① 民間による住宅開発等、様々な土地利用により、今後さらに住所及び所在地の表示が混乱していくことが想定されるため、対応する必要があります。
- ② 平尾分譲住宅の建替えを含めた平尾団地の再生に向けて支援が必要となります。
- ③ 住宅の管理・保全の状況を把握するとともに、空き家の発生抑制に努める必要があります。

施 策

(1) 住所整理の実施

わかりにくい住所及び所在地の表示を解消するため、稲城市住所整理基本方針に基づき、住所整理を実施する地区を選定し、その地区の地区市民検討会での協議を経て、住所整理を進めます。

(2) 団地再生への支援

大規模な開発等により供給された団地については、順次更新の時期を迎える中、適切な団地再生への支援により、魅力あるまちづくりを展開することで、新しい居住者を呼び込み、様々な世代・世帯が暮らす団地としての再生を目指します。

(3) 安心な住まいづくり

住生活の安定に向けて、住宅の管理・保全の状況を把握するとともに、適切な指導等を実施し、良好な住環境の確保を目指します。また、市内の空き家の状況の把握を行なうとともに、適切な維持管理や利活用への支援の検討を行ない、良好な生活環境の確保を目指します。

主な事務事業

- ・ 住所整理事業
- ・ 団地再生への支援
- ・ 住生活の安定に向けた取り組み

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
住所整理事業着手地区数	5地区	10地区	町(大字)区域10地区のうち、住所整理の検討に着手した地区数を示す指標。



住所整理対象区域図

1 道路環境の向上

基本構想で示した方向性

周辺の都市を結ぶ広域的な幹線道路については、都道の整備促進等を関係機関に要請します。市民の日常生活に関わりの深い道路については、道路の拡幅等、交通安全や防災の視点を含めた道路網整備を進めます。

また、だれもが安心して利用できる道路を維持していくため、計画的な道路施設等の維持管理に努めます。

2030年代の稲城

- ① 広域的な幹線道路である南多摩尾根幹線及び鶴川街道の整備完了に伴い、市域内交通の円滑化が進んでいます。あわせて、生活道路等の整備も進み、利便性・安全性・防災性の向上が図られています。
- ② 道路施設や街路樹等の維持管理が計画的に行なわれ、適切に維持管理されています。

現状

- ① 市内の広域的な幹線道路は、多摩川架橋や土地区画整理事業等に合わせて整備されてきました。南多摩尾根幹線及び鶴川街道においては、東京都に対して継続的に整備推進の要望をしています。また、多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線及び多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線は、優先整備路線*1に位置付けられています。
- ② 生活道路の拡幅・舗装整備については、市民生活の安全性の向上を図るため、順次計画的に進めています。
- ③ 道路施設や街路樹、トンネル等、新たな維持管理案件が増加するとともに、街路樹の老木化等が進んでいます。

課題

- ① 南多摩尾根幹線及び鶴川街道は、関係機関と調整を図り、自転車利用者を考慮した整備形態で、早期に実現を図る必要があります。また、優先整備路線に位置付けられている多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線及び多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線は、隣接している土地区画整理事業等の関連事業の整備進捗を踏まえ、整備を検討する必要があります。
- ② 生活道路の拡幅・舗装整備のほか、狭あい道路の解消やユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進める必要があります。
- ③ 橋梁、トンネル等の道路施設を計画的に維持補修していく必要があります。また、街路樹の老木化等への対策について、検討する必要があります。



市道初のトンネル、上平尾トンネル

施策

(1) 道路網の整備促進

都市間交通の円滑化に向けて、自転車利用者の視点も取り入れ、広域的な道路網を担う南多摩尾根幹線や鶴川街道等の整備促進を東京都に要請していきます。また、主要幹線道路である多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線や多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線等は、土地区画整理事業等の関連事業の整備進捗を見据えて、整備を検討します。

(2) 生活に関わりの深い道路の整備

生活道路については、幹線道路や河川等の都市基盤整備の進捗に合わせ、計画的に拡幅・舗装整備等を進めていくとともに、狭あい道路の解消のほか、歩道の段差解消及び視覚障害者用誘導ブロックの設置等を進め、だれもが安心して利用できるような安全な道路の整備に努めます。さらに、坂浜西地区地区計画等に記載のある生活道路については、沿道住民との十分な協議を行ない、順次整備を検討します。

(3) 道路維持管理の充実

道路施設については、安全性・利便性・快適性を保持していくため、計画的な維持管理に努めます。また、橋梁やトンネル等の道路施設は定期的な法定点検・診断を実施し、必要に応じて修繕工事を実施します。さらに、老木化している街路樹等についても、計画的な維持管理等に努めます。

主な事務事業

- ・主要幹線道路の整備事業
- ・生活道路の整備事業
- ・アセットマネジメント計画の更新
- ・橋梁等の長寿命化に伴う点検及び修繕工事

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・幹線道路の整備	64.5%	向上	市民意識調査結果。幹線道路の整備に対する市民の満足度を示す指標。
都市計画道路整備率	72.1%	94.7%	都道を含む都市計画道路の整備状況を示す指標。
暮らしやすさについての満足度・身近な生活道路の整備	64.9%	向上	市民意識調査結果。生活道路の整備に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～	計画的な予防・修繕により、橋梁の長寿命化と費用の平準化を図るための計画。

用語解説

*1 優先整備路線：東京都が平成28年3月に公表した東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において位置付けられた今後10年間（平成28年度から令和7年度）で優先的に整備すべき路線。

2 交通環境（モビリティ）の向上

基本構想で示した方向性

市内の鉄道や路線バス等の公共交通の充実と利便性・安全性の向上、利用者だれもが利用しやすい施設の充実を、公共交通機関の事業者にとともに、JR武蔵野南線*¹の旅客化等の広域的な鉄道交通の充実に向け構想化されている事業について、関係機関と調整を図ります。

また、土地区画整理事業の進捗等に合わせて駅前広場等を再整備し、アクセスの向上を図るとともに、交通安全対策や利便性と安全に配慮した自転車利用の環境整備を推進し、交通環境の充実に努めます。

2030年代の稲城

- ① リニア中央新幹線の開通に伴い、各方面へのアクセス性の向上が図られることで、広域的な交流が促進されています。
- ② 鉄道駅前の広場には路線バスやタクシー等が多く乗り入れ、交通の結節点として賑わいが生まれています。特に稲城駅前や京王よみうりランド駅前には、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設やよみうりランドの拡充、南山東部土地区画整理事業による入居者の増加等により、多くの人が行き交う交通の結節点となっています。
- ③ 市内では、市民の交通ルールやマナーの理解が進み、交通事故が少ない安全で安心な交通環境が形成されています。

現状

- ① 市内の京王相模原線各駅には急行電車が停車せず、一部の駅ではエスカレーターが未整備です。JR南武線においては朝夕の時間帯において混雑が常態化しています。また、各駅においてはホームドアが未整備です。
- ② 市内各駅には、駅前広場と有料の自転車等駐車が整備されています。
- ③ 警察署と連携し、啓発活動や交通安全教育を実施していますが、高齢者や子どもが被害者・加害者となる交通事故の発生が社会問題化しており、市内でも事故が発生しています。

課題

- ① JR南武線や京王相模原線の輸送力の強化、市内各駅の安全性・利便性向上のためのホームドアの設置や一部未整備であるエスカレーターの設置、埼玉方面からのリニア中央新幹線へのアクセスを考慮したJR武蔵野南線の旅客化に伴う新駅設置等への市民の要望があり、鉄道会社等への働きかけが必要です。
- ② 都市基盤整備の進捗により、市内各駅への路線バスの新規乗り入れや一般車両、自転車の利用増加等が見込まれることから、交通の円滑化に向けた対策が必要です。
- ③ 交通事故を防止し、安全な通行を確保するための交通安全対策が必要です。また、自転車利用を含めて、事故にあわない・起こさないという意識づくりが必要です。特に、高齢者や子どもが被害者・加害者となる交通事故を防止するための対策が必要です。

用語解説

*¹ JR武蔵野南線：東日本旅客鉄道が運行する、神奈川県横浜市鶴見区から千葉県船橋市の西船橋駅までを結ぶ鉄道路線、武蔵野線の一部。鶴見区から府中本町駅までは、通常、貨物のみの運行となっており、府中本町駅から西船橋駅までの旅客線と区別するための通称として、武蔵野南線と呼ばれている。

施策

(1) 公共交通の充実

- ① 鉄道交通の利便性・安全性の向上
鉄道利用者の増加等に合わせ、さらなる利便性向上を図るために、JR南武線や京王相模原線における輸送力の増強について要請していきます。また、鉄道利用者の安全性の向上を図るために、市内各駅へのホームドアの設置促進に向けて取り組んでいきます。さらに、京王相模原線若葉台駅等へのエスカレーター設置等について要請していきます。
- ② 広域的な鉄道交通への対応
広域的な鉄道交通の充実については、市内の様々な事業の状況に応じて、関係機関に要請していきます。特にJR武蔵野南線旅客化については、リニア中央新幹線の開通を見据え、状況に応じて関係機関と調整を図るとともに、事業推進に向けて要請していきます。
- ③ バス公共交通の充実
鉄道の駅や市内公共施設、商業施設、住宅地を結ぶ移動手段の充実を図るため、バス事業者に対し路線バスの拡充を要請していきます。また、道路の幅員が狭い等の理由から、路線バスが通れない地域に対しては、バス等のコミュニティ交通により路線バスの補完をする等、市内バス交通網を充実させていきます。

(2) 交通結節点の充実

TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設やよみうりランドの拡充、南山東部土地区画整理事業による人口の増加等を見据え、京王相模原線稲城駅及び京王よみうりランド駅の駅前広場を再整備し、バスや一般車両等によるアクセスの向上を図ります。また、駅を利用する自転車利用者のために、鉄道事業者等と協議を進め、有料自転車等駐車場の充実を図ります。

(3) 交通安全対策の推進

警察と連携し交通安全教育を実施します。その他、高齢者が被害者・加害者となる交通事故の防止を図るため、警察署等と連携した啓発活動に努めます。また、子どもの交通事故防止のため、通学路点検や小学生に対する自転車教室等を実施し、安全安心なまちづくりに努めます。このほか、稲城市交通安全計画に基づき、自転車ナビマーク等の設置を進める等、安全で快適な自転車走行空間の整備に努めます。

主な事務事業

- ・ 稲城駅南口駅前広場整備事業
- ・ 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・日常の交通の利便さ	60.5%	向上	市民意識調査結果。市内交通の利便性に対する市民の満足度を示す指標。
暮らしやすさについての満足度・道路交通の安全性	55.0%	向上	市民意識調査結果。道路交通の安全性に対する市民の満足度を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第7次稲城市交通安全計画	平成29年度～令和3年度	交通事故等の交通災害から市民の生活を守り、安全で快適な生活環境を確保するための計画。



3 衛生環境の向上

基本構想で示した方向性

汚水排水整備区域の拡大を図り、関連事業に合わせ、下水道の整備を進めます。
 老朽化する下水道管については、計画的な修繕や改築工事を進める等、適切な維持管理に努めます。
 また、地方公営企業として下水道事業の経営戦略を策定し、将来にわたり安定した経営が可能となるよう経営基盤の強化に努めます。

2030年代の稲城

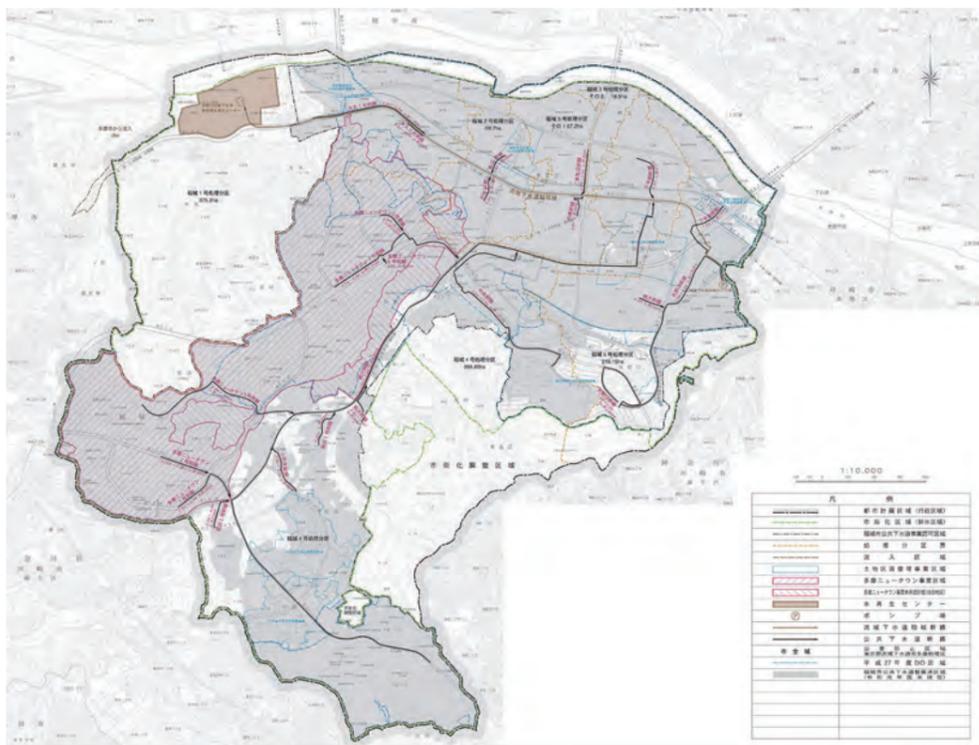
- ① 汚水管きよの整備が概ね完了しています。
- ② 下水道施設は、機能の確保や安全性の向上が図られています。
- ③ 持続可能な下水道運営に取り組んでいます。

現 状

- ① 関連事業の進捗に伴い、汚水管きよの整備が進んでいます。
- ② 耐用年数に近づいている下水道施設があります。

課 題

- ① 汚水管きよ整備については、関連事業と連携を図り進める必要があります。
- ② 下水道施設の老朽化に伴い計画的な施設更新が必要です。



稲城市公共下水道計画一般図

施 策

(1) 汚水排水整備区域の拡大

矢野口駅周辺土地区画整理事業や鶴川街道拡幅事業等、関連事業の進捗に合わせ、汚水管きよの整備を進めます。

(2) 計画的な維持管理の充実

下水道施設については、下水道維持管理計画（ストックマネジメント計画*¹）に基づき、計画的に管きよ点検・調査を実施します。また、平尾団地の入居や平尾土地区画整理事業に伴い整備された下水道施設が耐用年数を迎えることから、計画的な施設の延命化や計画的な施設の更新を進め、機能の確保や安全性の向上を図ります。

(3) 安定した健全な経営

持続可能な下水道の運営のため経営戦略を策定し、効率的・効果的な下水道事業経営の健全化に取り組み、経営基盤の強化に努めます。

主な事務事業

- ・ 汚水管きよの整備
- ・ 下水道維持管理計画に基づく下水道施設の点検・調査、修繕及び改築工事

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
下水道普及率（汚水）	99.3%	100.0% (概成達成)	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合で、どのくらいの人が下水道を使えるようになっているかを示す指標。
経費回収率* ²	98.3%	100.0%	市の下水道事業の経営状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市下水道プラン	平成24年度～令和3年度	下水道事業の課題に対する取り組み方針と施策を示すプラン。
下水道維持管理計画	令和3年度～	下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした修繕・改築計画。

用語解説

*¹ スtockマネジメント計画：下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

*² 経費回収率：汚水処理に要する費用は、下水道使用料で賄うのが基本であり、それをどの程度賄っているかをあらわす指標。



4 総合的な水害対策の推進

基本構想で示した方向性

集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川・水路の整備を進めます。整備にあたっては、治水及び利水のみならず市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮するとともに、河川・水路の整備と連携して総合的な浸水被害対策を進めます。

2030年代の稲城

- ① 水路等の整備が進み、安全性・防災性の向上が図られています。
- ② 浸水被害に備えたまちづくりが進んでいます。

現 状

- ① 治水上の問題解決に向けて、主に幹線水路の護岸改修を計画的に進めています。また、多摩川では、国や東京都、神奈川県をはじめ、多摩川沿川自治体が連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクト*1を進めています。さらに、三沢川では、新さざり橋付近から中橋上流の区間について東京都により整備が進められています。
- ② 集中豪雨の発生が増加しているほか、近年、農地から宅地へ土地利用の転換が進んでおり、水路の水量が一時的に増加し、局地的な浸水被害や道路の冠水が発生しています。

課 題

- ① 集中豪雨等による水路の増水に対応するための対策が必要です。また、多摩川では、増水時の被害の軽減に向けた対策が必要です。さらに、三沢川の事業未着手部分について、治水と安全性の向上の観点から、整備の促進を図る必要があります。
- ② 集中豪雨等による局地的な浸水や冠水への対策が必要です。



令和元年 台風19号
アカシア通りの様子

令和元年 台風19号
北緑地公園から見た多摩川増水の様子



施 策

(1) 水路や河川の整備・保全

地域を浸水被害から守るため、水路の護岸改修等により治水と安全性の向上に努めます。また、多摩川では、引き続き、関係機関と連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトを進め、「社会経済被害の最小化」を目指します。さらに、坂浜地区内の三沢川においては、早期の整備促進とともに、市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮した整備を東京都に要請していきます。

(2) 浸水対策

宅地や公共施設における雨水浸透や貯留等、流出抑制に努め、局地的な浸水対策を進めます。また、新たな浸水被害が生じないように、雨水排水整備区域の拡大や、雨水排水整備計画の策定等、総合的な浸水対策を進めます。

主な事務事業

- ・ 水路整備事業
- ・ 雨水排水整備計画の策定

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市下水道プラン	平成24年度～令和3年度	下水道事業の課題に対する取組み方針と施策を示すプラン。



市内各所の電柱に設置している浸水深掲示板

用語解説

*1 多摩川緊急治水対策プロジェクト：令和元年台風19号において甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の方向性として、国及び東京都、神奈川県、多摩川沿川自治体が連携し、河川における対策、流域における対策、ソフト施策の組み合わせにより「社会経済被害の最小化」を目指すもの。

1 消防体制の充実

基本構想で示した方向性

超高齢社会や核家族化社会に対応した消防活動体制の充実、また、多摩直下地震や豪雨災害の発生を見据え、時代の変化にも的確に対応した消防機動力を計画的に整備します。

また、消防署、消防団等が連携し、実災害に即した訓練を積み重ね、即応体制を強化することにより、市民が安全で安心して生活することのできる消防体制の充実に努めます。

2030年代の稲城

- ① 消防機動力が計画的に整備され、消防隊員や消防団員の災害活動能力が向上し、市民が安心して暮らせる消防体制となっています。
- ② 消防団員数が充足し、地域の中で活発に、魅力ある消防団活動が展開されています。
- ③ 多様化する防火対象物の防火安全対策が図られています。

現 状

- ① 上平尾消防出張所の運用により、市内全域における緊急自動車の現場到着時間が短縮しています。また、他県で発生した大規模災害における緊急消防援助隊としての活動経験や、大規模災害を見据えた消防隊と消防団の連携活動訓練により、災害活動能力が向上しています。
- ② 就業形態の変化等に伴い、消防団員は定員に満たない状況となっています。
- ③ 都市基盤整備の進展に伴い、高層化、大規模化及び複雑・多様化した防火対象物が増加しています。

課 題

- ① 現状の消防機動力を維持するとともに、地震、風水害等の大規模災害等を見据えた消防機動力の向上や消防体制の充実が必要となります。また、各種災害現場の経験や消防活動訓練による、消防隊員や消防団員の実践的な消防活動能力の向上が必要です。
- ② 消防団員の定員を充足するため、消防団組織の魅力を向上する必要があります。
- ③ 大規模で複雑・多様化した防火対象物が増加しており、消防法に基づく防火管理体制や消防用設備等の適正な維持管理が必要となっています。

市民の力が活きるまちを目指して～稲城市消防団

自分達のまちは自分達で守る。

「自分達のまちは自分達で守る」という精神で活動する団体、稲城市消防団。

「地域住民の生命身体・財産」を守ることを使命に、仕事や学業のかたわら訓練を行ない、火災や災害時には現場に駆けつける。また、地域の防災リーダーとして、地域防災力の強化を担い、消防署と連携しながら男女の別なく活躍し、災害に強いまちづくりに欠かせない存在となっている。



施 策

(1) 消防機動力の充実

消防防災活動拠点としての機能を継続的に維持していくため、消防緊急指令施設等の消防通信体制の整備を図るとともに、大規模災害の発生や時代の変化等を見据え、消防車両等の消防機動力の充実に努めます。

(2) 消防組織体制の充実

高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成するため、東京都消防訓練所で行なわれる各種資格研修の受講を推進します。また、人口の増加や複雑・多様化する各種災害に迅速に対応するため、時代の変化に的確に対応できる職員の養成に努めます。

(3) 大規模災害への対応

大規模災害等においても円滑な消防活動が行なわれるように、消防団と連携した活動訓練や緊急消防援助隊の受援体制の強化に努め、各種災害に迅速・的確に対応する消防活動体制の充実強化を図ります。

(4) 魅力ある消防団組織

消防団員の処遇の改善、計画的な事業の見直し等を行ない、地域と一体となって消防団員の確保に努め、信頼と魅力ある消防団体制の充実に努めます。

(5) 火災予防対策の推進

大規模で複雑・多様化する防火対象物の使用に伴う審査・検査や防火対象物等の立入検査により、防火管理体制を確認し、適正に指導できる予防要員の育成に努めます。

主な事務事業

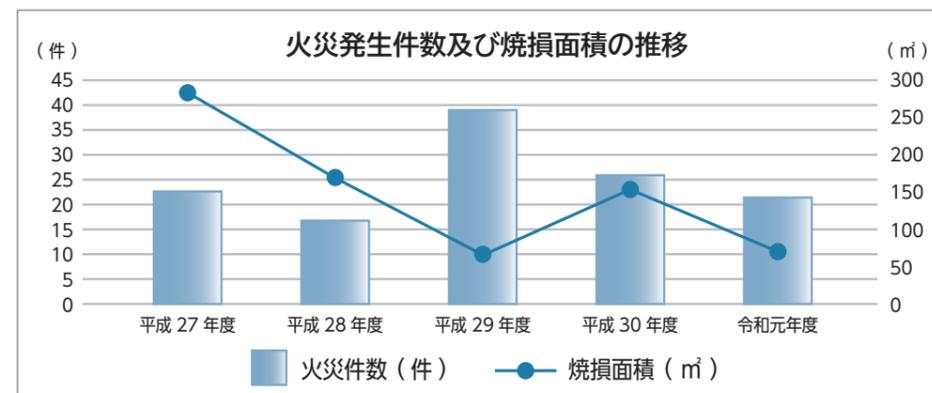
- ・消防ポンプ自動車等整備事業
- ・消防緊急通信指令設備更新整備事業
- ・(仮称)第四次稲城市消防基本計画の策定

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
消防団員数 (災害支援団員含む)	172人	207人	消防団員の定員 207 人の充足状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。



2 救急医療体制の充実

基本構想で示した方向性

救急出動件数が増加する中で、救急に対する市民ニーズの多様化にも対応していくため、高度化する救命処置の技術に対応した救急活動体制の充実と質の向上に努めるとともに、救急車の適正利用の普及啓発を行ないます。

また、市民の応急救護能力の向上を図るとともに、二次救急医療機関*¹である稲城市立病院をはじめとした医療機関とより一層の連携を図り、地域の救急医療体制の強化に努めます。

2030年代の稲城

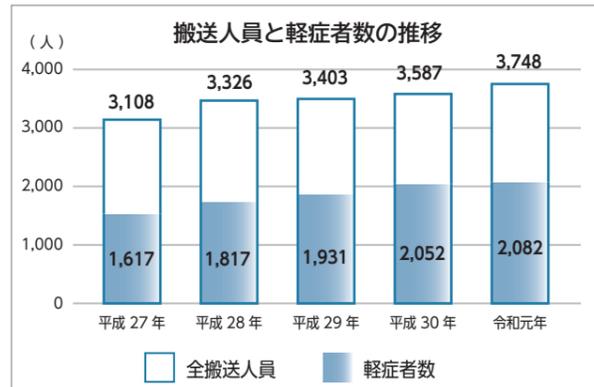
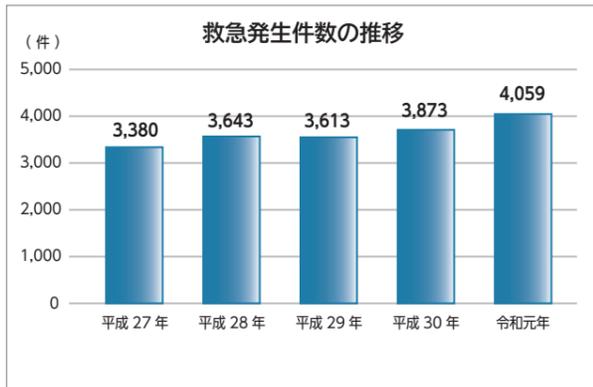
- ① 市民の救急ニーズに対応した質の高い救急サービスを展開しています。
- ② 救急車の適正利用が普及しています。
- ③ 救急現場に居合わせた人により適切な応急手当が実施されています。
- ④ 稲城市立病院が、地域の二次救急医療機関としての役割を果たすことで、地域における救急医療体制が充実しています。

現状

- ① 上平尾消防出張所に救急隊を配置したことにより、現場到着時間の短縮、医療機関への迅速な搬送体制が構築されるとともに、救急隊員の質の向上に取り組んでいます。
- ② 救急車の適正利用の普及に取り組んでいますが、明らかに緊急性が認められない救急要請が含まれています。
- ③ 救命率向上のため、応急手当の普及に取り組んでいます。
- ④ 地域における二次救急医療機関として稲城市立病院の救急車応需率は、約9割となっています。

課題

- ① 救急件数が増加傾向にある中で、多様化する救急ニーズへも対応するため、さらなる救急隊員の質の向上と救急資機材の整備が必要です。
- ② 救急車の適正利用について、さらなる普及啓発が必要です。
- ③ さらなる救命率向上のため、自助・共助としての応急手当の普及が必要です。
- ④ 増加する救急需要に適切に対応するため、稲城市立病院をはじめとした、救急医療機関と協力・連携する体制の強化を図る必要があります。



施策

(1) 救急体制の強化

疾病構造の変化、高齢化の進行、市民ニーズの多様化等に対し、的確に救急サービスを提供するため、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備し、救急処置等が高度化する中での救急活動に対応するため、医療機関における研修や訓練を重ね、救急隊員の質の向上を図ります。

(2) 救急車の適正利用の普及

救急車の適正利用を普及するため、救急テレホンサービスの充実・救急相談センターや全国版救急受診アプリの活用等、医療機関や受診手段等の救急情報の提供に努め、市民の理解を深めていきます。

(3) 市民の応急救護能力の向上

傷病者を救命するためには、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要となることから、市民や事業所等を対象とした応急救護につながる救命講習を積極的に開催するとともに、応急手当奨励制度の推進や応急手当の普及活動を推進する応急手当普及員*²の養成に努めます。

(4) 救急医療機関との連携強化

救急医療機関と相互に協力・連携することにより、救急医療機関における円滑な受入れにつながるよう体制の強化を図ります。

また、地域における二次救急医療を担う稲城市立病院では、増加する救急需要に対応できる受入れ体制や機器等の整備を図り、地域における救急医療体制の強化に努めます。

主な事務事業

- ・高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新整備事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
稲城市立病院の救急車応需率	87.5%	100.0%	稲城市消防本部救急隊からの救急搬送要請の受入れ状況。救急医療機関との連携状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。
第三次稲城市立病院改革プラン改訂版（令和3年度追加版）	平成 29 年度～令和 3 年度	将来にわたり、医療の質の向上と健全経営を確保する計画。

用語解説

*¹ 二次救急医療機関：休日の昼間と毎日の夜間に入院治療や手術を必要とする中等症・重症患者に対応する東京都が指定した救急医療機関。

*² 応急手当普及員：主として自身が所属する市内の事業所等において、その事業所の従業員等に対し、応急手当（心肺蘇生、AEDの取扱い等）指導を行なう者として稲城市消防長が認定する。

3 地域防災活動の推進

基本構想で示した方向性

大規模地震や集中豪雨により、甚大な人的・物的被害の発生が懸念される中、災害から市民の生命・財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識の高揚と自主防災組織を主体とした共助の防災体制づくりを推進し、地域防災対策の環境づくりと合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民一人ひとりの防災意識が高く、災害への備えを行なっています。
- ② 自主防災組織を主体とした共助の体制が充実しています。
- ③ 自助・共助・公助が連携した防災力の向上が図られています。

現 状

- ① 消防・防災対策の一元化を図るとともに、計画的に地域防災計画の修正及び国民保護計画の変更を行ない、有事に備えています。
- ② 地震災害、豪雨災害及び土砂災害の備えとして、災害種別ごとの避難所の情報、災害時に市から発せられる情報の入手方法、ハザードマップ等の防災情報やマイ・タイムラインを掲載した、いなぎ防災マップを全戸配布しています。
- ③ 震災対策として、家具類の転倒防止や稲城市木造住宅耐震診断・耐震改修の助成により、住宅の耐震化の促進、また、水害対策として、多摩川洪水浸水想定区域内に計画的に浸水深掲示板を整備しています。
- ④ 自主防災組織等の地域と連携した避難所設営・運営体制を整え、災害時の防災情報の伝達手段を計画的に整備しています。
- ⑤ 備蓄資機材や備蓄食糧を計画的に整備するとともに、稲城長峰スポーツ広場に防災倉庫を設置しています。

課 題

- ① 近年の全国各地で発生している大規模災害での教訓を踏まえ、災害時の応急対策を迅速・的確に行なえるよう、実行性のある地域防災計画の修正が必要です。
- ② 自助の取組みとして、さらなる家具類の転倒防止対策や日常備蓄、住宅の耐震化の促進、また、共助の取組みとして自主防災組織の活発な活動が必要となります。
- ③ 自主防災組織へさらなる女性の参画を促す必要があります。
- ④ 震災時における火災への対応として、耐震性貯水槽等の整備や、地域防災のコミュニティを醸成する防災センターの適切な維持管理が必要となります。



防災訓練の様子

施 策

(1) 稲城市地域防災計画の修正

近年の災害教訓や災害対策に関する状況の変化に応じて地域防災計画を修正するとともに、防災対策に必要なマニュアルを整備し、防災対策の充実に努めます。

(2) 災害から身を守るための日頃の備えを促進

市民自らが災害に備えるため、家具類の転倒防止対策や日常備蓄、住宅の耐震化を促進し、また、新たに結成された自治会等を中心として自主防災組織の活動支援に努めます。

(3) 女性や要配慮者の視点にたった防災対策の推進

男女共同参画等の視点・意見を踏まえた防災対策の確立や、避難所で配慮が必要な女性や障害者等の要配慮者にとって、安心できる避難所の環境づくりに努めます。

(4) 災害対策施設の整備

震災時の火災への対応として、計画的に耐震性貯水槽の整備や地域住民による自主防災活動を推進し、防災体制の確立及び地域住民のコミュニティ活動の増進を図るため、防災センターの適切な維持管理に努めます。

主な事務事業

- ・ 稲城市地域防災計画の修正
- ・ 耐震性貯水槽整備事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・地震、風水害等自然災害に対する防災対策について	35.2%	向上	市民意識調査結果。自主防災組織の活動等、防災に対する市民の満足度を示す指標。
住宅の耐震改修率	90.5%	100.0%	自らの命を守る防災対策の状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第三次稲城市消防基本計画	平成28年度～令和7年度	各種災害活動・救急業務・防災関係業務等の消防行政全般にわたる課題に対応する計画。
稲城市地域防災計画	令和2年度～7年度	自助・共助・公助が連携し、実行性のある地域の防災力向上を図るための計画。

4 防犯活動の推進

基本構想で示した方向性

安全で安心して暮らせる社会を目指し、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体及び行政等が連携するとともに、市民一人ひとりの高い防犯意識により高まった地域の防犯力の一層の向上を目指します。さらに地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を積極的に広げていくことにより、地域ぐるみで防犯活動を推進します。

2030年代の稲城

- ① 安全で安心して暮らせる社会となっています。
- ② 市民一人ひとりが、自分達のまちを自分達で守るという防犯意識を高く持っています。
- ③ 稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、市内の様々な関係機関が連携し、防犯活動の取組みを強固に進めています。

現状

- ① 刑法犯認知件数は、平成17年の稲城市安全・安心まちづくり推進協議会の設立以降、大幅に減少しています。
- ② 人口増加に伴い交番の機能強化や設置を求める市民の声があります。また、振り込め詐欺等の手口が巧妙化し、被害がなくなりません。
- ③ 市内一斉防犯パトロール等を通じて市民の防犯意識の啓発を行なっています。
- ④ 様々な媒体を活用し、防犯情報を提供しています。

課題

- ① 安全で安心なまちづくりを進めるためには、引き続き地域の防犯力の向上が必要です。
- ② 人口増加に伴う交番の機能強化や設置に向けた警視庁への働きかけが必要です。また、振り込め詐欺等の被害防止に向けた対策が必要です。
- ③ 犯罪を防止するためには、引き続き市民への防犯意識の啓発が必要です。
- ④ 地域の目による防犯力を向上させるためには、引き続き様々な媒体を通じた市民への情報提供が必要です。



市内一斉防犯パトロールの様子

施策

(1) 地域の防犯力向上

多摩稲城防犯協会や自治会をはじめとする防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等の防犯活動を支援するため、防犯グッズの支給、防犯パトロール車の貸出等を行なうとともに、多摩中央警察署と引き続き連携を図り、地域の防犯力を向上していきます。

(2) 防犯体制の強化

一定規模の体制と権限を持つ交番への機能強化や交番設置、警察官の体制強化等を、警視庁に対して継続的に要望していきます。

また、刑法犯認知件数は減少している中で、被害がなくなる振り込め詐欺等の犯罪被害を防止するための有効な対策を検討していきます。

(3) 防犯意識の啓発

市民一人ひとりが自分達のまちは自分達で守るという防犯意識を高く持つことができるように、引き続き市内全域で防犯パトロールを実施するとともに、講演会の開催や、小中学校における安全教育を通して、防犯意識の啓発を行なっていきます。

(4) 防犯情報の提供

地域の目による見守りを強固にし、地域の防犯力を向上させるため、市内の犯罪発生状況、不審者情報、振り込め詐欺被害情報等について、防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等をはじめ、市民に対して様々な広報手段を用いて、迅速に提供していきます。

主な事務事業

- ・ 防犯対策事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
暮らしやすさについての満足度・安全で安心して暮らすための防犯対策について	43.6%	向上	市民意識調査結果。防犯活動・防犯対策に対する市民の満足度を示す指標。
人口千人あたりの刑法犯認知件数	都内市区部で最少	維持	稲城市の安心・安全度を測る指標。



防犯パトロール車



自動通話録音機

5 安全で安心な消費生活の推進

基本構想で示した方向性

安全で安心な暮らしを送れるよう、消費者団体等の活動の支援や、消費生活に関する様々な取組みを実施し、市民が「自立した消費者」として「持続可能な消費」について「つかう責任」を意識した消費行動ができるよう働きかけを進めます。

2030年代の稲城

- ① 消費者被害が減少し、市民が安心して暮らせるまちになっています。
- ② 市民一人ひとりが自立した消費者として生活しています。
- ③ 環境や社会、地域に配慮した持続可能な消費が定着しています。

現 状

- ① 消費者被害は様々な形態で発生しています。
- ② 消費者講座やくらしフェスタ等のイベントにおいて啓発や情報提供を行なっています。
- ③ 高齢者・若者・中学生等、対象を絞り、それぞれに即した啓発を行なっています。

課 題

- ① 今なお発生し続けている消費者被害に対して、相談体制等の充実を図る必要があります。
- ② 高齢化や成年年齢引き下げに対応した消費者意識の向上が必要です。
- ③ 持続可能な消費についてさらに普及させていく必要があります。



くらしに役立つ消費生活情報を提供する「くらしフェスタ」で、悪質商法被害の未然防止及び拡大防止を図るための広報啓発。悪質商法被害防止キャラクターも参加。

悪質商法被害防止キャラクター
相談インコ・ボク、カモかも・オレ、サギだもん

施 策

(1) 消費者相談と消費者被害防止

多様化する振り込め詐欺等の特殊詐欺や架空請求による消費者被害、インターネット・SNS等によるトラブル、食品や製品の安全性に関する情報収集や提供を行ない、関係機関等と連携し被害の防止に努めます。また、発生した被害に対しては、専門の相談員が実施する消費者相談によって、解決を図ります。

(2) 消費者意識向上のための啓発と支援

一般向けの消費者講座やイベント事業のほか、増加する高齢者や成年年齢引き下げの影響が考えられる若年層に対して、それぞれの目的に沿った講座の実施やパンフレットの配布等による啓発を行ない、消費者意識の向上を図り、自立した消費者の育成を進めます。また、消費者団体等のイベント事業への参加や市民の自主的な活動に対して支援を行ないます。

(3) 主体的な消費行動の促進

人や社会、環境に配慮したサービスを選び消費する等、持続可能な消費を目指して、市民がそれぞれの生活の中で主体的な消費行動を実践できるよう、情報の収集、提供を行ないます。

主な事務事業

- ・消費生活センター運営事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
消費生活センター利用者数	833人	増加	消費者相談や消費生活情報の提供等の取組み状況を示す指標。



中学生向け消費者講座の様子



若者向け消費者教育用啓発品

「自分の家庭は自分で守る」 「自分達の街は自分達の手で守る」がスローガン

「家庭奉仕の合間みて、婦人の代表者数名で消防署長様をお訪ねして、防火のお手伝いというようなことを申し入れました。」（初代稲城市婦人防火クラブ会長 遠藤 初子 氏『10年のあゆみ』より）

この女性達の行動から、昭和 57 年 11 月 15 日、東京都内で最も早く稲城市婦人防火クラブが誕生した。



平成 16 年には、市内の女性ならだれでも加入できるように、「稲城市女性防火クラブ」と名前を変え、現在では「明るく楽しくやりましょう」がモットーの会長を中心に、市内の元気な女性達が活躍している。

友達や、友達の友達に誘われて加入し、「自分の家庭は自分で守る」を合言葉に、市や消防本部、消防団、災害防止協会、防災関係団体とともに、防火・防災意識の普及啓発や防犯活動を行なう。

女性防火クラブとしての活動にとどまらず、「女性防火クラブ員として何か

できないか。」といったクラブ員それぞれの気持ちが、地域の活動の中でも活かしている。例えば、長時間にわたる火災現場で消火活動にあたる人達に飲み物や軽食を差し入れたり、火災で焼け出された人達におにぎりや汁物等の食事を作って差し入れたり。令和元年の台風 19 号の際には、高齢者と一緒に避難したり、避難所で避難市民に声かけをしたり、率先して行動した。

こうしたシビックプライドを持つ女性達が、安全で安心して住める稲城のまちづくりのため、女性防火クラブの活動や人脈を発端に地域の防災リーダーとして日常の中で活動している。

彼女達が、Iのまち いなぎ 市民まつりや桜・梨の花まつりへも女性防火クラブとして参加する等、楽しみながら地域に密接に関わることで、「自分達の街は自分達の手で守る」といった意識が広がり、稲城の地域災害対応能力を高め、災害に強いまちの一助となっている。



稲城消防署



上平尾消防出張所（平成 29 年 4 月開所）



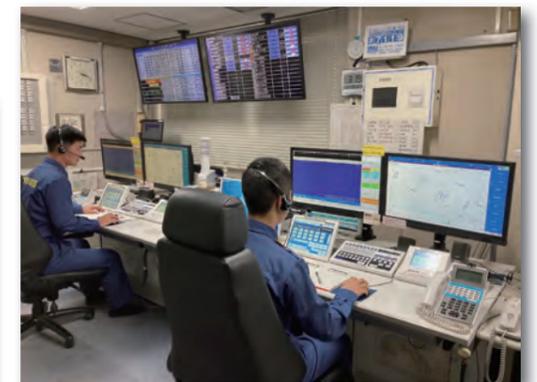
第二分団詰所建替（平成 28 年 4 月運用開始）



消防団連携活動訓練の様子



消防活動訓練の様子



通信指令室の様子



ドローンによる情報収集



第5章 市民・行政

～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

第1節 互いに尊重し合う意識の醸成

第2節 コミュニティの充実と交流の推進

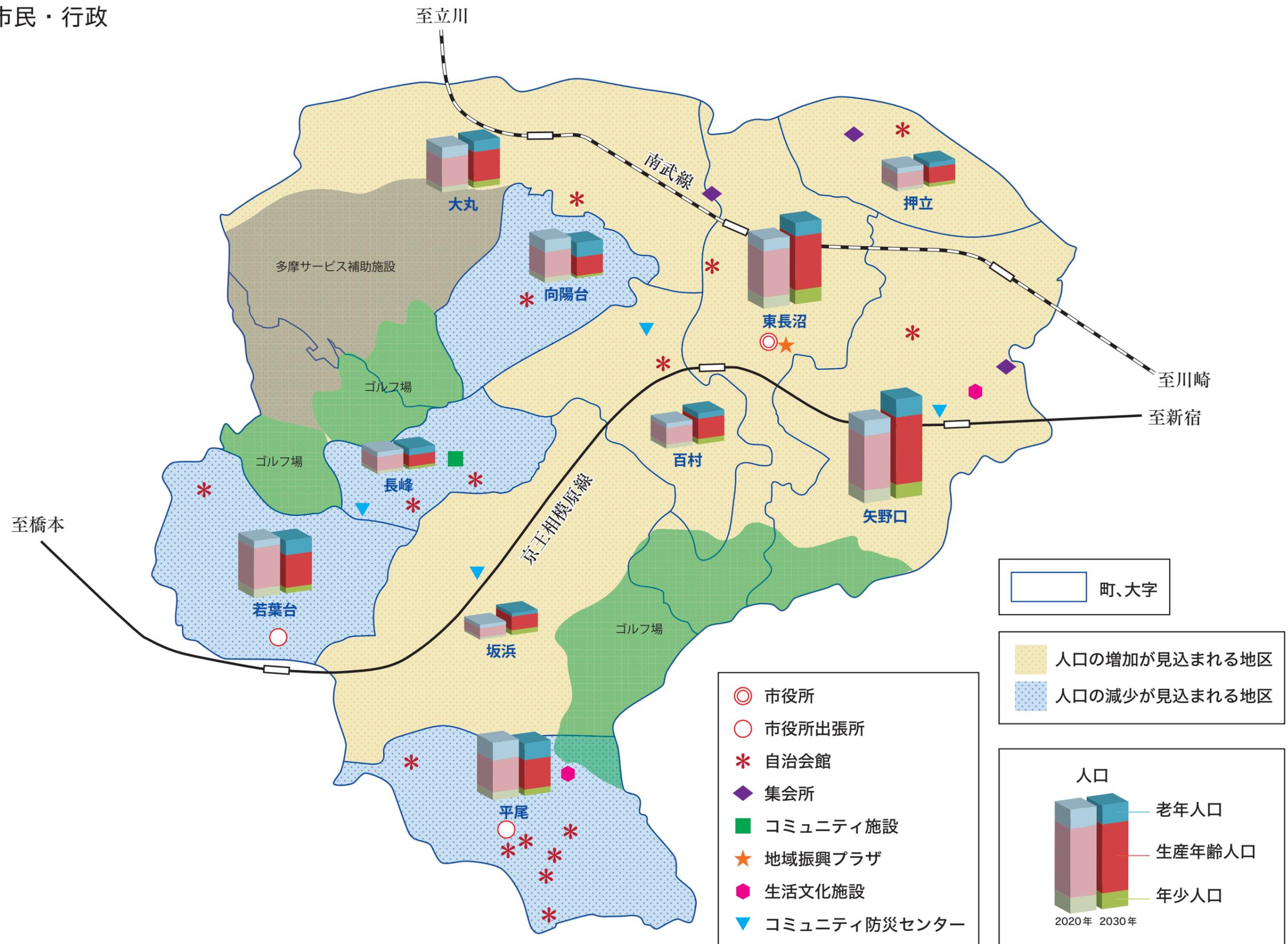
- 1 コミュニティの育成支援
- 2 都市間交流・多文化交流の推進

第3節 市民が参加するまちづくり

- 1 市民と行政の情報の共有
- 2 市民協働の推進

第4節 持続可能な自治体経営

- 1 健全な行財政運営
- 2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置
- 3 情報システムを活用した行政サービスの向上



互いに尊重し合う意識の醸成

基本構想で示した方向性

市民一人ひとりが互いを大切に、多様性を認め合う意識を醸成することで、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。また、男女共同参画をはじめとした取組みを実施することで、一人ひとりの個性や能力が尊重され、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる活力ある社会を推進します。さらに、稲城市平和都市宣言に基づき、平和を尊重する意識の高揚を図る等、稲城市民憲章の理念を土台とした総合的な取組みにより、平和で友愛に満ちた心豊かなまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、人権意識が根付き、だれもが暮らしやすい差別のない社会が実現し、様々な分野でともに活躍しています。
- ② 平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくるために制定された稲城市民憲章や、稲城市平和都市宣言が、より広く認識されています。
- ③ 性別や世代に関わらず、だれもが個性や能力を十分に発揮できています。

現状

- ① 様々な偏見や差別等による人権侵害や暴力、虐待等の存在が見受けられ、特にインターネット等を悪用した人権侵害等、人権問題が複雑化・困難化してきています。
- ② 稲城市民憲章の普及を図るとともに、稲城市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和に関する事業を実施しています。
- ③ だれもがライフスタイルを柔軟に選択し、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて前進しているものの、男女共同参画意識は必ずしも浸透しているとは言えません。

課題

- ① 偏見及び差別意識の解消や暴力の防止に向けて、多種多様で複雑化・複合化する人権問題について、正しく理解・認識してもらうことが必要です。
- ② 稲城市民憲章・稲城市平和都市宣言は、継続して普及・啓発を図る必要があります。
- ③ 平和に対する意識が希薄化することのないよう、平和意識の啓発を図るとともに、これを共有・継承していく必要があります。
- ④ 性別による役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残っているため、働き方や暮らし方等を見直し、意識を変革していくことが必要です。



市民憲章推進の日



市慰霊碑への献花の様子

施策

(1) 人権意識の啓発・人権相談及び支援の充実

性差や国籍等への偏見、差別による人権侵害、子ども・高齢者等への虐待、障害があることへの差別、配偶者やパートナー等からの暴力、さらに多様な性のあり方に関する差別やインターネット上での誹謗中傷による人権侵害等の様々な人権問題について、市民一人ひとりが理解を深め人権に配慮した行動や考えができるよう、あらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組みます。また、多様化・複雑化する人権問題に関わる相談に対して、引き続き相談事業を実施するとともに、適切かつ迅速な対応を図れるよう、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 市民憲章の普及・啓発

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくる活動を積極的に実施できるよう、推進活動を通じて稲城市民憲章の普及・啓発を図ります。

(3) 平和意識の共有と継承

市民一人ひとりが世界の恒久平和を願い、連帯感を持って地域社会の形成に臨めるよう、稲城市民憲章や稲城市平和都市宣言に基づく平和事業を実施し、平和意識を共有するとともに、次世代へ継承していきます。

(4) 性に関する理解・尊重と平等意識の醸成

男女共同参画社会の実現のために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けて、セミナーの実施や情報誌の発行等を通して啓発を図ります。また、ライフスタイルや個人の価値観等も多様化している中、あらゆる分野において女性の活躍が進んでいくよう、引き続き、女性の意欲をバックアップするとともに参画機会の拡大に向けて啓発や情報提供を実施します。

主な事務事業

- ・人権啓発事業
- ・市民憲章運動推進事業
- ・平和都市宣言関係事業
- ・男女平等参画関係事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
審議会等の女性の参画率	28.6%	40.0%	委員会・審議会等への女性の登用状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)	平成28年度～令和7年度	稲城市における男女共同参画を推進するための計画。

1 コミュニティの育成支援

基本構想で示した方向性

市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していく中で、地域課題解決力の向上や魅力的な地域づくりを促進するため、シビックプライド*¹を持って活動する団体等の各種コミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、自治会や市民活動団体等、全てのコミュニティ間における連携・協力を促し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

2030年代の稲城

- ① 住民主体による魅力的な地域づくり活動、住民同士の助け合いや支え合いの活動が活発に展開されています。
- ② 地域の活性化や課題解決の担い手として、自治会や市民活動団体が活動を展開しています。

現 状

- ① 自治会活動における地域の担い手不足や市民活動団体の中心的な役割を担ってきたリーダーが高齢化する中で、市民ニーズは多様化し、地域課題も複雑化しています。
- ② 老年人口の増加や生産年齢人口の減少が進む中、団塊世代等の中高年は、地域における市民活動を担うことができるマンパワーとなっています。

課 題

- ① 複雑化・多様化する地域課題を地域の連携により解決していくため、自治会や市民活動団体への継続した運営・育成の支援が必要です。
- ② コミュニティを活性化させるため、市民や市民活動団体間における情報共有を図り、連携・協力を促すことが必要です。

市民の力が活きるまちを目指して
～特定非営利活動法人 市民活動サポートセンターいなぎ
個性豊かで活気に満ちた地域社会へ。

社会貢献活動を行なう市民や市民活動団体の相互交流、ネットワークの促進、市民の力を活かした協働のまちづくりの推進を目的に活動する団体、市民活動サポートセンターいなぎ。

活動してみたい人への情報提供や相談により、活動が発展していきけるよう支援。また、活動している市民や団体が出会い、つながり合えるよう相互交流やネットワークづくりを促進し、協力関係をコーディネートすることで市民活動の活性化や地域の発展に寄与している。



施 策

(1) 自治会活動及び市民活動に対する支援

自治会が地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向け、防災、環境整備、子どもや高齢者の見守り等、様々な分野における自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援をするとともに、新規の自治会設立や既存自治会への加入促進を支援していきます。さらに、自治会間の連絡や情報交換、課題解決に向けて自主的に組織されている自治会連合会の運営を支援していきます。

また、地域の活性化や課題解決に有効となる市民活動が、円滑に実施・継続されるよう、市民活動団体の中間支援を行なうNPO等の団体と協働し、相談業務や講座を開催する等、支援策のあり方について検討します。また、だれもが使いやすい市民活動の拠点として生活文化施設の利用を促進し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

(2) 市民活動の情報発信と相互理解の促進

市民活動サポートセンターにおいて、多様な市民活動に関する情報を発信するとともに、情報共有の場を設けることで、市民・市民活動団体間の相互理解を促進し、連携・協力による活動の活性化を図ります。

主な事務事業

- ・自治会関係事業
- ・地域振興プラザ関係事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
自治会や市民活動団体数	152 団体	増加	コミュニティの形成・育成支援の成果を示す指標。



手作り市民まつりの様子

用語解説

*¹ シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

2 都市間交流・多文化交流の推進

基本構想で示した方向性

教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図ります。

また、こうした交流により様々な文化や人と出会い、つながることで、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう交流を推進します。

2030年代の稲城

- ① 国内外の都市との間で、市民が主体となった都市間交流が活発に行なわれています。
- ② 多文化交流を契機として、市民が人生を豊かにするとともに、自分達のまちの魅力を再発見し、地域社会が活性化しています。

現 状

- ① 国内の姉妹都市・友好都市とは、Iのまちいなぎ市民まつりにおける出店をはじめ、文化・教育・スポーツ等、様々な分野で交流事業を実施しています。
- ② 稲城市姉妹友好都市交流協会が発足し、姉妹都市及び友好都市との交流が実施されています。
- ③ 市民団体による茶話会やスピーチ発表会の開催等の国際交流事業が実施されており、外国人住民との交流の推進が図られています。

課 題

- ① 活力ある地域社会を形成していくため、市民が主体となった自発的な組織との連携を図り、姉妹都市・友好都市との都市間交流を進める必要があります。
- ② 市民が主体となった交流を促進するため、交流に関する情報提供やコーディネート等を行なう必要があります。

市民の力が活きるまちを目指して～稲城市姉妹友好都市交流協会

市民の交流の架け橋に。

姉妹都市及び友好都市との市民の相互交流を通して、市民生活の豊かさや国際親善の増進及び地域の魅力向上につなげることを目的に活動する団体。

姉妹都市・友好都市に関する情報の発信や市民主体の交流事業を企画・運営することにより、幅広い分野での自主的な交流を促進する。

北海道 大空町（姉妹都市）

昭和63年の子ども達の作品交流をきっかけに、平成3年、女満別町（平成18年の合併により大空町）と姉妹都市提携。教育、文化、スポーツ、産業・経済等幅広い分野で交流が続く。

女満別空港を擁し、網走湖、藻琴山、メルヘンの丘、ひがしもこと芝桜公園等、四季の自然が豊かなまち。



施 策

(1) 姉妹都市及び友好都市をはじめとした国内の都市との交流の推進

姉妹都市である大空町や友好都市である相馬市、野沢温泉村との交流を推進していきます。さらに、交流に関する情報提供やコーディネートを通じ、市民間の交流を進めていきます。また、観光事業等を通じて連携する周辺自治体や物産販売、災害派遣等を機に交流の広がった関係都市との協力関係を深化させていきます。

(2) 海外の姉妹都市との交流の推進

市民を主体とした団体等と連携し、海外姉妹都市としてフォスターシティ市との交流を推進していきます。フォスターシティ市に関する各種情報提供を行なうとともに、相互の教育・スポーツ・文化・観光等、各分野における交流事業の企画・運営等を通じ、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう市民間の交流を進めていきます。

(3) 多文化交流の推進

市内の外国人住民に対して外国語での生活情報の提供に努めるとともに、多文化交流を活発にするため、イベント等を通じた交流の場の提供を支援します。また、これらのイベント等の実施を通して、外国人との交流の機会を設け、多文化交流を推進します。

主な事務事業

- ・ 姉妹友好都市交流事業

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
都市間交流事業数	11 事業	拡充	市が関わる都市間交流の事業数。都市間交流の推進状況を示す指標。

福島県 相馬市（友好都市）

平成23年3月11日の東日本大震災後の相馬市への救護支援をきっかけに交流が始まり、平成27年に友好都市提携。

太平洋に面しているため豊富な海の幸があるほか、大地の恵み、相馬牛等多くの美味が揃っている。国の重要無形民俗文化財、相馬野馬追が有名。



長野県 野沢温泉村（友好都市）

平成17年の「あつまれ稲城っ子！野沢温泉塾」開講の調印以来、市立小中学校の体験学習をきっかけに交流が始まり、平成27年に友好都市提携。村内に30余りの源泉があり、古くから温泉地として栄える。野沢菜漬け発祥の地。スキー場も有名。

アメリカ合衆国フォスターシティ市（海外姉妹都市）※令和3年締結予定
稲城市の市制施行と同じ昭和46（1971）年に誕生した市。サンフランシスコ湾の海水を取り込んだラグーン（運河）がある美しいウォーターフロントの計画都市。サンマテオ郡南部からシリコンバレー北部にかけて所在するIT企業や日系企業の社員が在住する静かな住宅街。

テニスコートや野球場、サッカー場等の設備が充実し、教育に熱心。



1 市民と行政の情報の共有

基本構想で示した方向性

行政に対する市民の理解と信頼を深め、協働を進めるため、市民に分かりやすく確実に伝わるよう行政情報を積極的に発信し、公開していきます。また、市民と行政が密にコミュニケーションを図り、市民ニーズの把握や情報の共有化を進めます。多様化する情報媒体の特性を活かした効果的・効率的な広報・広聴活動を推進していきます。

情報の取扱いにあたっては、個人情報に配慮し、公文書を適正に管理していきます。

2030年代の稲城

- ① 必要な行政情報が市民に最適な手段とタイミングによりの確に伝達されるとともに、行政と市民の双方向性のコミュニケーションが図られています。
- ② 公平で公正な情報の公開を積極的に進めるとともに、個人情報も適正に管理しています。
- ③ 読みやすさ・分かりやすさに配慮し、公文書を適正に管理しています。

現 状

- ① 行政からのお知らせが、多様な媒体により提供されています。また、機会を捉えて広聴活動を行なっています。
- ② 稲城市情報公開条例及び稲城市個人情報保護条例をもとに、情報公開制度と個人情報保護制度を適正に運用しています。保有する行政情報をオープンデータとして公開しています。
- ③ 公文書を適正に管理をしているものの、法令用語や専門用語等、分かりにくい文書が見受けられます。公文書のペーパーレス化を進めています。

課 題

- ① 広報・広聴業務においては、情報通信技術の進展を踏まえた発信力を強化するとともに、情報格差の解消を図る必要があります。
- ② 積極的に行政情報を公開していく必要があります。
- ③ だれにでもより読みやすく・分かりやすい公文書を作成するとともに、適切な保管体制を整えることが必要です。



広報いなぎ

施 策

(1) 積極的な情報発信と情報共有の強化

今後、多様化する情報媒体の特性を踏まえ、市民が必要とする情報を的確に提供できる仕組みづくりに努め、積極的な情報発信を推進していきます。さらに、市民ニーズの把握に努め、情報共有の強化を図り、課題解決に取り組みます。

(2) 情報公開の充実

市民等が利活用できるよう、行政情報をオープンデータとして積極的に公開していきます。また、情報公開制度に基づき、個人情報に配慮しながら情報の公開を適正に進めていきます。

(3) 適正な公文書の管理

だれに対しても見やすく、分かりやすい公文書を作成していくため、文字の大きさや読みやすさに配慮するとともに、よりペーパーレス化が推進されるよう努めながら、適正に公文書の管理を行ないます。

主な事務事業

- ・タウンミーティング、市民意識調査、市政への提案の実施

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市の公式ホームページの閲覧状況	58.7%	向上	市民意識調査結果。市の情報発信の状況を示す指標。

様々な情報発信ツール
稲城市公式 Twitter ▶
稲城市立図書館 Facebook ▶
稲城市メール配信サービス

Welcome to Inagi city

稲城市
稲城市メール配信サービス

携帯電話やパソコンのメールを利用して情報を受け取る仕組みです。火災情報やその他の災害情報等、イベント中止情報や光化学スモッグ情報など、稲城市からの様々な情報を配信しています。画面内の「仮登録」から必要事項を入力してください。登録が完了しますと、登録完了メールが自動的に配信されます。※本サービスへの登録は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料はご登録いただける方のご負担となります。※メールの送受信設定をされている方は、下記メールアドレスを受信可能にしてください。[パソコン・携帯電話] kohokocho@city.inagi.lg.jp

ケータイから登録される方はこちらに空メールを送ってください。
inagicity@emp.ikkr.jp

メール配信サービスとは？

仮登録

パソコンから登録される方はこちらから！

登録内容の変更および削除される方はこちら！

変更・削除

2 市民協働の推進

基本構想で示した方向性

市民と行政の協働の意識を醸成するため、様々な機会を捉えて、まちづくりへの幅広い市民の参加を促します。

また、シビックプライド*¹を持つ市民や団体と行政が互いの特徴を理解し合って、それぞれの強みを活かし、補い合いながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、地域全体で取り組む協働のまちづくりを推進します。

2030年代の稲城

- ① 行政の計画や施策の策定過程における市民参加や様々な場でのボランティア活動等、幅広い市民参加が進んでいます。
- ② 市民と行政が目的を共有し、協力して活動することで、協働のまちづくりが進められています。

現 状

- ① 公募や人材バンク等の活用により、各種審議会・委員会への市民参加を促しています。
- ② 市民の実行委員会によるイベントの実施や、各種事業におけるボランティア・市民団体等と協働した取り組みが行なわれています。

課 題

- ① 市民が参加しやすい環境づくりを、さらに進めていく必要があります。
- ② 市民ニーズは多様化・複雑化しており、行政だけでは対応できない課題も出てきており、これらにも対応していく必要があります。



成人式
新成人による実行委員会が企画・運営する
稲城市主催の成人式



稲城フェスティバル
市民による実行委員会が企画・運営し、多摩サービス補助施設で開催する稲城市教育委員会主催のイベント
米軍による模擬店や出演もあり、毎年、市と市民と米軍により盛り上がる

施 策

(1) 市民参加の機会の拡充

行政の計画や施策の策定過程への市民の参加、市民の実行委員会によるイベントの企画運営等、あらゆる機会を捉え、市民参加の機会の拡充を図っていきます。さらに、各種会議の情報提供、委員等への市民公募枠設置、人材バンクの活用等、市民が参加しやすい環境づくりに努め、協働の意識の醸成を図ります。

また、ボランティア活動についての情報を提供する等、市民が活動するためのきっかけづくりを行ないます。

(2) 協働のまちづくりの推進

多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、シビックプライドを持って活動する市民の自主性を大切にしながら、市民と行政とがそれぞれの特徴を活かし、互いの持つ情報やアイデアを出し合うことで、共通の課題に一体的に取り組む協働のまちづくりを進めていきます。

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
市民と行政の協働のまちづくりについて市民参加が必要と考える割合	86.7%	向上	市民意識調査結果。協働の意識の状況を示す指標。



Iのまちいなぎ 市民まつり
市民の実行委員会により運営されている稲城市主催の市民まつり
様々な分野の催しが屋外・屋内の会場で盛況に行なわれる



用語解説

*¹ シビックプライド：自分達が住むまちに自ら関わり、まちを良くしていこうという意識。自分達がこのまちを形作っているという誇り。

1 健全な行財政運営

基本構想で示した方向性

少子高齢化をはじめとする社会環境の構造的な変化に適応しうよう、新たな視点も取り入れながら、強固かつ柔軟な財政基盤を構築するとともに、将来負担の低減を図ります。また、自治体間連携や官民連携等の様々な手法により、効率的な行政サービスの提供に取り組みます。さらに、新たな市民ニーズにも対応できるよう、事業等の重点化や効率化も念頭に不断の見直しを行ない、健全な行財政運営を進めます。

2030年代の稲城

- ① 受益者負担の適正化等の財源確保の取組みや、事務の効率化の推進等により、持続可能で堅実な行財政運営を行なっています。
- ② 周辺自治体や企業・教育機関との連携により、効率的に行政サービスを提供しています。
- ③ 適切に維持管理することにより、既存施設を有効に活用しています。

現 状

- ① 人口増加により税収は増加していますが、少子高齢化に対応する施策の実施や老朽化した施設の改修等のため、扶助費や公債費等の義務的経費の支出が増加しています。また、財源確保の取組みとして、新公会計制度を活用した受益者負担の考え方を取り入れています。
- ② ごみ処理や、墓地の設置等の広域行政課題について、自治体間の連携強化を推進しています。また、防災、防犯、高齢者対策等について企業・教育機関との連携を推進しています。
- ③ 築年数の経過に伴い、施設の老朽化が進んでいるため、状況に応じた改修を行なっています。

課 題

- ① 多様な行政需要に応えるため、限られた財源を効率的に活用し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、計画的で持続可能な行財政運営が必要です。
- ② 新たな行政課題についても効率的に対応していくため、周辺自治体や企業・教育機関との連携の強化について、検討を幅広く進める必要があります。
- ③ 施設の改修は行なっているものの、今後も老朽化が進むことから、良好な状態に維持するため、長寿命化を図る必要があります。



大塚製薬株式会社と
包括連携協定締結



明治安田生命保険相互会社と
包括連携協定締結



駒沢女子大学・観光協会と観光まちづくり
産官学連携協定締結

施 策

(1) 持続可能な行財政運営

事務事業の重点化・効率化については、少子高齢化への対応や発展するICT^{*1}の活用等、環境の変化に応じた取組みを行ないます。また、持続可能な行財政運営を行なうため、さらなる財源の確保を図るとともに、事業や施設のあり方についても随時検討していきます。

(2) さらなる自治体間連携や官民連携等の推進

ごみ処理等の広域行政課題への対応に加え、新たな行政課題を効率的に処理するため、周辺自治体とのさらなる広域連携や協力、また、企業や教育機関等との連携や協力を推進していきます。

(3) 既存施設の適正管理

既存施設の効率的かつ有効な活用を図るため、施設の耐用年数を見据えながら、改修の時期及び内容を検討して、費用対効果の高い維持管理を適切に実施することで、施設の長寿命化に努めます。また、改修の際には、利用実態に応じ、だれもが使いやすいように、ユニバーサルデザインを考慮するとともに、災害時を想定した設備の検討、環境負荷に配慮した設備の導入も図ります。

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
実質公債費比率 ^{*2}	2.9%	5.0% 以下	財政の健全度を測る指標。
将来負担比率 ^{*3}	32.8%	50.0% 以下	財政の健全度を測る指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
第2期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年度～7年度	まち・ひと・しごと創生法に基づき長期的展望で人口減少と地域経済の縮小を克服するための戦略。
稲城市公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和12年度	公共施設等の現状を整理し、今後の老朽化に対応するための計画。
稲城市市有建築物維持・保全計画	平成26年度～令和15年度	市有建築物の効率的・効果的な修繕・改修等を実施するための計画。

用語解説

- *1 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI（人工知能：Artificial Intelligence）やRPA（PCで行なう単純作業の自動化：Robotic Process Automation）、IoT（モノのインターネット：Internet of Things）等。
- *2 実質公債費比率：借入金等の返済額の大きさを表す指標。借入金の返済は、増大すると短期間で削減することが困難なため、一定以上の規模にならないようにすることが重要（18%以上になると、地方債の発行に総務大臣又は都知事の許可が必要となる）。この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減する必要が生じる。
- *3 将来負担比率：将来負担することになる借入金等の負債の大きさを表す指標。この比率が高いと、財政規模に比べて将来負担が過大であり、今後の財政運営が圧迫される可能性がある。



2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置

基本構想で示した方向性

自治体経営に必要な職員の確保と育成に努め、働き方改革の推進や職場環境の整備によって個々の人材を活性化します。あわせて、稲城市の持つ人的資源の能力がより効果的に発揮できる組織体制への最適化を図ることで、組織全体としての生産性を高め、効率的な行政運営を図るとともに、より質の高い行政サービスの実現を目指します。

2030年代の稲城

- ① 多様な人材を揃えながら、職員全体のさらなる能力向上が図られ、市民サービスの充実と市の発展に努めています。
- ② 労働力人口の減少が進む中、ICT^{*1}を利活用しながら、人的資源を最大限に活かす効率的・効果的な組織体制となっています。
- ③ 職員一人ひとりの仕事と生活が調和した生産性の高い組織となり、市民サービスの向上につながっています。

現 状

- ① ゼネラリストとスペシャリストのバランスに配慮した人材確保や人材育成に努めているものの、専門性を持つ職員や経験豊富な職員が少なくなっています。
- ② 高度化・複雑化している行政課題の解決にあたり、組織体制の中でチームワークにより対応していくことが求められています。
- ③ 働き方改革の実現を目指し、業務内容や各職場の状況に応じて、具体的な取組みを進めています。

課 題

- ① 多様な任用を活用し、有為な人材や専門性を持つ人材の確保に努めるとともに、業務を遂行していくために必要となる能力・技術を持つ人材の計画的な育成が必要です。
- ② 職員の経験・能力・適性を活かしながら、最大限に力を発揮できる組織体制を構築し、職員の実績とキャリアデザインに沿った各種人事施策の推進が必要です。
- ③ 働きやすい職場環境づくりや、PDCAサイクルによる継続的な改善活動により、組織風土の醸成と働き方改革の定着が必要です。

用語解説

^{*1} ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI（人工知能：Artificial Intelligence）やRPA（PCで行なう単純作業の自動化：Robotic Process Automation）、IoT（モノのインターネット：Internet of Things）等。

施 策

(1) 人材の確保と人材の育成

社会情勢の変化に即応し、行政課題に的確に対応していくため、常勤職員のほか、再任用職員・会計年度任用職員等の多様な任用も行ない、必要となる人材の確保に努めます。また、業務に必要な専門性を育成するとともに、幅広い視野を持ち、新たな発想で積極的に挑戦する職員を育成していきます。そのため、政策形成能力と管理能力の強化を重点に、経営能力・創造能力・協働能力・チャレンジ能力等を向上させる、主体的な能力開発に資する研修の充実を図っていきます。

(2) 人事配置の最適化と意欲を高める人事施策

今後、市民ニーズの多様化や行政課題が高度化することが予想される中、発展するICTを利活用しながら、人的資源を有効に配置することで、持続的な行政サービスを提供できる機能的な組織体制を構築していきます。

また、職員の計画的なキャリア形成と任用・評価・研修・処遇が結び付いた人事マネジメントにより、職員の意欲向上を可能とする人事施策を進めていきます。

(3) 働き方改革の推進

PDCAサイクルに基づいた継続的な業務改善による仕事の質の向上や、職員の生活状況を総合的に考慮しながら、柔軟で効率的な職場環境を整備することにより、仕事と生活の調和が図られ、職員一人ひとりが活躍できるとともに、チームとして取り組むことのできる組織となるよう、働き方改革を推進していきます。

主な事務事業

- ・稲城市職員における働き方改革

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
常勤職員の年次有給休暇取得率	63.5%	70.0%	働き方改革の推進による仕事と生活の調和状況を示す指標。
男性常勤職員の育児休業取得率	15.4%	30.0%	働き方改革の推進による仕事と子育ての両立状況を示す指標。

関連する個別計画

計画名称	計画期間	趣旨等
稲城市職員人材育成基本方針	平成16年度～	能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的・方策を示した方針。
稲城市特定事業主行動計画	令和2年度～6年度	仕事と子育ての両立、生活の調和が可能な職場環境を実現するための方策をまとめた計画。
稲城市職員働き方改革基本方針	平成30年度～	働きやすい職場環境を整備し、能力を発揮できる働き方の実現を目指す方針。

3 情報システムを活用した行政サービスの向上

基本構想で示した方向性

AIやRPA等の発展し続けるICT*¹やマイナンバーカード*²を利活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化を図ります。

また、多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスの提供を可能とする事務処理環境の整備に努めていきます。

2030年代の稲城

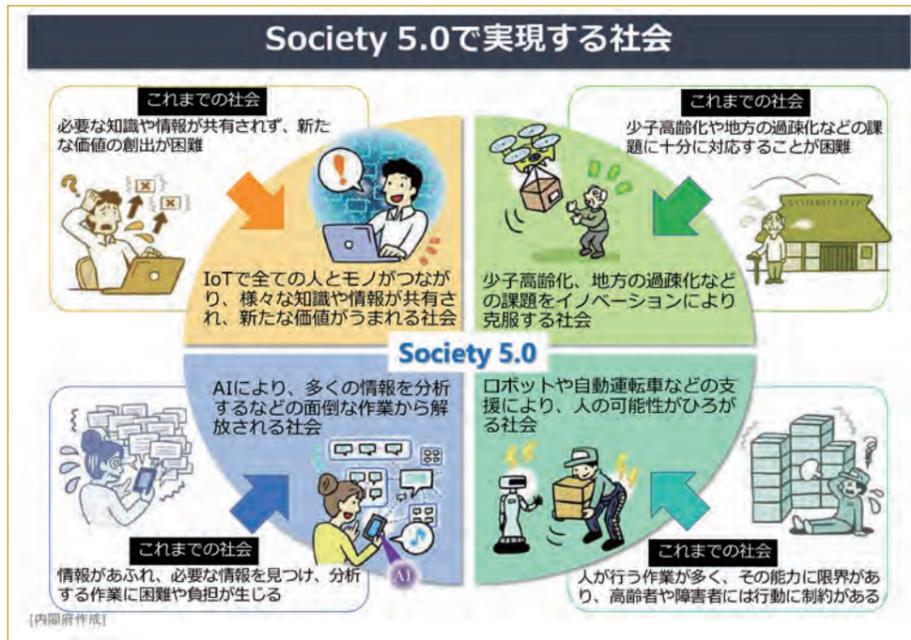
- ① ICTの発展に伴う情報環境の変化に対応しながら、業務の効率化、市民サービス及び情報セキュリティの向上に努めています。
- ② マイナンバーカードを利活用し、行政手続きのオンライン化等による市民サービスの向上、事務の効率化が図られています。

現 状

- ① 多様化する市民ニーズに対応するため、業務システムの運用を行ないながら、事務の効率化及び市民サービスの向上を図っています。
- ② コンビニ交付*³の導入等、マイナンバーカードの利活用に取り組んでいます。

課 題

- ① 多様化する市民ニーズや今後見込まれる労働力人口の減少にも対応し、市民サービスを持続できるシステムの運用や体制づくりが必要です。
- ② 市民サービスの向上や事務の効率化を図るため、さらなるマイナンバーカードの利活用を推進すること等が必要です。



Society5.0のイメージ図

施 策

(1) ICTの利活用の推進

市民ニーズが多様化し、労働力人口の減少が今後見込まれる中においても、質の高い市民サービスを継続していくため、業務システムの効率化に加え、AIやRPA等の発展するICTを活用した事務処理環境の整備を検討します。

また、ICTの利活用を推進するにあたり、適切な情報資産の管理と高い情報セキュリティの維持にも努めます。

(2) マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの普及状況に応じて、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図り、国の推進するマイナポータル*⁴等の活用も視野に入れた、市民の利便性の向上につながる行政手続きのオンライン化、ワンストップ化のほか、マイナンバーカードの利活用の多様化等についての検討を進めます。

また、マイナンバーの利活用を推進するにあたり、セキュリティの維持にも努めます。

成果指標

指標名称	現状	2030年	説明
マイナンバーカードを利用した市独自の行政サービスの種類	コンビニ交付	増加	マイナンバーカードを利活用した市民サービスの状況を示す指標。

マイナンバー制度3つの目的

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止
2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続きが簡単に
3. 行政の効率化 手続きをムダなく正確に



平成29年に開始したコンビニ交付の端末

用語解説

- *¹ ICT：Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称であり、一般的には情報通信技術と訳される。AI（人工知能：Artificial Intelligence）やRPA（PCで行なう単純作業の自動化：Robotic Process Automation）、IoT（モノのインターネット：Internet of Things）等。
- *² マイナンバーカード：住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行なう際の番号確認に利用できる。
- *³ コンビニ交付：住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税（非課税）証明書を、コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用し交付するサービスで、平成29年2月より開始。
- *⁴ マイナポータル：政府が運営するオンラインサービス。マイナンバーカードを利用して、電子申請や行政機関が保有する個人情報の確認等、様々なサービスの利用が可能。

「昨日よりちょっと幸せ」



「新型コロナが落ち着いた頃に、大好きなお店達がつぶれてなくなっていた。そんなまちになってほしくない。」
学校が一斉休校になり、人々が外出自粛していた令和2年3月。世の中は暗いニュースが流れ、閉塞感が漂っていた。飲食店から客足が遠のき経営が苦しくなる一方、各家庭は在宅の家族の三食を用意する日々で疲れていた。

何かできないかと考える人達がいた。「暮らしをちょっと便利にする道具」であるテクノロジーにより、「みんなの暮らしがワクワクして、昨日よりちょっと幸せ」になるよう活動するコミュニティ『Code for INAGI』。

飲食店はテイクアウトやデリバリーへと業態を切り替えているが、その情報はお店ごとに散らばり、日々の一食をお弁当にしたい人達には届いていない。

美味しい料理を提供しようと頑張る飲食店と、お店を応援したい人、お弁当を買いたい家庭とのマッチングが「ちょっと便利に」なるよう『Code for INAGI』は動き始めた。多摩地域の市民の行動が全国へ広がり、数多くのメディアにも取り上げられた「お弁当プロジェクト」だ。テイクアウトやデリバリーができる近隣の飲食店の情報が地図上に表示され、近所で利用できる店が一目で分かる。

きっかけは、デリバリーできる飲食店をアプリにまとめた『こいだいらあたりで Civic Tech』。こんなのあるよと教えてくれたのは『Code for Fuchu』。その情報を受けて『Code for INAGI』は稲城版アプリを1日で



作った。完成度の高くないアプリへの様々な声もあったが、世に出した。飲食店も市民も疲弊している中、みんなの「困った」を1日でも早く解決することを優先したからだ。そうした思いで始まった「稲城お弁当プロジェクト」。

『Code for INAGI』のメンバーや飲食店だけではなく、利用する人もお店の情報を入力し、一緒に作り上げていく、参加型が特徴のアプリ。掲載する際には、必ず店主に挨拶をして確認をとる。稲城の「人」と「テクノロジー」の融合。

まちにある「困った」を何とかしたいという「思い」があり、解決できる力を持つ人がいる。そこに、人と人の顔の見えるつながりがあるからこそ、「困った」と「思い」をマッチングするテクノロジーが生きてくる。

商工会にも協力を依頼し、信用・情報・費用面での弱点を補った。活動は稲城市全域に広まり、2度のチラシ全戸配布が行なわれ、商工会によるデリバリーも実現した。

このまちに暮らす人達が、自分の「ちょっと得意なこと」で、楽しく住みやすくなるきっかけや流れをつくる。みんながまちの中の「楽しそうなこと」に関わりたくなる、活動したくなる。そうした気持ち、思い。それがシビックプライド。

市民が、企業が、行政が、それぞれの得意分野で楽しみながらまちをつくる。それがシビックプライドにつながり、稲城に「昨日よりちょっと幸せ」な暮らしが広がっていく。



資料編

- 162 稲城市のあゆみ
- 167 第五次稲城市長期総合計画の策定経過
- 168 2030年の稲城を描く市民会議
- 170 稲城市長期総合計画審議会
- 172 市議会 長期総合計画検討特別委員会名簿
市議会 長期総合計画基本構想審査特別委員会名簿
- 173 地区別人口推計
- 174 施策別関連SDGs項目と主な担当課一覧表



稲城市のあゆみ

西暦	和暦	主なできごと
1889	明治22	町村制施行により、6ヵ村が合併して「稲城村」となる
1897	30	稲城村役場が建設される
1919	大正8	稲城村に電灯が灯る
1927	昭和2	南武鉄道（現：JR南武線）登戸～大丸間開通（大丸、稲城長沼、矢野口3駅設置）多摩川果実生産組合連合会発足
1929	4	南武鉄道・川崎～立川間全線開通
1930	5	稲城郵便取扱所開所 鶴川街道が拡張される
1935	10	多摩川原橋開通 多摩川渡船（矢野口の渡し）解散
1937	12	稲城郵便取扱所が稲城郵便局に昇格
1938	13	火工板橋火薬製造所多摩分工場（後の火工板多摩火薬製造所）操業開始
1942	17	是政橋開通 （是政の渡し、押立の渡しが廃止）
1944	19	稲城村農業会設立
1946	21	稲城村国民健康保険直営病院設置 火工板多摩火薬製造所を米軍が接收し、米空軍の多摩弾薬庫となる
1947	22	学制の改革により稲城第一小学校（東長沼）、稲城第二小学校（坂浜）、稲城中学校（現：稲城第一中学校：百村）誕生
1948	23	稲城村農業協同組合設立 稲城村消防団自治体消防として発足
1949	24	押立及び常久の一部が北多摩郡多磨村（現：府中市）から稲城村に編入
1952	27	稲城村教育委員会設置
1953	28	稲城病院坂浜診療所開設
1956	31	稲城第三小学校開校（大丸）
1957	32	4月1日『町制施行』（人口10,145人/1,940世帯） 是政橋が鉄筋コンクリート橋となる 稲城町庁舎落成
1960	35	簡易水道事業開始
1961	36	町道の一部が初めて舗装される
1963	38	南武線（登戸～稲城長沼間）複線化

西暦	和暦	主なできごと
1964	昭和39	多摩川衛生組合（ごみ処理）設立（稲城、狛江、多摩の三町により事務組合設立）
1965	40	上水道事業着工 多摩ニュータウン事業が都市計画決定 多摩川衛生組合ごみ焼却炉完成
1966	41	南武線全線複線化 給水場を大丸に設置し、初めての給水開始
1967	42	町章（現：市章）制定、町制10周年 稲城多摩衛生組合（し尿処理）設立（47年に多摩川衛生組合と合併して、現在の多摩川衛生組合となる） 常備消防稲城町消防本部設置
1968	43	稲城町体育協会発足 稲城町工業会発足
1969	44	町立保育園開園（旧：第一保育園：矢野口） 第1回町民体育大会開催 第1回町民文化祭開催
1970	45	稲城消防署発足 （職員19人、ポンプ車1台、救急車1台） 稲城第四小学校開校（押立） 多摩川緑地公園開設（矢野口） 町で初めての都市計画道路2・2・8号線（現3・4・17号線：平尾）一部開通 稲城町役場平尾出張所開設 平尾団地入居開始 稲城第五小学校開校（平尾） 稲城町都市計画審議会発足
1971	46	町立学校給食センター完成 町立稲城中央病院新築（鉄筋化） 稲城町社会福祉協議会発足 京王相模原線が京王よみうりランド駅まで開通 稲城町立学童保育所設置 多摩ニュータウン稲城地区の事業が承認 11月1日『市制施行』（人口36,800人、11,999世帯） 平尾～市役所間バス路線開通 第1回産業まつり開催
1972	47	第二保育園開園（東長沼）、児童館開館 少年キャンプ村始まる（矢野口） 稲城第二中学校開校（坂浜）
1973	48	多摩川児童交通公園完成 東京都三市収益事業組合設立、江戸川競艇を開催 第1回稲城市スポーツ大会開催 中央文化センター（公民館、図書館）開館（東長沼） 市の木「イチヨウ」、市の花「梨」を制定

西暦	和暦	主なできごと
1974	昭和49	稲城消防署新庁舎完成 広報無線放送開始 稲城市上水道事業が東京都に統合 市営プール開設（大丸） 梨「稲城」の栽培が始まる 京王相模原線が多摩センターまで開通（稲城駅、若葉駅開設）
1975	50	稲城市長期総合計画・基本構想策定 平尾～市立病院間バス路線開通 稲城第六小学校開校（大丸） 第二文化センター（公民館、児童館、老人福祉館、図書館）開館（矢野口） 北緑地公園開設 第1回稲城市芸術祭開催 第三保育園開園（坂浜） 京王よみうりランド駅前土地区画整理組合設立認可 平尾土地区画整理組合、稲城第一土地区画整理組合設立認可
1976	51	第1回市民体カづくりマラソン大会開催 稲城市新生活運動推進協議会結成 稲城第七小学校開校（矢野口） 稲城第八小学校開校（平尾） 第1回市民水泳大会開催 雨水ポンプ場完成 第四保育園開園（大丸） 第五保育園開園（平尾） 長期総合計画・前期基本計画策定
1977	52	都立稲城高校開校（坂浜） 稲城第三中学校開校（矢野口）
1978	53	多摩川衛生組合に不燃・粗大ごみ破砕機導入 稲城中央土地区画整理事業の事業認可 高尾ぶどうの栽培が軌道にのる
1979	54	第三文化センター（公民館、児童館、図書館）開館（平尾）
1980	55	第1回多摩川清掃デー開催 稲城市高齢者事業団が発足（現：シルバー人材センター）
1981	56	市立病院にCTスキャナー導入 消防署に化学消防車導入 市役所新庁舎完成（百村7番地から現在地に移転） 市制施行10周年を記念し市民憲章を制定、自治功労・一般表彰始まる 公共下水道汚水管理設工事業開始 稲城市土地利用基本計画策定 京王よみうりランド駅前土地区画整理事業完了

西暦	和暦	主なできごと
1982	昭和57	矢野口コミュニティ防災センター完成 市制10周年記念公園（吉方公園）完成 都立稲城保健相談所開所 福祉センター開館（障害者の通所訓練事業開始） 平尾土地区画整理事業完了
1983	58	教育相談所開設 南山スポーツ広場利用開始 第四文化センター（公民館、児童館、図書館）開館（東長沼） 平尾～稲城駅間バス路線開設 多摩ニュータウン稲城地区の造成工事に着手
1984	59	市立病院医事課窓口コンピュータ設置 三沢川分水路完成（三沢川坂浜取入口～多摩川） 稲城市民憲章推進協議会発足 チュニジア共和国大使から絵画の寄贈、この後、学校間の文化交流が始まる 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合・谷戸沢処分場開設 長期総合計画・後期基本計画策定
1985	60	稲城第四中学校開校（押立） 市の人口が5万人を超える（5月15日） 中国北京市区県友好代表団が市を訪問 下水道の供用開始 坂浜コミュニティ防災センター完成
1986	61	稲城駅～新百合ヶ丘駅間バス路線開通 特別養護老人ホーム「正吉苑」開設（平尾） 住民登録事務の電算化、住民情報システム稼働 坂浜西地区土地区画整理事業（59ha）が東京都第二次長期計画に位置付けされる 既成市街地整備基本計画策定
1987	62	大丸親水公園完成 第六保育園開園（大丸）
1988	63	多摩ニュータウン向陽台地区入居開始 向陽台小学校・稲城第五中学校開校（向陽台） 防災行政無線の運用開始
1989	昭和64 平成元	稲城村生誕百年（4月1日） 駒沢女子短期大学開校 市立図書館にコンピュータ導入 榎戸土地区画整理事業の事業認可
1990	2	女性行動計画策定 「ガーデンシティ多摩」を向陽台で開催 町界町名地番整理事業を施行（平尾地区） 第二次長期総合計画・基本構想策定 情報公開制度開始 坂浜西地区土地区画整理事業（215ha）が東京都第三次長期計画に位置付けされる

総論
基本構想
基本計画
1 子育て・教育・文化
2 保健・医療・福祉
3 環境・経済・観光
4 都市基盤整備・消防・防犯
5 市民・行政
資料編

西暦	和暦	主なできごと
1991	平成3	消防署に梯子付消防ポンプ車導入 (仮称)第二多摩川原橋(現:稲城大橋)整備事業が都市計画決定 京王相模原線が橋本まで開通 東京南農業協同組合発足 老人保健施設「ヒルトプロマン」が稲城台病院に開設 平和都市宣言議決 第二次長期総合計画・基本計画策定 稲城中央公園開設 野球場開設(稲城中央公園内) 総合グラウンド開設(稲城中央公園内) 市制施行20周年 北海道女満別町と姉妹都市提携 稲城第一土地区画整理事業完了 大丸北土地区画整理組合設立認可
1992	4	城山小学校開校(向陽台) 上谷戸大橋完成 稲城駅、若葉台駅に快速電車停車 いなぎグリーンウェルネス財団設立 総合体育館開館(稲城中央公園内) 城山文化センター(公民館、児童館)開館(向陽台) 堅台土地区画整理組合設立認可
1993	5	矢野口駅周辺土地区画整理事業の事業認可 南多摩駅周辺土地区画整理事業の事業認可 稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の事業認可 第二次稲城市土地利用基本計画策定 多摩川衛生組合から多摩市が脱退し、新たに府中市が加入し新体制となる 消防署に救急救命士が同乗する高規格救急車が配備 J R南武線連続立体交差事業が認可 稲城中央土地区画整理事業完了 堂ヶ谷戸土地区画整理事業の事業認可
1994	6	稲城市人材バンク事業開始 百村土地区画整理事業の事業認可 百村コミュニティ防災センター開設 在宅介護支援センター事業開始
1994	6	矢野口松葉地区に東京都の稲城ポンプ場完成 ごみ減量化推進全国大会で国からクリーンリサイクルタウンに選定される リサイクルショップ開設
1995	7	稲城駅～長峰間バス運行開始 多摩ニュータウン長峰地区入居開始 特別養護老人ホーム「いなぎ苑」開設(百村) 長峰小学校開校(長峰) 稲城大橋有料道路開通 中国四川省稲城県訪日団が訪問

西暦	和暦	主なできごと
1996	平成8	向陽台地区が都市景観大賞建設大臣賞を受賞し都市景観100選に選ばれる 大丸南土地区画整理組合設立認可 消費者ルーム開設(百村:首都圏コープ事業連合稲城事務センター内) 行政改革大綱を決定 第二次長期総合計画・修正基本計画策定 大丸北土地区画整理事業完了 男女平等推進いなぎプラン(新女性行動計画)、Inagiあいプラン(稲城市生涯学習推進計画)策定
1997	9	東京都稲城保健相談所の業務の一部を市へ移管し、保健センターとして開設 J R南武線連続立体交差事業に着手 特別養護老人ホーム「ひらお苑」開設(平尾) 稲城中央公園「くじら橋」開通 堂ヶ谷戸土地区画整理事業完了
1998	10	稲城第三(現:若葉台)公園多目的広場開設 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合・ニッ塚処分場開設 多摩川衛生組合新工場完成(150t炉3基で稼働) 市立病院新病棟開業・業務開始 平尾南土地区画整理組合設立認可 稲城市消防団50周年、稲城市消防本部開設30周年記念
1999	11	多摩ニュータウン若葉台地区入居開始 稲城市役所若葉台出張所開設 堅台土地区画整理事業完了 若葉台小学校・稲城第六中学校開校(若葉台) 第二給食調理場開設
2000	12	「まちをきれいにする市民条例」制定 玉川大学と教育活動の全面提携を結ぶ 稲城市公式ホームページ開設 第三次長期総合計画・基本構想策定
2001	13	市制施行30周年を迎える(人口70,033人、28,186世帯) ヴェルディ川崎東京移転、稲城を本拠地に 第三次長期総合計画・基本計画策定 第二次行政改革大綱・実施計画を決定 子ども家庭支援センター開設(向陽台) クリーンセンター多摩川と市立病院間の余熱利用温水システム竣工
2002	14	稲城市循環バス「iバス」本運行開始 第1回 I のまちいなぎ市民祭開催 旧稲城第五小学校と旧稲城第八小学校の統合により平尾小学校開校(平尾)

西暦	和暦	主なできごと
2003	平成15	はつらつワーク稲城を開設し、55歳以上の就業希望者の職業紹介事業を開始 いなぎ I C カレッジ開講 平尾南土地区画整理事業完了
2004	16	市立病院アドボカシー相談室開設 「ふれんど平尾(旧:稲城第八小学校)」開設 家庭ゴミ有料化
2005	17	地域振興プラザ開館(東長沼) J R南武線連続立体交差事業第一期工事完了 若葉総合高校開校(坂浜)
2006	18	中央図書館・城山体験学習館開館(向陽台) 上谷戸緑地体験学習館開館(若葉台) 市立学校アドボカシー相談室開設 北海道大空町(女満別町と東藻琴村の合併により誕生)と姉妹都市提携 大丸南土地区画整理事業完了 南山東部土地区画整理組合設立認可 第三次行政改革大綱・実施計画を決定 「稲城の梨」が特許庁から地域ブランドに認定される 多摩川原橋が4車線に拡幅
2007	19	地方自治法施行60周年総務大臣表彰受賞 稲城市が国に提案した介護支援ボランティア制度が実現 上谷戸親水公園が国土交通省の「手づくり郷土(ふるさと)賞」を受賞 南多摩尾根幹線開通 消防団災害支援団員制度が発足
2008	20	京王線沿線7市の図書館相互利用開始 市民参加型の「農業体験農園」が市内2園で始まる お酒「みのり」、「梨ワイン」に続き稲城の地場産「梅ワイン」が販売開始し、三兄弟が出そろう
2009	21	複合施設 i プラザ開館(若葉台) 市税等のコンビニエンスストア納付開始 市内初の認定こども園開園 よみうりV通り完成
2010	22	介護支援ボランティア制度の実践活動により日本ヘルスサポート学会賞を受賞 事業仕分けを実施 稲城大橋無料化 上平尾土地区画整理組合設立認可 第四次長期総合計画・基本構想策定

西暦	和暦	主なできごと
2011	平成23	市制施行40周年を迎える(人口85,229人、36,048世帯) 第四次長期総合計画・基本計画策定 市制施行40周年を記念して稲城市イメージキャラクター「稲城なしのすけ」誕生 東日本大震災発災直後からの福島県相馬市への救助活動等が評価され、稲城市消防本部が総務大臣表彰を受賞 中島ゆうし保育園開園(初の公立保育園民営化) 多摩都市計画道路3・3・7号線交通開放(是政橋から川崎街道を結ぶ新設道路)
2012	24	健康プラザ開業(大丸) 市立病院健診センター開設(大丸) 名誉市民制度創設 市民栄誉賞制度創設 稲城・府中墓苑組合設立 小田良土地区画整理組合設立認可
2013	25	J R南武線上り線川崎方面の高架化完了し「踏切の無いまち稲城」が誕生 発達支援センター「レスポーいなぎ」と教育センターをふれんど平尾内に併設 稲城なしのすけがゆるキャラグランプリで東京都第1位を獲得(全国第30位)
2014	26	i バス第1期見直し路線運行開始 放課後子ども教室を小学校8校で開始
2015	27	稲城長峰スポーツ広場開設 南山小学校開校(矢野口) 公営稲城・府中メモリアルパーク開苑 福島県相馬市、長野県野沢温泉村と友好都市提携 子ども家庭支援センター本郷分室開設(東長沼) 稲城押立第一土地区画整理事業完了 メカニックデザイナー大河原邦男プロジェクト開始
2016	28	若葉台駅～南多摩駅間バス路線開通 成田・羽田空港への連絡バスが稲城駅・若葉台駅乗り入れ いなぎ発信基地ペアテラス開業 市制施行45周年を記念して市の鳥「チョウゲンボウ」制定 市道初のトンネルとなる上平尾トンネルが開通 いなぎFree Wi-Fi運用開始
2017	29	稲城消防署上平尾消防出張所開所 i バス第2期見直し路線運行開始 市制施行45周年を記念して「稲城市」、「INAGI CITY」のロゴタイプ制定 各種証明書のコンビニ交付開始

第五次稲城市長期総合計画の策定経過

西暦	和暦	主なできごと	西暦	和暦	主なできごと
2018	平成30	路上喫煙の制限に関する条例施行 稲城市観光協会設立 稲城市消防団発足70周年、稲城市消防本部 開設50周年記念 消防団が総務省消防庁長官表彰旗受賞			
2019	平成31 令和元	住所整理の実施により平尾四丁目が誕生 小田良トンネル、坂浜平尾線が開通 いなぎペアパーク開設			
2020	2	新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (市立小中学校の臨時休校、保育園・学童 クラブの臨時休業、公共施設の閉鎖等) 第五次長期総合計画・基本構想策定 GIGAスクール構想の実施			

1 策定経過

【平成30年度】

- ・「(仮称)第五次稲城市長期総合計画の策定について」を決定
- ・稲城市長期総合計画条例(平成30年稲城市条例第14号)が市議会で可決され、制定・施行
- ・稲城市長期総合計画庁内検討委員会を設置
- ・2030年の稲城を描く市民会議を設置

【平成31年度】

- ・団体別懇談会を実施
- ・市民意識調査を実施
- ・2030年の稲城を描く市民会議から市長へ提言
- ・地区別懇談会を実施
- ・稲城市長期総合計画審議会を設置し、(仮称)第五次稲城市長期総合計画について、市長から諮問

【令和2年度】

- ・稲城市長期総合計画審議会から市長へ答申
- ・第五次稲城市長期総合計画基本構想が市議会で可決
- ・第五次稲城市長期総合計画基本計画を策定
- ・第五次稲城市長期総合計画実施計画を策定

2 稲城市長期総合計画条例の制定

市が、市政に関する長期的かつ総合的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、安定的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的として、稲城市長期総合計画条例を制定。

3 市民の参加

稲城市長期総合計画条例第5条に規定する市民が参加する機会を、次のとおり様々な形で設け実施。

- (1) 2030年の稲城を描く市民会議
- (2) 市民意識調査の実施
- (3) 各種懇談会の実施
 - ① 地区別懇談会(市内全10地区で実施、参加者131人)
 - ② 団体別懇談会(13団体と実施、参加者134人)
- (4) 広報・ホームページを活用した「2030年の稲城に向けたご提案」の募集(23件)

4 稲城市長期総合計画審議会

公募の市民、各種団体の推薦者、各分野に識見を有する者や、学識経験者、市の職員からなる20名の委員が、市長からの諮問により、基本構想の策定に関する事項等について審議し答申。

5 稲城市長期総合計画庁内検討委員会 24回開催

長期総合計画を、市民の意見を踏まえ組織的かつ総合的に策定するため、副市長・教育長・部長(相当職を含む。)で構成する委員会を設置。また、委員会に専門部会を設置。

総論

基本構想

基本計画

1 子育て・教育・文化

2 保健・医療・福祉

3 環境・経済・観光

4 都市基盤整備・消防・防犯

5 市民・行政

資料編

【2030年の稲城を描く市民会議】

市民を主たる構成員とする会議を設置しました。会議では、2030年代の稲城市の将来像について、市民の視点から14回にわたり自由な議論を行ない、『わたしたちが描くまちの姿～10の暮らしたいまちを通してみえてきた3つの姿～』を作成し、市長に提言していただきました。

① 参加者

市内在住・在勤・在学の16歳以上を対象に参加者を公募し、人材バンクや青年ワーカー、駒沢女子大学からの参加を含めて23人の参加者となりました。

市内全10地区から各1人以上、10歳刻みで10代から80代までの全年代から各1人以上、男性12人、女性11人の参加がありました。

2030年の稲城を描く市民会議 参加者名簿

井川 眞知子	島 正夫	戸谷 寿美
磯村 亜希子	所澤 和代	長井 陽海
太田 慶彦	末松 妙子	中倉 美奈子
加藤 拓也	杉村 隆行	西脇 智子
川畑 一夫	須田 勉	萩原 志帆
工藤 耕平	隅田 梓紗	早川 一樹
小島 健太郎	田中 明子	森崎 美月
境 剛一	冨永 順次郎	

平成30年8月2日会議発足時（五十音順）

② 会議の開催（全14回）

第1回 平成30年8月2日（市長あいさつ、自己紹介、説明等）

第2回 平成30年8月31日（市民会議の進め方、「2030年、あなたはどんなまちに暮らしていますか？」をテーマに分散会）

第3回 平成30年9月28日（今後話し合うテーマの決定、小・中学生アンケートの内容について）

第4回 平成30年10月12日（テーマ別分散会討議）

第5回 平成30年11月2日（テーマ別分散会討議）

第6回 平成30年11月30日（テーマ別分散会討議）

第7回 平成30年12月21日（テーマ別分散会討議）

第8回 平成31年1月25日（小・中学生アンケート結果について、12のテーマ振り返り）

第9回 平成31年2月15日（提言書（素案）について）

第10回 平成31年3月15日（提言書（素案）について）

第11回 平成31年4月19日（提言書（案）の決定）

第12回 令和元年5月31日（提言書（案）への市民意見公募の結果について）

第13回 令和元年6月14日（「2030年の稲城を描く市民会議提言書」の完成）

第14回 令和元年6月28日（2030年の稲城を描く市民会議 市長へ提言）

③ 『みんなの稲城2030年アンケート』の実施

2030年の稲城を描く市民会議での議論に小・中学生の意見を取り入れるため、市立小学校5・6年生、市立中学校1・2・3年生を対象に『みんなの稲城2030年アンケート』を実施しました。4,021件の回答がありました。

④ 提言書案への市民意見公募の実施

「2030年の稲城を描く市民会議提言書」を作成するにあたり、広く市民の意見を聞くため意見公募を実施し、内容について検討した上で提言書を完成させました。

稲城市長 高橋 勝浩 様

『わたしたちが描くまちの姿』について（提言）

2030年の稲城を描く市民会議では、23人の参加者で2030年の稲城の姿について話し合ってきました。「2030年、あなたはどんなまちに暮らしていますか？」というキーワードから将来の稲城の姿を考え始め、話し合うテーマをみんなで出し合い、話し合いを重ねました。子ども達はどんな未来を思い描いているのかを知るために、『みんなの稲城2030年アンケート』も実施しました。

話し合った意見、子ども達の意見をまとめて提言書の案を作成し、3度にわたって大きく見直しました。市民に広く意見公募も行いましたし、私達参加者でも様々な意見が出ました。

そうして、まとめた、私達が描くまちの姿です。

10の暮らしたいまちを通してみえてきた3つの姿

市民の力が活躍するまち

コミュニティが活きるまち

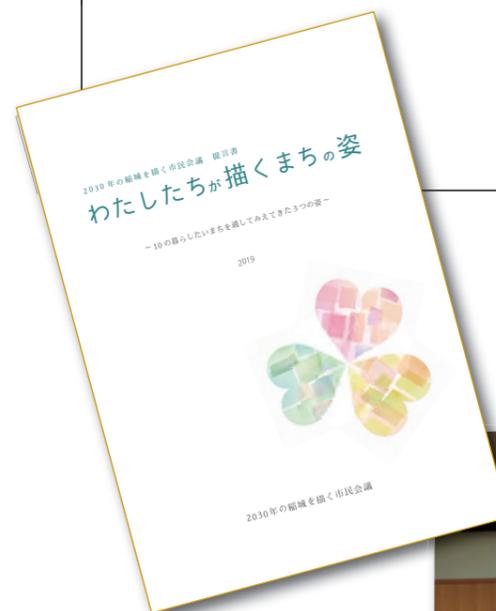
ほどよく田舎ほどよく都会なまち

この中に記されたひとつひとつが、私達23人の言葉でもあります。

2030年の稲城に向けて、ここに提言します。

令和元年6月28日

2030年の稲城を描く市民会議



2030年の稲城を描く市民会議 令和元年6月28日

【稲城市長期総合計画審議会】

稲城市長期総合計画条例第6条第1項の規定により、基本構想の策定に関する事項等について調査及び審議する市長の附属機関として設置しました。4回の全体会議と市内視察、分野別の3つの分科会を設置して基本構想の策定に関する事項等について審議の上、市長に答申いただきました。

① 委員

公募の市民、2030年の稲城を描く市民会議からの推薦者、市民を代表する者、福祉に関し識見を有する者、教育に関し識見を有する者、地域活動に関し識見を有する者、環境に関し識見を有する者、都市計画に関し識見を有する者、市民協働に関し識見を有する者、学識経験者及び市の職員からなる委員20人で構成。

稲城市長期総合計画審議会名簿

区分	推薦団体等	役職	氏名
(1)市民を代表する者	2030年の稲城を描く市民会議		長井 陽海
	公募		鈴木 道江
	公募		上沼 光夫
	公募		浅井 充子
	公募		高橋 達郎
	稲城市農業委員会		松本 一宏
	稲城市商工会		進藤 典吾
	稲城市社会教育委員の会議		渡邊 真砂子
	稲城市消防団		城所 達也
(2)福祉に関し識見を有する者	稲城市民生児童委員協議会	副会長	原田 正行
(3)教育に関し識見を有する者	稲城市教育委員会		今泉 浩史
(4)地域活動に関し識見を有する者	稲城市自治会連合会		佐久間 修
(5)環境に関し識見を有する者	稲城市自然環境保全審議会		横田 比佐夫
(6)都市計画に関し識見を有する者	稲城市都市計画審議会		市古 太郎
(7)市民協働に関し識見を有する者	特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ		野口 貴美子
(8)学識経験者	駒沢女子大学教授	会長	糟谷 恵次
	駒沢女子短期大学講師		今井 大二郎
	東京農工大学准教授		佐藤 敬一
	日本大学教授		福島 康仁
(9)市職員	市副市長		石田 光広

※令和元年11月11日委嘱時

② 会議の開催（全4回・市内視察1回）

第1回 令和元年11月11日（市長から諮問、自己紹介、説明等）

第2回 令和2年1月8日（説明）

第3回 令和2年1月27日（説明）

第4回 令和2年3月27日（基本構想 施策の大綱について審議）

※令和2年度に予定していた会議（全5回）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。文書やメール等により意見集約と確認を繰り返し、答申をまとめた。

市内視察 令和2年2月3日

③ 分科会の設置

分野別の3つの分科会を設置し、分科会ごとに4回開催し、基本構想の策定に関する事項等について専門的な視点から審議を行ないました。

分科会①子育て・教育・保健・医療・福祉分野

分科会②環境・経済・観光・都市基盤整備・消防・防犯分野

分科会③市民・行政分野

分科会名簿

分科会①	分科会②	分科会③
浅井 充子	鈴木 道江	長井 陽海
高橋 達郎	松本 一宏	上沼 光夫
渡邊 真砂子	進藤 典吾	佐久間 修
原田 正行	城所 達也	野口 貴美子
今泉 浩史	横田 比佐夫	福島 康仁
今井 大二郎	市古 太郎	石田 光広
	佐藤 敬一	

④ 答申案への市民意見公募の実施

答申するにあたり、広く市民の意見を聞くため意見公募を実施し、内容について検討した上で、答申書を完成させました。

⑤ 答申

令和2年6月26日 会長、副会長から市長に答申しました。



【市議会 長期総合計画検討特別委員会名簿】

委員長	北浜 けんいち
副委員長	榎本 久春
	武田 まさひと
	中田 中
	岡田 まなぶ
	川村 あや
	池田 英司
	つのだ 寛美
	坂田 たけふみ
	梶浦 みさこ

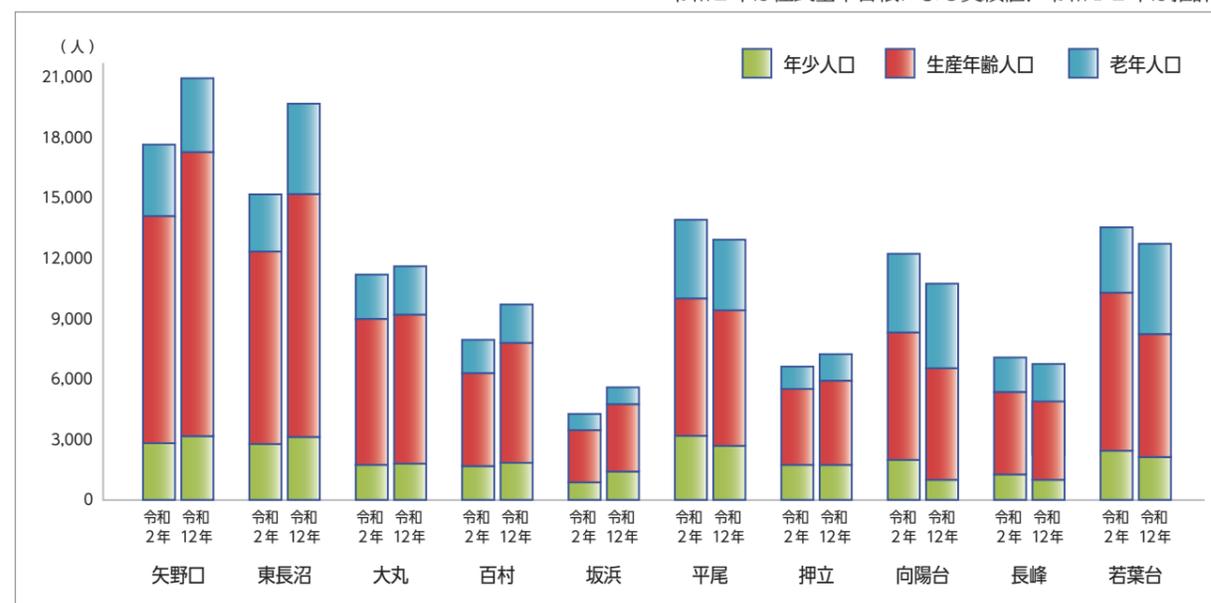
【市議会 長期総合計画基本構想審査特別委員会名簿】

委員長	北浜 けんいち
副委員長	榎本 久春
	いそむら あきこ
	村上 洋子
	武田 まさひと
	中田 中
	鈴木 誠
	あらい 健
	山岸 太一
	田島 きく子
	岡田 まなぶ
	角田 政信
	川村 あや
	池田 英司
	岩佐 ゆきひろ
	佐藤 しんじ
	市瀬 ひさ子
	つのだ 寛美
	中山 賢二
	坂田 たけふみ
	梶浦 みさこ

地区別人口推計

地区	年	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計（人）
		人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	
稲城市	令和2年	13,389	14.6%	58,743	64.1%	19,574	21.3%	91,706
	令和12年	13,542	13.9%	61,425	63.1%	22,384	23.0%	97,351
矢野口	令和2年	2,630	15.3%	11,422	66.3%	3,163	18.4%	17,215
	令和12年	2,919	14.2%	14,126	68.5%	3,576	17.3%	20,621
東長沼	令和2年	2,379	16.4%	9,619	66.4%	2,493	17.2%	14,491
	令和12年	2,934	17.2%	11,294	66.3%	2,810	16.5%	17,038
大丸	令和2年	1,150	12.2%	5,955	63.4%	2,287	24.4%	9,392
	令和12年	1,300	13.3%	6,239	63.7%	2,260	23.1%	9,799
百村	令和2年	877	16.5%	3,452	65.0%	979	18.4%	5,308
	令和12年	1,104	16.9%	4,245	65.1%	1,172	18.0%	6,522
坂浜	令和2年	444	14.4%	1,913	61.8%	736	23.8%	3,093
	令和12年	1,016	22.0%	2,905	63.0%	687	14.9%	4,608
平尾	令和2年	1,632	13.6%	6,659	55.4%	3,731	31.0%	12,022
	令和12年	1,264	11.6%	6,183	56.8%	3,445	31.6%	10,892
押立	令和2年	723	15.0%	2,992	62.0%	1,114	23.1%	4,829
	令和12年	767	15.1%	3,297	65.0%	1,006	19.8%	5,070
向陽台	令和2年	1,105	12.4%	5,293	59.4%	2,506	28.1%	8,904
	令和12年	508	6.8%	3,905	52.7%	2,999	40.5%	7,412
長峰	令和2年	661	14.6%	2,848	62.8%	1,026	22.6%	4,535
	令和12年	581	13.4%	2,383	54.8%	1,384	31.8%	4,348
若葉台	令和2年	1,788	15.0%	8,590	72.1%	1,539	12.9%	11,917
	令和12年	1,148	10.4%	6,847	62.0%	3,045	27.6%	11,041

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない部分があります。
4月1日の人口。
令和2年は住民基本台帳による実績値、令和12年は推計値。



施策別関連SDGs項目と主な担当課一覧表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	主な担当課
1. 貧困をなくそう																		
2. 飢餓をゼロに																		
3. すべての人に健康と福祉を																		
4. 質の高い教育をみんなに																		
5. ジェンダー平等を実現しよう																		
6. 安全な水とトイレを世界中に																		
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに																		
8. 働きがいも経済成長も																		
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう																		
第1章 子育て・教育・文化・育ち・学びを通してだれもが輝けるまち 稲城																		
第1節 育ち育てる力の充実																		
1 育ち育てる環境の充実				●	●					●								子育て支援課、子ども家庭支援センター課、児童青少年課、生涯学習課
2 育ち育てる相談・支援体制の充実	●		●	●						●								子育て支援課、子ども家庭支援センター課、健康課
3 青少年の健全育成								●										児童青少年課
第2節 生きぬく力の育成																		
1 義務教育の内容の充実				●	●					●								指導課
2 教育環境の充実				●						●	●							教育総務課、学務課、学校給食課
第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興																		
1 生涯学習の推進				●														生涯学習課、図書館課
2 歴史・文化・芸術の振興				●							●							生涯学習課
第2章 保健・医療・福祉・だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城																		
第1節 健やかな暮らしと医療の充実																		
1 健康づくりの推進			●		●													健康課
2 地域医療体制の充実			●															健康課、市立病院管理課・医事課
3 市立病院の充実			●															市立病院管理課・医事課
第2節 安心して暮らせる地域福祉																		
1 地域福祉の展開			●							●								生活福祉課
2 高齢者福祉の充実			●							●	●							高齢福祉課
3 障害者(児)福祉の充実			●	●						●	●							障害福祉課
4 生活の安定と自立への支援の充実	●	●	●							●								生活福祉課
第3節 公的医療保険と年金制度の推進																		
1 公的医療保険と年金制度の推進	●	●								●								保険年金課
第3章 環境・経済・観光・水と緑・つつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城																		
第1節 地域循環共生圏形成の推進																		
1 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進			●			●				●	●	●						緑と環境課
2 循環型社会づくり					●	●		●		●		●	●					生活環境課
3 良好な生活環境の保持・増進			●		●					●	●	●						生活環境課
4 生物多様性の保全			●	●						●								緑と環境課
第2節 豊かな水と緑のあるまちづくり																		
1 自然環境の保全と緑の創出					●					●								緑と環境課、まちづくり計画課
2 水と緑・公園の魅力の向上										●								緑と環境課

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	主な担当課
10. 人や国の不平等をなくそう																		
11. 住み続けられるまちづくりを																		
12. つくる責任つかう責任																		
13. 気候変動に具体的な対策を																		
14. 海の豊かさを守ろう																		
15. 陸の豊かさを守ろう																		
16. 平和と公正をすべての人に																		
17. パートナリシップで目標を達成しよう																		
第3章 環境・経済・観光																		
第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信																		
1 持続可能な都市農業の振興		●						●				●						経済課
2 商工業の活性化								●	●									経済課
3 スポーツ・レクリエーション活動の振興			●															スポーツ推進課
4 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進								●										観光課
第4章 都市基盤整備・消防・防犯																		
第1節 安心して暮らせるまちづくり																		
1 計画的で適切な土地利用の推進									●									まちづくり計画課
2 市街地の整備																		区画整理課、まちづくり計画課
3 市街地の再生																		まちづくり再生課
第2節 便利で快適な生活環境の整備																		
1 道路環境の向上				●									●					土木課、まちづくり計画課、管理課
2 交通環境(モビリティ)の向上				●									●					まちづくり計画課、管理課、土木課
3 衛生環境の向上									●						●	●		下水道課
4 総合的な水害対策の推進																		土木課、管理課、下水道課
第3節 安全で安心な暮らしを守る対策																		
1 消防体制の充実	●																	消防総務課、警防課、防災課、予防課
2 救急医療体制の充実																		警防課、市立病院管理課・医事課
3 地域防災活動の推進	●																	防災課
4 防犯活動の推進																		総務契約課
5 安全で安心な消費生活の推進																		市民協働課
第5章 市民・行政・みんなでつくる持続可能な市民のまち 稲城																		
第1節 互いに尊重し合う意識の醸成																		
1 互いに尊重し合う意識の醸成																		市民協働課、総務契約課
第2節 コミュニティの充実と交流の推進																		
1 コミュニティの育成支援																		総務契約課、市民協働課
2 都市間交流・多文化交流の推進																		市民協働課、企画政策課
第3節 市民が参加するまちづくり																		
1 市民と行政の情報の共有																		秘書広報課、ICT推進課、文書法制課
2 市民協働の推進																		市民協働課
第4節 持続可能な自治体経営																		
1 健全な行財政運営																		企画政策課、財政課、財産管理課、建築保全課
2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置																		人事課
3 情報システムを活用した行政サービスの向上																		ICT推進課、企画政策課

第五次稲城市長期総合計画

発行日 令和3年3月

発行 稲城市

〒206-8601

東京都稲城市東長沼2111

電話 042-378-2111 (代表)

<http://www.city.inagi.tokyo.jp>



市ホームページ



第五次稲城市長期総合計画

inagicity

